

和歌山県公共事業事前評価システム
評価マニュアル（案）

平成 1 7 年 3 月

和歌山県

〔目 次〕

I. 公共事業事前評価システムの目的と仕組み	1
1. 公共事業事前評価システム構築の目的	1
2. 公共事業事前評価システムの位置付け	1
3. 構築すべき評価システムの仕組み	2
(1) 構築に当たっての基本的考え方	2
(2) 公共事業事前評価システムの構成	3
(3) 公共事業事前評価システムの流れ	4
4. 評価結果の整理	5
5. 施策目標体系の設定	7
(1) 施策目標の分類	7
(2) 施策目標の設定	7
(3) 施策目標の狙い	9
II. 個別事業妥当性評価	12
1. 個別事業妥当性評価の目的	12
2. 施策目標に属する事業を対象とした個別事業妥当性評価	12
(1) 評価項目	12
(2) 評価ステップ	13
3. 施策目標に属さない事業を対象とした個別事業妥当性評価	22
(1) 評価項目	22
(2) 評価ステップ	25
III. 事業箇所間優先度評価	54
1. 事業箇所間優先度評価の目的	54
2. 事業箇所間優先度評価の評価項目と事業箇所間ランク	54
3. 客観的指標による施策目標への貢献度の把握	56
(1) 貢献度指標の設定	56
(2) 客観的指標による施策目標への貢献度の評価ステップ	57
(3) 公共事業事前評価結果整理表への記入要領	59
(4) 施策目標毎の貢献度指標値の把握方法	60

4 . 副次的効果の度合いの把握	100
(1) 副次的効果体系の設定	100
(2) 副次的効果の評価要件の設定	103
(3) 副次的効果の度合いの評価ステップ	105
(4) 副次的効果評価（個票）への記入要領	106
(5) 公共事業事前評価結果整理表への記入要領	110

1. 公共事業事前評価システムの目的と仕組み

1. 公共事業事前評価システム構築の目的

わが国経済は、回復の兆しは見えつつあるものの、依然として停滞しており、特に地方経済は一段と厳しい環境下にある。このような中、公共事業を取り巻くわが県の財政事情は厳しく、今後、より一層の社会資本の充実が必要なわが県にとって、これまで以上に、効率的、効果的に社会資本整備を進めていくことが求められる。

和歌山県公共事業事前評価システムは、このような公共事業に求められる要請に応えるとともに、事業採択過程の透明性を確保し、県民へのアカウンタビリティ（説明責任）を果たすため、現在計画されている事業（地区・箇所）を対象として、

事業箇所毎の妥当性の検証

事業箇所間の優先度の検討

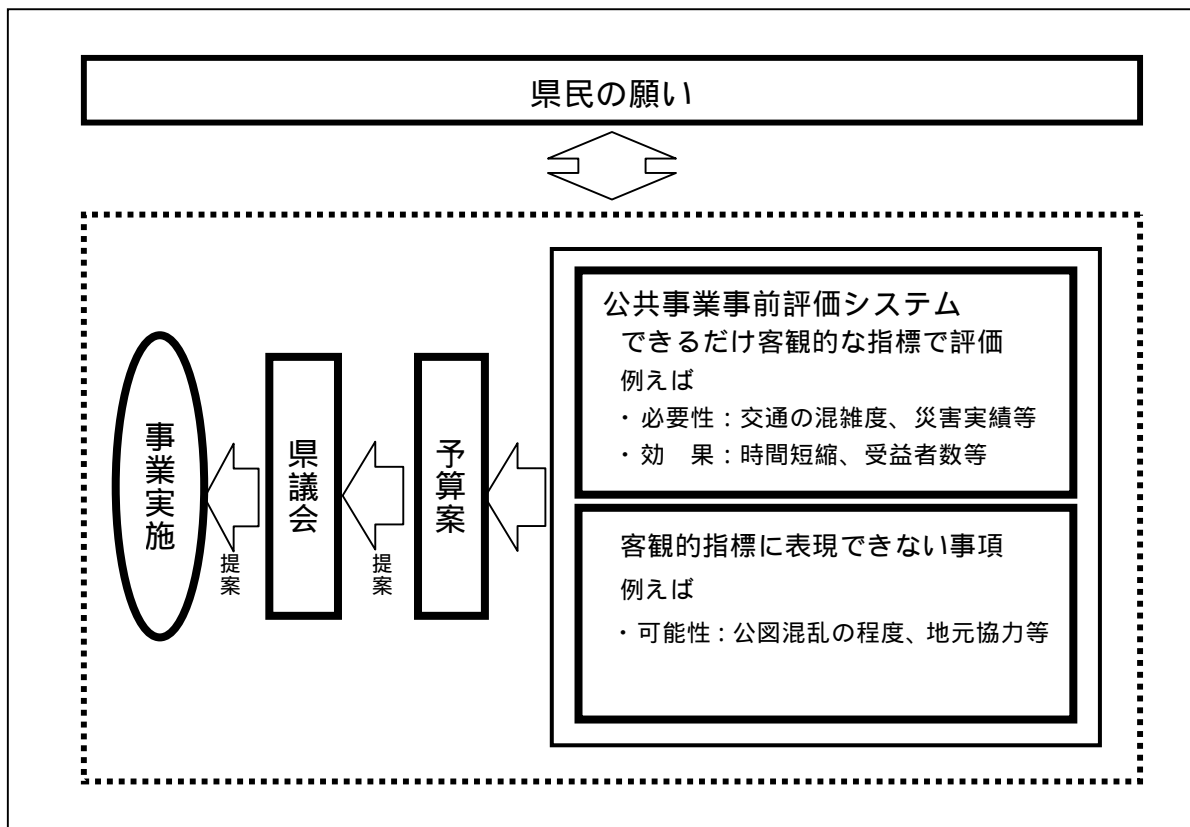
を行うことを目的に構築する。

2. 公共事業事前評価システムの位置付け

公共事業事前評価システムは、事業実施に当たり、当該事業箇所についてできるだけ客観的な指標を用いて評価するものであり、その評価結果は、事業熟度等客観的に表現できない事項とともに、予算編成に当たっての重要な参考資料として活用する。

編成された予算原案は、県議会の審議・議決を経て実施段階に移行する。

図表 1 公共事業事前評価システムの位置付け



3. 構築すべき評価システムの仕組み

(1) 構築に当たっての基本的考え方

公共事業事前評価システムの構成

事業箇所毎の妥当性の検証と事業箇所間の優先度の検討を行うため、公共事業事前評価システムは、妥当性評価と優先度評価の2つの評価から構成する。

妥当性評価については、事業箇所毎に、事業計画に不十分な点がないか否かを絶対的な視点からチェックできる仕組みとし、優先度評価は、事業箇所間の相対的な優先度について検討できる仕組みとする。

なお、一部の事業については、個別事業を対象とした妥当性評価のみを実施することとする。

優先度評価の視点・仕組み

社会資本を効果的・効率的に整備していくためには、公共事業によって県民の生活や産業の活動をどのように変化させたいのか、その施策目標を明確にする必要がある（施策目標については10～11頁参照）。

優先度評価は、まず、この施策目標を設定した上で、「目標の実現に向けてどの事業箇所を優先的に実施していくべきか」という視点を設け、公共事業全体を対象に、事業箇所間の優先度が検討できる仕組みとする。

アカウンタビリティの確保

公共事業事前評価システムは、事業採択過程の透明性を確保し、県民へのアカウンタビリティ（説明責任）を果たすものである。

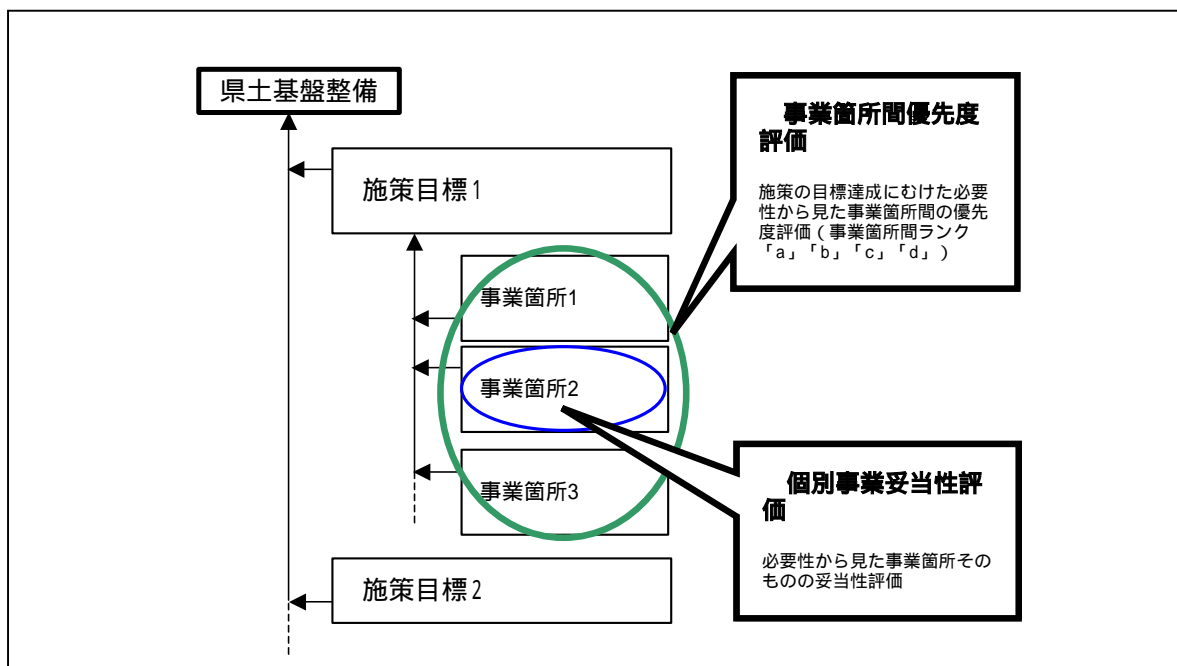
従って、評価システムの構築に当たっては、事業採択過程や事業実施の可否について客観性・透明性を確保できることに、特に留意しなければならない。

(2)公共事業事前評価システムの構成

以上の基本的考え方に基づき、公共事業事前評価システムは、公共事業に係る施策目標を設定することによって、相対的な優先度を検討する「事業箇所間優先度評価」、事業箇所毎の妥当性をチェックする「個別事業妥当性評価」の2つの評価ステップから構成する。

なお、「事業箇所間優先度評価」では、事業箇所間ランク「a」「b」「c」「d」の4区分にランク分けする。

図表 2 和歌山県事前公共事業評価システムの構成



注：一部の事業については、「個別事業妥当性評価」のみを実施することとする。

図表 3 各評価ステップの役割

個別事業妥当性評価 (詳細 12 頁へ)	事業箇所間優先度評価 (詳細 54 頁へ)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性から見た事業箇所そのものの妥当性をチェック <p>[評価項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容の妥当性 ・ 経済効率面の妥当性 ・ 環境的側面の妥当性 ・ 県が実施することの妥当性 ・ 計画の熟度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策目標の実現に向け、どの事業箇所の貢献度がより高いかを評価 ・ 同じ施策目標下の事業箇所を対象に、事業箇所間ランク「a」「b」「c」「d」を設定 <p>[評価項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 客観的指標による施策目標への貢献度 ・ 副次的効果の度合い

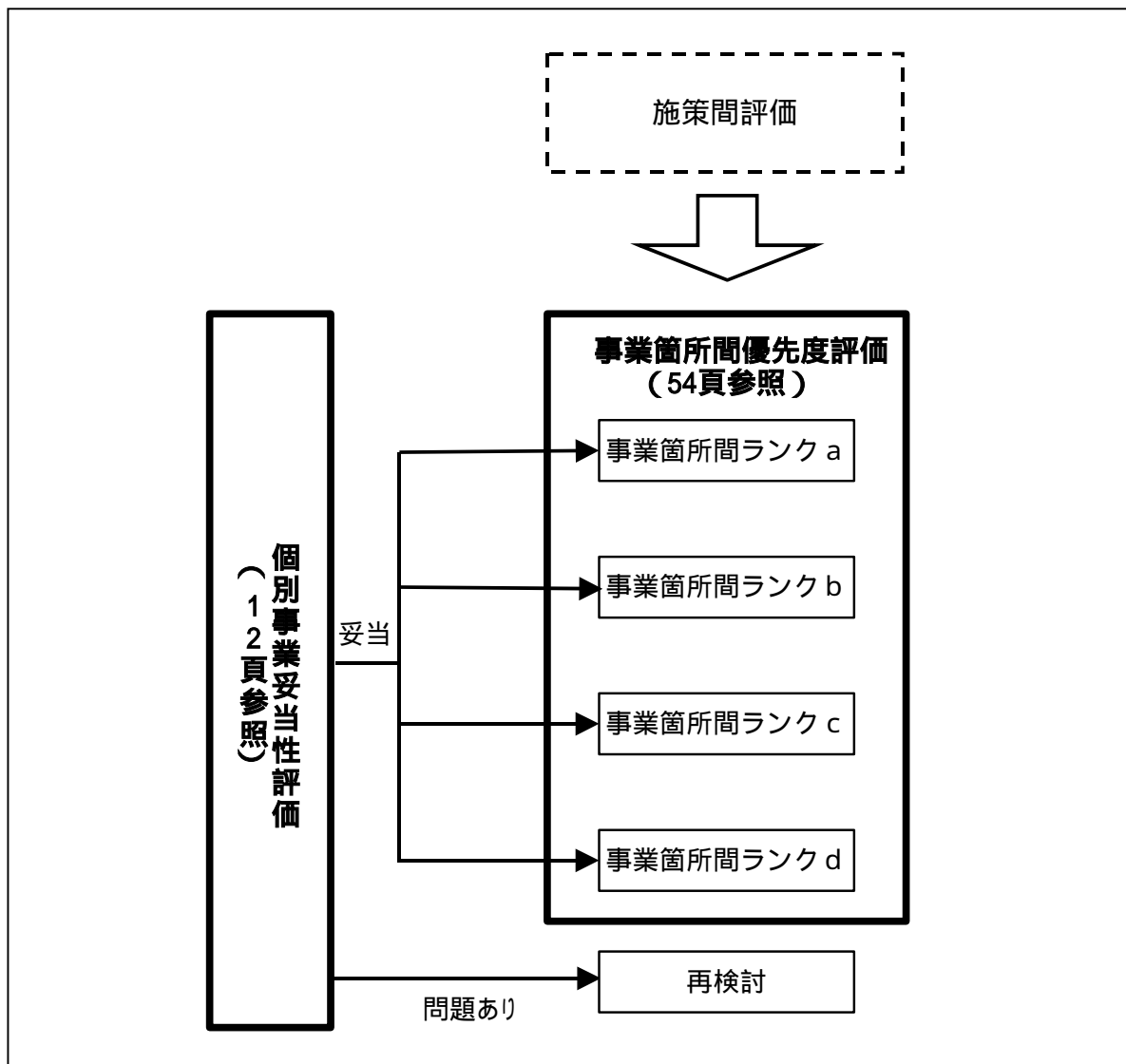
(3)公共事業事前評価システムの流れ

3つの評価「施策間評価」、「事業箇所間優先度評価」、「個別事業妥当性評価」の流れを図示すると、次のように整理できる。

公共事業事前評価システムでは、まず、「個別事業妥当性評価」を実施する。その上で、妥当とされた事業箇所を対象に「事業箇所間優先度評価」を実施する。問題のある事業箇所は、再検討とし、次年度以降に繰り越す。「事業箇所間優先度評価」では、客観的指標による施策目標への貢献度と副次的効果の度合いの2つの評価から事業箇所間ランクを設定する。事業箇所間ランク「a」～「d」の4段階とする。

なお、一部の事業については、「個別事業妥当性評価」のみを実施することとする。

図表4 公共事業事前評価システムの流れ（案）



4. 評価結果の整理

図表5に示すとおり、評価結果を整理するために次の3つの帳票（様式1～3）を作成する¹。

「様式1：個別事業妥当性評価（個票）」「様式2：副次的効果評価（個票）」は、それぞれ、各事業箇所の妥当性評価結果及び副次的効果の評価結果を整理するための帳票であり、事業箇所毎に用意されるものである。また、「様式3：公共事業事前評価結果整理表」は、各施策目標に属する事業箇所の評価結果を一覧として整理するための帳票である。

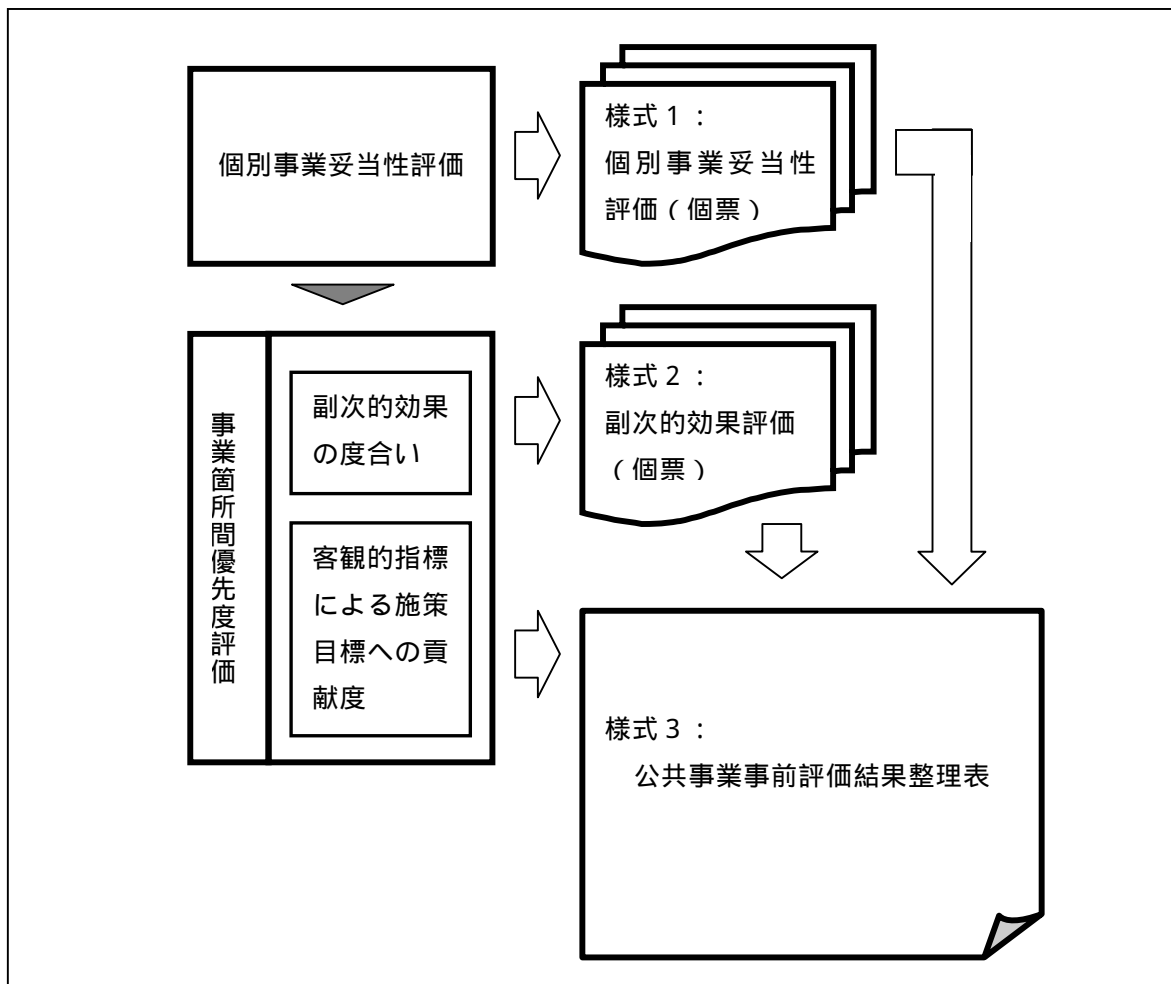
なお、「様式3：公共事業事前評価結果整理表」を次頁に示す。

（様式1は14～53頁を、様式2は106～109頁をそれぞれ参照）

図表5 公共事業事前評価システムに用いる帳票

様式1：個別事業妥当性評価（個票）
様式2：副次的効果評価（個票）
様式3：公共事業事前評価結果整理表

図表6 評価ステップ・評価項目と帳票との関係



注：様式については、行政パソコン Global ファイル一覧 県土整備部 県土整備総務課 共通帳票 政策企画班 事前評価システム様式。様式2、3については、各施策目標毎の様式に掲載。

¹ 一部の事業については、「様式1：個別事業妥当性評価（個票）」のみを作成する。

5. 施策目標体系の設定

(1) 施策目標の分類

施策目標については、国土交通省で別途進めている「社会資本整備重点計画」の重点目標の分類に従い、大きく「暮らし」、「安全」、「環境」、「活力」の4つに区分する。

なお、各分類の意図は以下の図表に示す通りである。

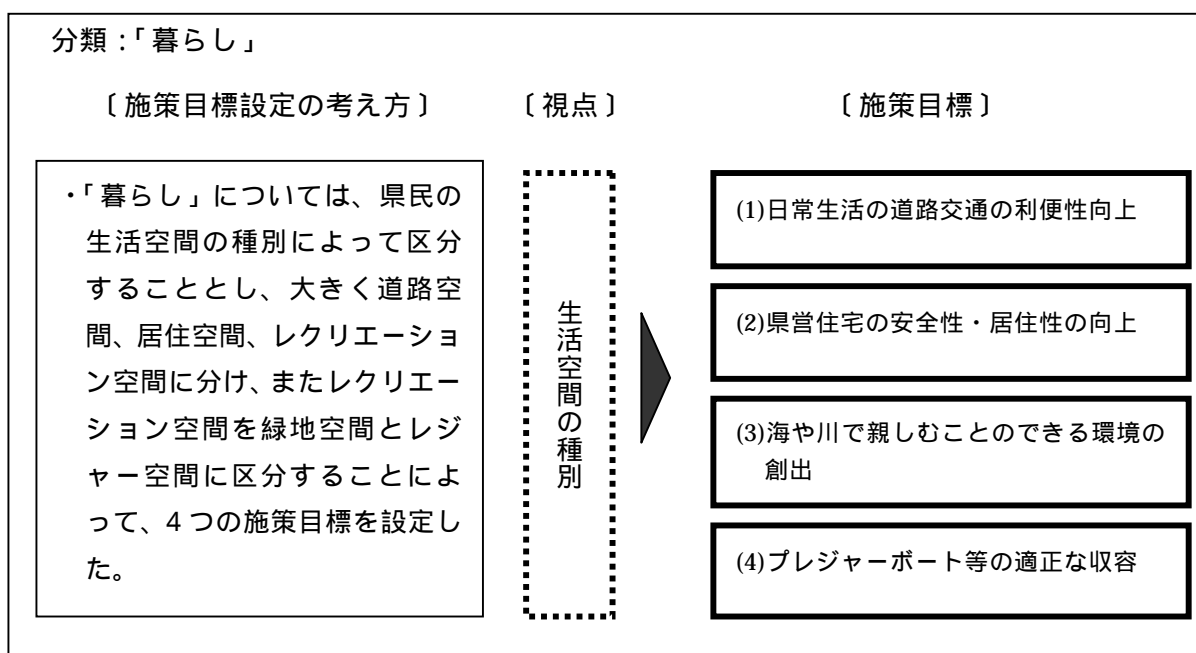
図表 8 施策目標の分類と意図

〔分類〕	〔意図〕
「暮らし」	県民の豊かな生活空間の創造
「安全」	防災の高度化、交通安全対策等による県民の生命・財産の保全
「環境」	県民の身近な生活環境や自然環境の保全・創造
「活力」	地域間連携・交流や地域産業の支援を通じた県民活動の活性化

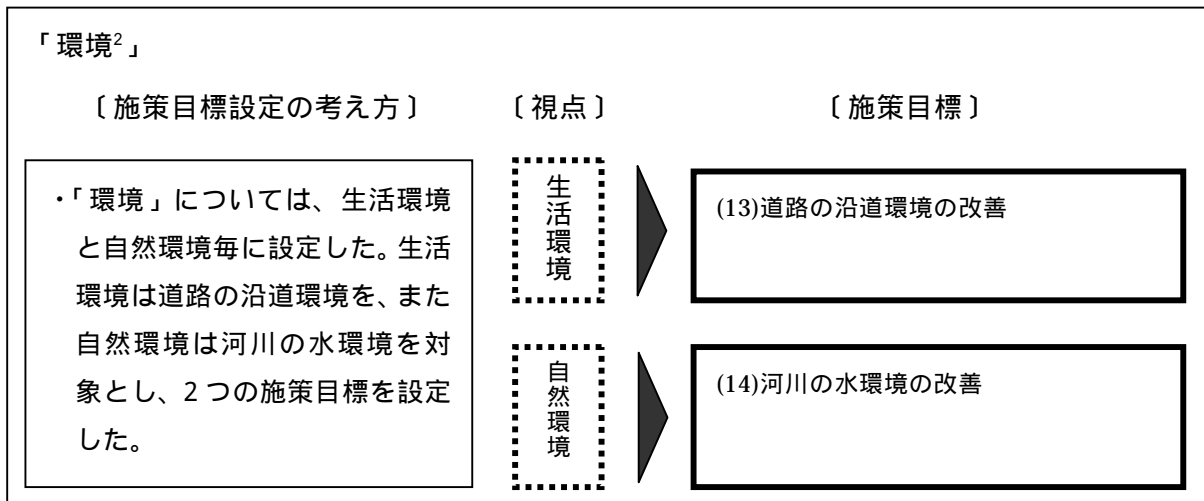
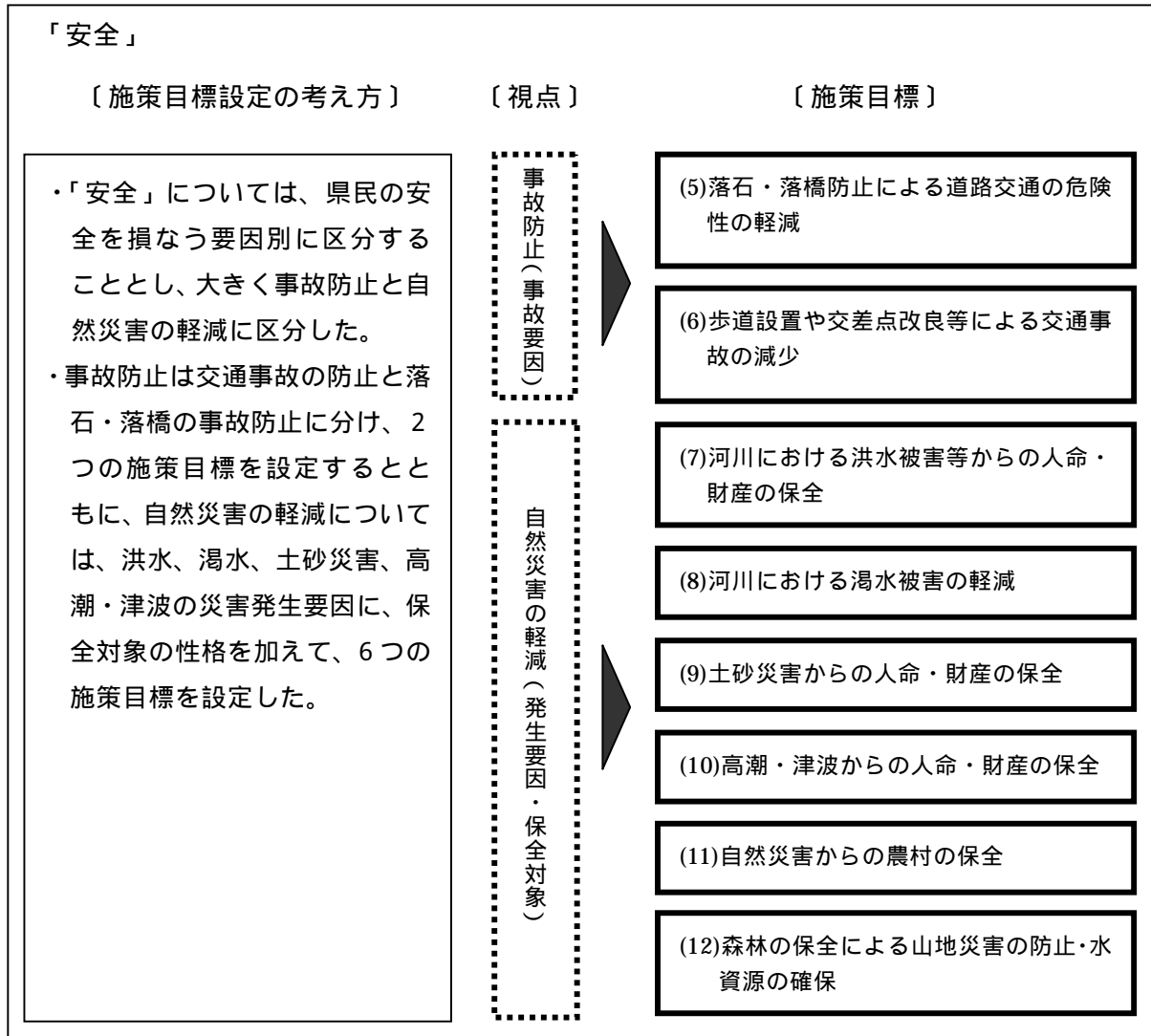
(2) 施策目標の設定

施策目標は、図表8に示した各分類の意図に従い、県の公共事業を対象として、図表9～11のように設定した（設定した施策目標個々の狙いについては、図表12～13（10～11頁）参照。）

図表 9 施策目標設定の考え方と施策目標（1）

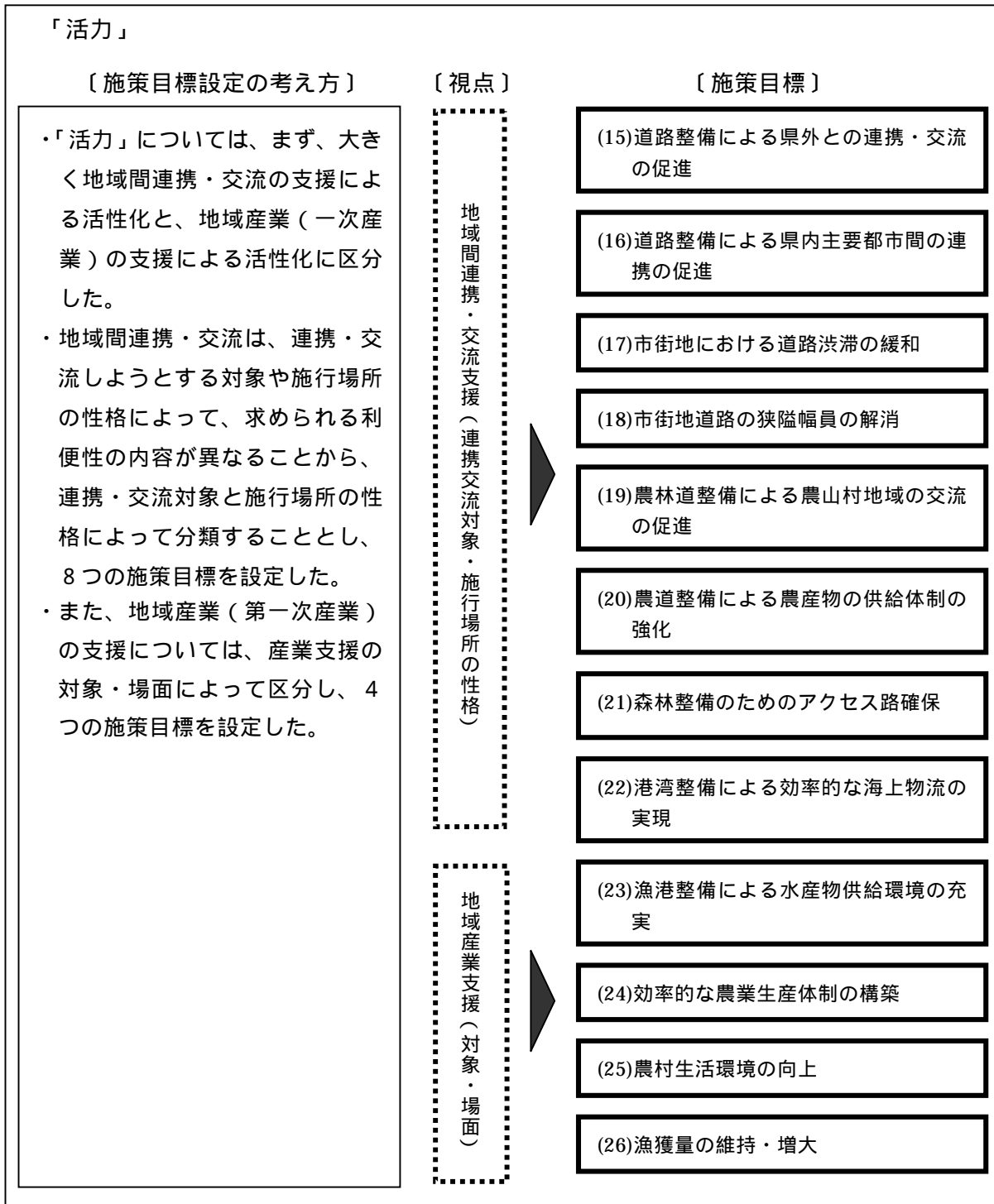


図表 1 0 施策目標設定の考え方と施策目標 (2)



² 「環境的側面への配慮」は、県の施行する全ての公共事業に求められるものであるが、施策目標については、配慮ではなく、積極的に環境を改善していくというスタンスのもと設定したものである。「環境側面への配慮」については、「事業箇所間優先度評価」の副次的効果項目、及び「個別事業妥当性評価」によって、全ての事業を対象に検討する。

図表 1 1 施策目標設定の考え方と施策目標 (3)



(3) 施策目標の狙い

各施策目標については、「県民の生活や産業活動が、どのような状態に変化することを目指すべきか」という視点から、それぞれの狙いを定めている。

なお、以降、各施策目標の整備水準指標及び貢献度指標については、この「狙い」をもとに定めている。

図表 1 2 施策目標体系と狙い (1)

	施策目標	狙い
暮らし	(1) 日常生活の道路交通の利便性向上	日常生活の利便性を向上させるため、生活圏中心都市へのアクセス性や隣接市町村間、市町村内地域間のアクセス性の向上を図る。
	(2) 県営住宅の安全性・居住性の向上	既存県営住宅の建て替えや改善を効率的に進めることにより、県営住宅の安全性及び居住性を向上させる。
	(3) 海や川で自然と親しむことのできる環境の創出	海水浴場や港湾・海岸・河川での緑地空間を整備することによって、より多くの県民が利用することのできる水辺の環境を創出する。
	(4) プレジャーボート等の適正な収容	小型船舶の係留施設を整備することにより、増大するプレジャーボートを適正に収容する。
安全	(5) 落石・落橋防止による道路交通の危険性の軽減	道路への落石等による被害を防止し、橋梁の安全性を高めることにより、住民の安全な道路交通環境を確保する。
	(6) 歩道設置や交差点改良等による交通事故の減少	安全な歩行空間の形成や円滑な交通を確保することにより、交通事故を減少させる。
	(7) 河川における洪水被害等からの人命・財産の保全	浸水被害の懸念される河川において改修事業等を実施することにより、洪水又は高潮による被害を軽減させる。
	(8) 河川における濁水被害の軽減	飲料用水、かんがい用水、工業用水等に利用される河川において、ダム等の貯留施設等を整備し、安定した水資源を確保することによって、濁水被害を軽減する。
	(9) 土砂災害からの人命・財産の保全	砂防及び地すべり・がけ崩れ対策を実施することにより、台風や集中豪雨さらに地震などによる土砂災害から、県民の生命・財産を保全する。
	(10) 高潮・津波からの人命・財産の保全	海岸保全施設を整備することにより、台風等による高潮や今後予想される東南海・南海地震等の津波被害から、県民の生命・財産を保全する。
	(11) 自然災害からの農村の保全	農地の地すべり防止や農地海岸、ため池、堰など農業用施設を整備することにより、自然災害から農地や家屋・道路などの県民の生命・財産を保全する。
	(12) 森林の保全による山地災害の防止・水資源の確保	森林内の崩壊地の復旧や森林の整備により、山地災害から県民の生命・財産を保全するとともに、水資源を確保するなど、生活環境を保全する。
環境	(13) 道路の沿道環境の改善	舗装、照明、側溝等の道路施設を更新することにより、快適・安全な沿道環境に改善する。
	(14) 河川の水環境の改善	生活排水や工業排水等により水質が著しく悪化した河川において、汚泥の除去や浄化用水の導水により水質改善を図り、沿川的生活環境を改善させる。

図表 1 3 施策目標体系と狙い(2)

	施策目標		狙い
活力	(15)	道路整備による県外との連携・交流の促進	大阪府との連携を強化すると共に、関西国際空港へのアクセス性や、関西・中部都市圏へ直結する高速道路へのアクセス性の向上を図る。
	(16)	道路整備による県内主要都市間の連携の促進	高度医療サービスを享受するなど、地域間連携や交流を円滑にするため、県内主要都市間や隣接県とのアクセス性の向上を図る。
	(17)	市街地における道路の渋滞の緩和	市街地内における道路の4車線整備等により、道路渋滞を緩和する。
	(18)	市街地道路の狭隘幅員の解消	市街地の道路交通の利便性を向上させるため、街づくりの骨格である駅への結節道路など、市街地内道路における狭隘区間を拡幅する。
	(19)	農林道整備による農山村地域の交流の促進	道路網が未整備な農山村地域と町・主要道路とのアクセス路を整備することによって、農林産物を通じた人・モノの交流を促進する。
	(20)	農道整備による農産物の供給体制の強化	農産物の「新鮮で、安く」という県民のニーズに応えるため、農産物の輸送ルートを整備することにより、輸送時間・コストの縮減を図る。
	(21)	森林保全のためのアクセス路確保	荒廃した森林を健康な森林へ誘導するとともに、地球温暖化防止に資するため、森林所有者等の保育活動を容易にする森林内路網を整備する。
	(22)	港湾整備による効率的な海上物流の実現	港湾施設を建設・改良することにより、物流の効率化を図り、物資輸送のコストを縮減する。
	(23)	漁港整備による水産物供給環境の充実	安心・安全な水産物の安定的な供給体制を構築するため、漁港の係留施設や流通施設等の充実を図る。
	(24)	効率的な農業生産体制の構築	田や畑の区画整理、用水路、耕作道路等の整備を行うことにより、農地の生産性を向上させる。
	(25)	農村生活環境の向上	農村地域で、農地や簡易水道、交流施設等を整備することによって、自然環境や社会環境など地域固有の立地条件に沿った農地・農村の生活環境の向上を図る。
	(26)	漁獲量の維持・増大	和歌山県の沿岸や沖合で魚礁や増殖場等の漁場を整備し、水産資源と漁獲量を維持・増大する。

11. 個別事業妥当性評価

1. 個別事業妥当性評価の目的

「個別事業妥当性評価」は、個々の事業箇所毎に、それぞれが効果的・効率的な事業内容に計画されているかどうかについて、絶対的な視点から検証することを目的とする。

以下、「施策目標に属する事業を対象とした個別事業妥当性評価」と、「施策目標に属さない事業を対象とした個別事業妥当性評価」について、評価項目及び評価ステップの説明を行う。

2. 施策目標に属する事業を対象とした個別事業妥当性評価

(1) 評価項目

施策目標に属する事業を対象とした個別事業妥当性評価では、評価の視点として、事業構成、経済効率性、環境的側面、実施主体、計画の熟度といった多面的な項目を設定し、計画策定過程において、それぞれの必要事項がしっかりと検討されているかどうか、検討をさらに深めなければならない事項がないかどうかを把握する。

図表 1 4 個別事業妥当性評価の評価項目

評価項目		評価内容
1. 事業の概要		地区・箇所・路線名等を整理するとともに、施策目標や事業の狙い、事業の必要性を検討するために用いた主な指標を説明
2. 事業内容の妥当性	事業内容	対象事業箇所の計画が、適切な事業内容の組み合わせから構成されていること、また、その事業内容が適切な位置に適切な規模でもって計画されていることを説明
	施策目標への貢献度	対象事業箇所の施策目標に対する貢献度を定量的に説明
	副次的効果	対象事業箇所における主な副次的効果の効果発現のポイントを説明
3. 経済効率面の妥当性		費用便益比が基準値（補助採択基準を準用）以上であり、効率的な事業計画が行われていることを説明
4. 環境的側面の妥当性	環境への影響	生活環境や生態系へのマイナス影響要因について説明
	対処方法	工法・施工方法等の配慮により、環境影響への対処が適切に講じられていることを説明
5. 県が実施することの妥当性		市町村や民間ではなく、県が事業主体・事業執行主体となる理由を説明
6. 計画の熟度		地元協力の有無、事業調整（自然公園、文化財、公団等）などの計画の熟度を説明
7. 実施妥当性の総合評価		以上より、評価対象事業の実施妥当性を総合評価

(2)評価ステップ

以下の図表に示すステップに従い、順に評価を行う。

図表 1 5 個別事業妥当性評価の評価ステップ (1)

〔ステップ1〕	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none">・評価対象事業箇所の属する施策目標名を「(7)施策目標」欄に記入するとともに、当該事業箇所の固有の狙いを「(8)事業の狙い」欄に記入する。・当該事業箇所の必要性を検討するために用いた指標を、別途設定している貢献度指標の中から選択し、「(9)事業の必要性を検討するために用いた指標」欄に、当該指標名と指標値（指標値がない場合は現象）を記入する。・貢献度指標よりもさらに詳細な概念で説明したほうがわかりやすい場合は、貢献度指標名の右隣に括弧書きで間接に記述する。
〔ステップ2〕	
事業内容の妥当性	<p>〔(1)事業内容〕</p> <ul style="list-style-type: none">・「(1)事業内容」欄に、「事業内容の組み合わせ」、「主要な事業内容の位置・ルート」、「主要な事業内容の規模」を整理する。 <p>〔(2)施策目標への貢献度〕</p> <ul style="list-style-type: none">・「事業の概要」の「(9)事業の必要性を検討するために用いた指標」と同じ指標、指標値・現象を用い、「施策目標への貢献度」欄に当該指標名とその効果の大きさを整理するとともに、「効果の発現のポイント」欄に、当該効果が発現する理由を簡潔に説明する。 <p>〔(3)副次的効果〕</p> <ul style="list-style-type: none">・主な副次的効果について一つ選択し、当該副次的効果名と効果発現のポイント（当該効果が発現する理由）を簡潔に説明する。 <p>〔代替案との比較〕</p> <ul style="list-style-type: none">・評価対象事業の事業計画策定時点に代替案との比較検討を行っている場合は、その主要な代替案について、当該事業案との違いが明確に分かるように、(1)から(3)までを整理する。・工種・工法レベルの代替案が良い。 <p>〔事業内容の妥当性〕</p> <ul style="list-style-type: none">・代替案がある場合は、「事業内容の組み合わせ」、「主要な事業内容の位置・ルート」、「主要な事業内容の規模」のうち、当該事業案と代替案と異なる部分について、「(2)施策目標への貢献度」、「(3)副次的効果」の視点から当該事業案が効果的効率的であることを説明する。・但し、「主要な事業内容の規模」については、代替案との違いがなくても、「事業の概要」の「(9)事業の必要性を検討するために用いた指標」との関係からその妥当性を説明する。・代替案がない場合は、代替案がない理由を説明するとともに、「主要な事業内容の規模」について「事業の概要」の「(9)事業の必要性を検討するために用いた指標」との関係からその妥当性を説明する。・以上について具体的な説明ができていると判断される場合に、妥当欄にチェックする。
〔ステップ3〕	
経済効率面の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・経済効率面の妥当性の検討については、国への補助事業の申請に際して、国から費用便益分析の実施を要求される事業箇所を対象とし、該当する場合は「便益」欄の「分析対象」欄にチェックする。該当しない場合は、「分析対象外」欄にチェックし、「分析結果に関する特記事項」欄に該当しない理由を記入する。・「便益」「費用」の算出は、国が補助事業申請に当たって作成している費用便益分析のマニュアルに従う。・なお、費用便益分析の結果に特記事項がある場合は、「分析結果に関する特記事項」欄にその内容を記入する。・「参考資料名」欄には、用いた費用便益分析の方法の分かる資料の名称を記入する。・費用便益比が補助採択の値以上の場合に、「妥当」欄にチェックする。

〔帳票〕様式1：個別事業妥当性評価（個票）（1）

〔ステップ1：事業の概要〕

1.事業の概要

(1) 地区・箇所・路線名		(7) 主目標	
(2) 施工場所		(8) 事業の狙い	
(3) 事業名		(9) 事業の必要性を検討するために用いた主な指標(1)	(指標名) (指標値、現象)
(4) 担当部課			
(5) 総事業費	百万円		
(6) 事業期間			

指標名は貢献度指標の中から選択して記入

貢献度指標より詳細な概念での説明が必要な場合は、貢献度指標の隣に括弧書きで記入

2.事業内容の妥当性

		代替案との比較		
		当該事業案	主な代替案	
(1) 事業内容	事業内容の組み合わせ	{主な事業内容} {他の事業内容}	{主な事業内容} {他の事業内容}	
	主要な事業内容の位置・ルート			
	主要な事業内容の規模			
(2) 主目標への貢献度	貢献度指標への効果	{指標名} {効果の大きさ}	{指標名} {効果の大きさ}	
	効果発現のポイント			
(3) 副次的効果	主な副次的効果			
	効果発現のポイント			
事業内容の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり		検討事項の内容	
	<input type="checkbox"/> 代替案なし		代替案と比較検討していない理由	
		主な事業内容の規模の妥当性	{特に、事業の必要性を検討するために用いた主な指標(1)との関係から説明}	
	<input type="checkbox"/> 妥当	<input type="checkbox"/> 代替案あり	<input type="checkbox"/> 事業内容の組み合わせ	
			<input type="checkbox"/> 主な事業内容の位置・ルート	
<input type="checkbox"/> 主な事業内容の規模			{特に、事業の必要性を検討するために用いた主な指標(1)との関係から説明}	

3.経済効率面の妥当性

(1) 費用便益分析	便益	<input type="checkbox"/> 分析対象	現在価値合計	千円
		<input type="checkbox"/> 分析対象外	{主な内訳}	千円
	費用	現在価値合計	千円	
	分析結果	費用便益比	{純現在価値}	千円
	分析結果に関する特記事項			
参考資料名				
経済効率面の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり		{検討事項ありの場合、その内容を記入}	
	<input type="checkbox"/> 妥当			

〔帳票〕様式 1：個別事業妥当性評価（個票）（1）

〔ステップ 2：事業内容の妥当性〕

1. 事業の概要

(1) 地区・箇所・路線名		主目標	
(2) 施工場所		事業の狙い	
(3) 事業名			
(4) 担当部課			
(5) 総事業費	百万円	事業の必要性を検討するために用いた主な指標 (1)	(指標名)
(6) 事業期間			(指標値、現象)

同一の指標を記入するとともに、効果の大きさについても同一指標、現象で整理

2. 事業内容の妥当性

		代替案との比較	
		当該事業案	主な代替案
(1) 事業内容	事業内容の組み合わせ	[主な事業内容] [他の事業内容]	[事業内容] [事業内容]
	主要な事業内容の位置・ルート		
	主要な事業内容の規模		
(2) 主目標への貢献度	貢献度指標への効果	[指標名] [効果の大きさ]	[指標名] [効果の大きさ]
	効果発現のポイント		
(3) 副次的効果	主な副次的効果		
	効果発現のポイント		

代替案は工種・工法レベルで良い当該事業案との違いが明確に分かるように整理

効果が発現する理由を記入

事業内容の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり	検討事項の内容	
	<input type="checkbox"/> 代替案なし	代替案と比較検討していない理由	
	<input type="checkbox"/> 妥当	主な事業内容の規模の妥当性	(特に、事業の必要性を)
	<input type="checkbox"/> 代替案あり	<input type="checkbox"/> 事業内容の組み合わせ <input type="checkbox"/> 主な事業内容の位置・ルート	

当該事業案と代替案と異なる部分について、「(2)施策目標への貢献度」、「(3)副次的効果」の視点から当該事業案が効果的効率的であることを説明
但し、「主な事業内容の規模」は必ず記入

「主な事業内容の規模」については、「事業の概要」の「(9)事業の必要性を検討するために用いた指標」との関係からその妥当性を説明

3. 経済効率面の妥当性

(1) 費用便益分析	便益	<input type="checkbox"/> 分析対象	現在価値合計	千円
		<input type="checkbox"/> 分析対象外	[主な内訳]	千円
	費用		現在価値合計	千円
	分析結果		費用便益比	[純現在価値] 千円
	分析結果に関する特記事項			
参考資料名				
経済効率面の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり	(検討事項ありの場合、その内容を記入)		
	<input type="checkbox"/> 妥当			

〔帳票〕様式 1：個別事業妥当性評価（個票）（1）

〔ステップ 3：経済効率面の妥当性〕

1. 事業の概要

(1) 地区・箇所・路線名		(7) 主目標	
(2) 施工場所		(8) 事業の狙い	
(3) 事業名		(9) 事業の必要性を検討するために用いた主な指標（ 1 ）	[指標名] [指標値、現象]
(4) 担当部課			
(5) 総事業費	百万円		
(6) 事業期間			

2. 事業内容の妥当性

		代替案との比較	
		当該事業案	主な代替案
(1) 事業内容	事業内容の組み合わせ	[主な事業内容] [他の事業内容]	[主な事業内容] [他の事業内容]
	主要な事業内容の位置・ルート		
	主要な事業内容の規模		
(2) 主目標への貢献度	貢献度指標への効果	[指標名] [効果の大きさ]	[指標名] [効果の大きさ]
	効果発現のポイント		
(3) 副次的効果	主な副次的効果		
	効果発現のポイント		
事業内容の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり	検討事項の内容	
	<input type="checkbox"/> 代替案なし	代替案と比較検討していない理由	(特に、事業の必要性を検討するために用いた主な指標（ 1 ）との関係から説明)
	<input type="checkbox"/> 妥当	主要な事業内容の規模の妥当性	
	<input type="checkbox"/> 代替案あり	事業内容の組み合わせの妥当性	(特に、事業の必要性を検討するために用いた主な指標（ 1 ）との関係から説明)

国への補助事業の申請に際して、国から費用便益分析の実施を要求される事業箇所の場合、「分析対象」にチェック

「便益」「費用」の算出は、国が補助事業申請に当たって作成している費用便益分析のマニュアルに従う

3. 経済効率面の妥当性

(1) 費用便益分析	便益	<input type="checkbox"/> 分析対象	現在価値合計	千円
		<input type="checkbox"/> 分析対象外	[主な内訳]	千円
	費用		現在価値合計	千円
	分析結果		費用便益比	[純現在価値] 千円
	分析結果に関する特記事項			
参考資料名				
経済効率面の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり	(検討事項ありの場合、その内容を記入)		
	<input type="checkbox"/> 妥当			

費用便益比が補助採択の値以上であることを確認

において費用便益分析の「分析対象外」にチェックした場合、「分析結果に関する特記事項」欄に該当しない理由を記入

図表 1 6 個別事業妥当性評価の評価ステップ (2)

〔ステップ4〕	
環境的側面の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・「(1)環境への影響」については、まず「環境影響評価法」及び「公有水面埋立法」に基づく環境影響評価の対象事業となっているかどうか確認し、対象となっている場合は、「環境影響評価の対象事業である」にチェックするとともに、以下の項目に係る評価結果を、該当欄に簡潔に整理する。 ・環境影響評価の対象となっていない事業については、「環境影響評価の対象事業でない」にチェックするとともに、環境への影響事項の有無を判断し、該当欄にチェックする。環境への影響事項がある場合は、その影響内容を「生活環境への影響」、「生態系への影響」、「その他環境への影響」の3つの視点から整理し、該当欄に記入する。 ・影響事項を記入した項目については、その対処方法を「(2)対処方法」欄に、「工法・施工方法等による配慮」と「その他の方法による配慮」に分けて記入する。 ・以上を踏まえ、適切な対処方法が講じられていると判断される場合に、「妥当」欄にチェックする。
▼	
〔ステップ5〕	
県が実施することの妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・「(1)事業形態」欄に、「他の事業主体との共同事業」であるか「県の単独事業」であるかをチェックし、「他の事業主体との共同事業」である場合は県の役割を記入する。この場合、以下の項目については、県の役割部分について整理する。 共同事業とは、いずれかの事業の進捗が遅れても効果の発現が期待できなくなる相手方の事業を指す ・「(2)県の実施する理由」については、「法令等で定められている」、「効果の及ぶ範囲からみて県が実施するのが妥当」、「その他」から該当する理由をチェック（複数可）する。 ・「法令等で定められている」にチェックした場合は、法令名と法令の趣旨（県が実施する旨）を整理する。 ・「効果の及ぶ範囲からみて県が実施するのが妥当」にチェックした場合は、効果の内容を説明するとともに、当該効果の及ぶ概ねの地理的範囲を記入する。 ・「その他」にチェックした場合は、上記以外の理由を具体的に記入する。 ・以上を踏まえ、県の実施する理由を明確に説明できると判断される場合に、「妥当」欄にチェックする。
▼	
〔ステップ6〕	
計画の熟度	<ul style="list-style-type: none"> ・「(1)地元協力」は、「協力あり」、「協力なし」の該当するほうにチェックし、「協力あり」をチェックした場合には、その地元協力の内容を記入する。 ・「(2)地元調整の状況」は、自然公園、文化財、公団、他部門の法令等に係る調整の必要性の有無をチェックし、調整の必要性があるとした場合はその内容を記入する。 ・以上を踏まえ、円滑に事業に着手できる準備が整っていると判断される場合に、「妥当」欄にチェックする。
▼	
〔ステップ7〕	
実施妥当性の総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・以上の全ての項目について「妥当」と判断できる場合に、「妥当」欄にチェックし、総合所見を記入する。 ・「妥当」と判断できない項目がある場合でも、原則として、着手するまでに解決できる見込みである場合には、「妥当（条件付き）」欄にチェックするとともに、求められている条件を整理し、総合所見を記入する。 ・以上の他は、「再検討」欄にチェックし、検討事項を整理する。

〔帳票〕様式1：個別事業妥当性評価（個票）（2）

〔ステップ4：環境的側面の妥当性〕

「環境影響評価法」及び「公有水面埋立法」に基づく環境影響評価の対象事業の場合チェック

4. 環境的側面の妥当性

		生活環境への影響	生態系への影響	その他環境への影響
(1) 環境への影響	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業である	環境影響評価の対象事業、又は対象事業でなくても影響のある場合は、懸念される影響を記入)		
	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業でない <input type="checkbox"/> 影響事項あり <input type="checkbox"/> 影響事項なし			
(2) 対処方法	工法・施工方法等による配慮	(上記影響への工法・施工方法による工夫を記入)		
	その他の方法による配慮	(上記影響へのその他の方法による工夫を記入)		
環境的側面の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)		

影響事項を記入した項目については、その対処方法を「(2)対処方法」欄に、「工法・施工方法等による配慮」と「その他の方法による配慮」に分けて記入

5. 県が実施することの妥当性

		県が実施する理由
(1) 事業形態	<input type="checkbox"/> 他の事業主体との共同事業 <input type="checkbox"/> 県のみが実施主体の事業	(他の事業主体との共同事業の場合、県の役割を記入)
(2) 県の実施することの理由	<input type="checkbox"/> 法令等で定められている	(法令名と法令の趣旨を記入)
	<input type="checkbox"/> 効果の及ぶ地理的範囲からみて県が実施するのが妥当	(効果の内容及ぶ当該効果の概ねの地理的範囲を記入)
	<input type="checkbox"/> その他	(上記以外の理由を記入)
県が実施することの妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)

6. 計画の熟度

(1) 地元協力	<input type="checkbox"/> 協力あり <input type="checkbox"/> 協力なし	(地元協力の内容等を記入)
(2) 事業調整の状況	<input type="checkbox"/> 事業調整の必要あり <input type="checkbox"/> 事業調整の必要なし	(事業調整の状況を記入(自然公園、文化財、公団、他部門の法令等に係る調整))
熟度の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)

7. 実施妥当性の総合評価

	判定	検討事項又は条件
評価結果	<input type="checkbox"/> 再検討 <input type="checkbox"/> 妥当(条件付き) <input type="checkbox"/> 妥当	
総合所見		

〔帳票〕様式1：個別事業妥当性評価（個票）（2）

〔ステップ5：県が実施することの妥当性〕

4. 環境的側面の妥当性

		生活環境への影響	生態系への影響	その他環境への影響
(1) 環境への影響	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業である	(環境影響評価の対象事業、又は対象事業でなくても影響のある場合は、懸念される影響を記入)		
	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業でない			
(2) 対処方法	<input type="checkbox"/> 影響事項あり	(上記影響への工法・施工方法による工夫を記入)		
	<input type="checkbox"/> 影響事項なし			
環境的側面の妥当性	工法・施工方法等による配慮	(上記影響へのその他の方法による工夫を記入)		
	その他の方法による配慮			
<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当		(検討事項ありの場合、その内容を記入)		

5. 県が実施することの妥当性

		県が実施する理由
(1) 事業形態	<input type="checkbox"/> 他の事業主体との共同事業	(他の事業主体との共同事業の場合、県の役割を記入)
	<input type="checkbox"/> 県のみが実施主体の事業	
(2) 県の実施することの理由	<input type="checkbox"/> 法令等で定められている	(法令名と法令の趣旨を記入)
	<input type="checkbox"/> 効果の及ぶ地理的範囲から県が実施するのが妥当	(効果の内容及ぶ当該効果の概ねの地理的範囲を記入)
	<input type="checkbox"/> その他	(上記以外の理由を記入)
	<input type="checkbox"/> 検討事項あり	(検討事項ありの場合、その内容を記入)
県が実施することの妥当性		<input type="checkbox"/> 妥当

共同事業とは、いずれかの事業の進捗が遅れても、効果の発現が期待できなくなる事業群を指し、この場合は県の役割を記入

該当する理由をチェック（複数可）

6. 計画の熟度

(1) 地元協力	<input type="checkbox"/> 協力あり <input type="checkbox"/> 協力なし	(地元協力の内容等を記入)
(2) 事業調整の状況	<input type="checkbox"/> 事業調整の必要あり <input type="checkbox"/> 事業調整の必要なし	(事業調整の状況を記入(自然公園、文化財、公団、他部門の法令等に係る調整))
熟度の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)

7. 実施妥当性の総合評価

		判定	検討事項又は条件
評価結果	<input type="checkbox"/> 再検討 <input type="checkbox"/> 妥当(条件付き) <input type="checkbox"/> 妥当		
総合所見			

〔 帳票 〕 様式 1 : 個別事業妥当性評価 (個票) (2)

〔 ステップ 6 : 計画の熟度 〕

4. 環境的側面の妥当性

		生活環境への影響	生態系への影響	その他環境への影響
(1) 環境への影響	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業である	(環境影響評価の対象事業、又は対象事業でなくても影響のある場合は、懸念される影響を記入)		
	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業でない			
(2) 対処方法	<input type="checkbox"/> 影響事項あり	(上記影響への工法・施工方法による工夫を記入)		
	<input type="checkbox"/> 影響事項なし			
(2) 対処方法	工法・施工方法等による配慮	(上記影響へのその他の方法による工夫を記入)		
	その他の方法による配慮			
環境的側面の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)		

5. 県が実施することの妥当性

		県が実施する理由
(1) 事業形態	<input type="checkbox"/> 他の事業主体との共同事業	(他の事業主体との共同事業の場合、県の役割を記入)
	<input type="checkbox"/> 県のみが実施主体の事業	
(2) 県の実施することの理由	<input type="checkbox"/> 法令等で定められている	(法令名と法令の趣旨を記入)
	<input type="checkbox"/> 効果の及ぶ地理的範囲からみて県が実施するのが妥当	(効果の内容及ぶ当該効果の概ねの地理的範囲を記入)
	<input type="checkbox"/> その他	(上記以外の理由を記入)
県が実施することの妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)

自然公園、文化財、公図、他部門の法令等に係る調整必要性があるとした場合は、その内容を記入

6. 計画の熟度

(1) 地元協力	<input type="checkbox"/> 協力あり <input type="checkbox"/> 協力なし	(地元協力の内容等を記入)
(2) 事業調整の状況	<input type="checkbox"/> 事業調整の必要あり <input type="checkbox"/> 事業調整の必要なし	(事業調整の状況を記入(自然公園、文化財、公図、他部門の法令等に係る調整))
熟度の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)

7. 実施妥当性の総合評価

		判定	検討事項又は条件
評価結果	<input type="checkbox"/> 再検討 <input type="checkbox"/> 妥当(条件付き) <input type="checkbox"/> 妥当		
総合所見			

〔帳票〕様式1：個別事業妥当性評価（個票）（2）

〔ステップ7：実施妥当性の総合評価〕

4. 環境的側面の妥当性

		生活環境への影響	生態系への影響	その他環境への影響
(1) 環境への影響	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業である	(環境影響評価の対象事業、又は対象事業でなくても影響のある場合は、懸念される影響を記入)		
	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業でない <input type="checkbox"/> 影響事項あり <input type="checkbox"/> 影響事項なし			
(2) 対処方法	工法・施工方法等による配慮	(上記影響への工法・施工方法による工夫を記入)		
	その他の方法による配慮	(上記影響へのその他の方法による工夫を記入)		
環境的側面の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)		

5. 県が実施することの妥当性

		県が実施する理由
(1) 事業形態	<input type="checkbox"/> 他の事業主体との共同事業	(他の事業主体との共同事業の場合、県の役割を記入)
	<input type="checkbox"/> 県のみが実施主体の事業	
(2) 県の実施することの理由	<input type="checkbox"/> 法令等で定められている	(法令名と法令の趣旨を記入)
	<input type="checkbox"/> 効果の及ぶ地理的範囲からみて県が実施するのが妥当	(効果の内容及ぶ当該効果の概ねの地理的範囲を記入)
	<input type="checkbox"/> その他	(上記以外の理由を記入)
県が実施することの妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)

6. 計画の熟度

(1) 地元協力	<input type="checkbox"/> 協力あり <input type="checkbox"/> 協力なし	(地元協力の内容等を記入)
(2) 事業調整の状況	<input type="checkbox"/> 事業調整の必要あり <input type="checkbox"/> 事業調整の必要なし	(事業調整の状況を記入(自然公園、文化財、公団、他部門の法令等に係る調整))
熟度の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)

7. 実施妥当性の総合評価

		判定	検討事項又は条件
評価結果	<input type="checkbox"/> 再検討 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当(条件付き) <input type="checkbox"/> 妥当		
総合所見	「妥当」と判断できない項目がある場合でも、着手するまでに解決できる見込みである場合には、「妥当(条件付き)」欄にチェック		

3. 施策目標に属さない事業を対象とした個別事業妥当性評価

(1) 評価項目

施策目標に属さない事業を対象とした個別事業妥当性評価においても、施策目標に属する事業を対象とした場合と同じく、評価の視点として、事業の必要性、事業内容の妥当性、経済効率性、環境的側面、実施主体、計画の熟度といった多面的な項目を設定し、計画策定過程において、それぞれの必要事項がしっかりと検討されているかどうか、検討をさらに深めなければならない事項がないかどうかを把握する。

図表 1 7 個別事業妥当性評価の評価項目（情報基盤用）

評価項目		評価内容
1. 事業の概要		地区・箇所・路線名等を整理するとともに、事業の狙い、事業の必要性を検討するために用いた主な指標を説明
2. 情報基盤の必要性	情報基盤の内容	情報基盤の整備対象について説明
	求められているサービス水準	求められているサービス水準とその現状水準、当該事業の貢献度について説明
	事業を実施しない場合の影響と対応	当該事業を実施しない場合に想定される影響とその場合の対応方策、着手の先送りの可能性について説明
3. 事業内容の妥当性	事業内容	対象事業箇所の計画が、適切な事業内容（工種・工法レベル）の組み合わせから構成されていること、また、その事業内容が適切な位置に適切な規模でもって計画されていることを説明
	事業の狙いへの貢献度	事業の狙いに対する対象事業箇所の貢献度を定量的に説明
	その他の主な効果	対象事業箇所におけるその他の主な効果発現のポイントを説明
4. 経済効率面の妥当性		費用便益比が基準値（補助採択基準を準用）以上であり、効率的な事業計画が行われていることを説明
5. 環境的側面の妥当性	環境への影響	生活環境や生態系へのマイナス影響要因について説明
	対処方法	工法・施工方法等の配慮により、環境影響への対処が適切に講じられていることを説明
6. 県が実施することの妥当性		市町村や民間ではなく、県が事業主体・事業執行主体となる理由を説明
7. 計画の熟度		地元協力の有無、事業調整（自然公園、文化財、公団等）などの計画の熟度を説明
8. 実施妥当性の総合評価		以上より、評価対象事業の実施妥当性を総合評価

図表 1 8 個別事業妥当性評価の評価項目（維持更新用）

評価項目		評価内容
1. 事業の概要		地区・箇所・路線名等を整理するとともに、事業の狙い、事業の必要性を検討するために用いた主な指標を説明
2. 維持更新事業の必要性	維持更新の対象	維持更新の整備対象について説明
	求められているサービス水準	求められているサービス水準の内容、規模について説明
	維持更新の理由	求められている機能と現状の水準とのギャップや老朽化の状況などから、維持更新を行う理由について説明
	維持更新しない場合の影響と対応	当該事業を実施しない場合に想定される影響とそれの場合の対応方策、着手の先送りの可能性について説明
3. 事業内容の妥当性	事業内容	対象事業箇所の計画が、適切な事業内容（工種・工法レベル）の組み合わせから構成されていること、また、その事業内容が適切な位置に適切な規模でもって計画されていることを説明
	事業の狙いへの貢献度	事業の狙いに対する対象事業箇所の貢献度を定量的に説明
	その他の主な効果	対象事業箇所におけるその他の主な効果発現のポイントを説明
4. 経済効率面の妥当性		費用便益比が基準値（補助採択基準を準用）以上であり、効率的な事業計画が行われていることを説明
5. 環境的側面の妥当性	環境への影響	生活環境や生態系へのマイナス影響要因について説明
	対処方法	工法・施工方法等の配慮により、環境影響への対処が適切に講じられていることを説明
6. 県が実施することの妥当性		市町村や民間ではなく、県が事業主体・事業執行主体となる理由を説明
7. 計画の熟度		地元協力の有無、事業調整（自然公園、文化財、公図等）などの計画の熟度を説明
8. 実施妥当性の総合評価		以上より、評価対象事業の実施妥当性を総合評価

図表 1 9 個別事業妥当性評価の評価項目（高齢者優良賃貸住宅用）

評価項目		評価内容
1 . 事業の概要		地区・箇所・路線名等を整理するとともに、事業の狙い、事業の必要性を検討するために用いた主な指標を説明
2 . 高齢者優良賃貸住宅事業の必要性	求められているサービス水準	求められているサービス水準とその現状水準、当該事業の貢献度について説明
	事業を実施しない場合の影響と対応	当該事業を実施しない場合に想定される影響とその場合の対応方策、着手の先送りの可能性について説明
3 . 環境的側面の妥当性	環境への影響	生活環境や生態系へのマイナス影響要因について説明
	対処方法	工法・施工方法等の配慮により、環境影響への対処が適切に講じられていることを説明
4 . 県が実施することの妥当性		市町村や民間ではなく、県が事業主体・事業執行主体となる理由を説明
5 . 計画の熟度		地元協力の有無、事業調整（自然公園、文化財、公図等）などの計画の熟度を説明
6 . 実施妥当性の総合評価		以上より、評価対象事業の実施妥当性を総合評価

(2)評価ステップ

情報基盤事業を対象とした個別事業妥当性評価

情報基盤事業を対象とした個別事業妥当性評価では、以下の図表に示すステップに従い、順に評価を行う。

図表 2 0 個別事業妥当性評価の評価ステップ（情報基盤用：1）

〔ステップ1〕	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none">・評価対象事業の狙いを「(8)事業の狙い」欄に記入する。・当該事業箇所の必要性を検討するために用いた指標及びその指標値（指標値がない場合は現象）を、「(9)事業の必要性を検討するために用いた主な指標」欄に記入する。
▼	
〔ステップ2〕	
情報基盤の 必要性	<p>〔(1)情報基盤の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none">・「(1)情報基盤の内容」欄に、「主な基盤」、「その他の施設等」を整理する。 <p>〔(2)求められているサービス水準〕</p> <ul style="list-style-type: none">・比較項目毎にチェックボックスにチェックをし、「求められている水準」欄に当該情報基盤に求められているサービス水準を、「現状」欄に現状のサービス水準を整理するとともに、「当該事業の貢献」欄に当該事業による効果の大きさと当該効果が発現する理由を簡潔に説明する。 <p>〔(3)事業を実施しない場合の影響と対応〕</p> <ul style="list-style-type: none">・「事業を実施しない場合の影響」欄に、事業を実施しない場合に県民の生活・活動に及ぼす影響について整理する。・「上記影響への対応」欄において、「事業を実施しない場合の影響」への対応方策の有無をチェックする。「対応方策あり」の場合、県民の生活・活動に及ぼす影響に対応するための方策について具体的に説明する。「対応方策なし」の場合、対応方策のない理由について説明する。・「着手の先送り」欄において、事業の着手を先送りすることの可否をチェックする。「先送り可」の場合、どのような状態になるまで先送りが可能かについて説明する。「先送り不可」の場合、先送りできない理由について説明する。・以上を踏まえ、情報基盤の必要性について具体的な説明ができていると判断される場合に、必要欄にチェックする。
▼	

〔帳票〕様式 1：個別事業妥当性評価（個票）（情報基盤用：1）

〔ステップ 1：事業の概要〕

1. 事業の概要

(1) 地区・箇所・路線名		(7) 対象地域	
(2) 施工場所		(8) 事業の狙い	
(3) 事業名			
(4) 担当部課		事業の必要性を検討するために用いた主な指標 (1)	[指標名]
(5) 総事業費			[指標値、現象]
(6) 事業期間			

事業の必要性を検討するために用いた指標を記入

指標値、現象については可能な限り定量的表現で記入

2. 情報基盤の必要性

(1) 情報基盤の内容	主な基盤 その他の施設等	
(2) 求められているサービス水準	比較項目 (チェックの上、比較項目を記入)	求められている水準 現状 当該事業
	<input type="checkbox"/>	(効果の大きさ) (理由)
	比較項目を記入)	(効果の大きさ) (理由)
	<input type="checkbox"/>	(効果の大きさ) (理由)
(3) 事業を実施しない場合の影響と対応	事業を実施しない場合の影響	(実施しない場合に県民の生活・活動に及ぼす影響について説明)
	上記影響への対応 <input type="checkbox"/> 対応方策あり	(県民の生活・活動に及ぼす影響に対応するための方策を具体的に説明)
	<input type="checkbox"/> 対応方策なし	(対応方策のない理由を説明)
	着手の先送り <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	(どのような状態になるまで可能なのか、その状態を説明) (先送りできない理由を具体的に説明)
情報基盤の必要性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 必要	(情報基盤整備以外の対応方策がある場合は、当該方策と比較した場合の当該事業の利点を説明)

〔帳票〕様式1：個別事業妥当性評価（個票）（情報基盤用：1）

〔ステップ2：情報基盤の必要性〕

1. 事業の概要

(1) 地区・箇所・路線名		(7) 対象地域	
(2) 施工場所		(8) 事業の狙い	
(3) 事業名		(9) 事業の必要性を検討するために用いた主な指標 (1)	[指標名]
(4) 担当部課			[指標値・現象]
(5) 総事業費			
(6) 事業期間			

2. 情報基盤の必要性

(1) 情報基盤の内容	主な基盤			
	その他の施設等			
(2) 求められているサービス水準	比較項目	求められている水準	現状	当該事業の貢献
	(チェックの上、比較項目を記入)			[効果の大きさ] [理由]
	<input type="checkbox"/>			[効果の大きさ] [理由]
	(チェックの上、比較項目を記入)			[効果の大きさ] [理由]
	<input type="checkbox"/>			[効果の大きさ] [理由]
(3) 事業を実施しない場合の影響と対応	事業を実施しない場合の影響	(実施しない場合に県民の生活・活動に及ぼす影響について説明)		
	上記影響への対応	(県民の生活・活動に及ぼす影響に対応するための)		
	<input type="checkbox"/> 対応策あり	(対応策のない理由を説明)		
	<input type="checkbox"/> 対応策なし	(どのような状態になるまで可能なのか、その状態を説明)		
情報基盤の必要性	着手の先送りの可能性をチェック	<input type="checkbox"/> 可		
		<input type="checkbox"/> 不可	(先送りできない理由を具体的に説明)	
	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 必要	(情報基盤整備以外の対応策がある場合は、当該策と比較した場合の当該事業の利点を説明)		

事業を実施しない場合の影響への対応策の有無をチェック

チェックの上、求められているサービス水準の比較項目を記入

求められている水準と現状のギャップに対する、当該事業の貢献度（効果の大きさ）とその理由を記載

着手の先送りの可能性をチェック

図表 2 1 個別事業妥当性評価の評価ステップ（情報基盤用：2）

〔ステップ3〕

事業内容の
妥当性

- 〔(1)事業内容〕
 - ・「(1)事業内容」欄に、「事業内容の組み合わせ（工種・工法レベル）」、「主要な事業内容の規模」を整理する。
- 〔(2)事業の狙いへの効果〕
 - ・「事業の狙いへの効果」欄に「1.(9)事業の必要性を検討するために用いた主な指標」などを参考に、事業の狙いに対する効果の大きさを整理するとともに、「効果の発現のポイント」欄に、当該効果が発現する理由を簡潔に説明する。
- 〔(3)その他の主な効果〕
 - ・「3.(2)事業の狙いへの貢献」で取り上げた以外の効果のうち、主な効果について一つ選択し、効果の名称と効果発現のポイント（当該効果が発現する理由）を簡潔に説明する。
- 〔代替案との比較〕
 - ・評価対象事業の事業計画策定時点に代替案との比較検討を行っている場合は、その主要な代替案について、当該事業案との違いが明確に分かるように、(1)から(3)までを整理する。
 - ・工種・工法レベルの代替案が良い。
- 〔事業内容の妥当性〕
 - ・代替案がある場合は、「事業内容の組み合わせ」、「主要な事業内容の規模」のうち、当該事業案と代替案と異なる部分について、「(2)事業の狙いへの効果」、「(3)その他の主な効果」の視点から当該事業案が効果的効率的であることを説明する。
 - ・但し、「主要な事業内容の規模」については、代替案との違いがなくても、「事業の概要」の「(9)事業の必要性を検討するために用いた主な指標」との関係からその妥当性を説明する。
 - ・代替案がない場合は、代替案がない理由を説明する。
 - ・以上について具体的な説明ができていると判断される場合に、妥当欄にチェックする。

〔ステップ4〕

経済効率面
の妥当性

- ・経済効率面の妥当性の検討については、国への補助事業の申請に際して、国から費用便益分析の実施を要求される事業箇所を対象とし、該当する場合は「便益」欄の「分析対象」欄にチェックする。該当しない場合は、「分析対象外」欄にチェックし、「分析結果に関する特記事項」欄に該当しない理由を記入する。
- ・「便益」「費用」の算出は、国が補助事業申請に当たって作成している費用便益分析のマニュアルに従う。
- ・なお、費用便益分析の結果に特記事項がある場合は、「分析結果に関する特記事項」欄にその内容を記入する。
- ・「参考資料名」欄には、用いた費用便益分析の方法の分かる資料の名称を記入する。
- ・費用便益比が補助採択の値以上の場合に、「妥当」欄にチェックする。

〔帳票〕様式1：個別事業妥当性評価（個票）（情報基盤用：2）

〔ステップ3：事業内容の妥当性〕

3.事業内容の妥当性

		代替案との比較	
		当該事業案	主な代替案
(1) 事業内容	事業内容の組み合わせ (工種・工法レベル)	[主な事業内容] [他の事業内容]	[主な事業内容] [他の事業内容]
	主要な事業内容の規模		
事業の狙いへの貢献度 (2)	事業の狙いへの効果	[指標名] [効果の大きさ]	[指標名] [効果の大きさ]
	効果発現のポイント		
その他の主な効果 (3)	その他の主な効果		
	効果発現のポイント		
効果が発現する理由を記入	<input type="checkbox"/> 検討事項あり	検討事項の内容	
事業内容の妥当性	<input type="checkbox"/> 代替案なし	代替案と比較検討していない理由	
	<input type="checkbox"/> 妥当	事業内容の組み合わせの妥当性	
	<input type="checkbox"/> 代替案あり	主な事業内容の規模の妥当性	(特に、事業の必要性を検討するために用いた主な指標(1)との関係から説明)

工種・工法レベル代替案を記入
当該事業案との違いが明確に分かるように整理

当該事業案と代替案と異なる部分について、「(2)事業の狙いへの貢献度」、「(3)その他の主な効果」の視点から当該事業案が効果的効率的であることを説明
但し、「主な事業内容の規模」は必ず記入

「主な事業内容の規模」については、「1.事業の概要」の「(9)事業の必要性を検討するために用いた主な指標」との関係からその妥当性を説明

(1) 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 分析対象	(主な内訳)	千円
	<input type="checkbox"/> 分析対象外		千円
	費用	(現在価値合計)	千円
	分析結果	(費用便益比)	(純現在価値) 千円
	分析に関する特記事項		
参考資料名			
経済効率面の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)	

〔帳票〕様式 1：個別事業妥当性評価（個票）（情報基盤用：2）

〔ステップ 4：経済効率面の妥当性〕

3. 事業内容の妥当性

		代替案との比較	
		当該事業案	主な代替案
(1) 事業内容	事業内容の組み合わせ (工種・工法レベル)	(主な事業内容) (他の事業内容)	(主な事業内容) (他の事業内容)
	主要な事業内容の規模		
事業の狙いへの貢献度 (2)	事業の狙いへの効果	[指標名] (効果の大きさ)	[指標名] (効果の大きさ)
	効果発現のポイント		
(3) その他の主な効果	その他の主な効果		
	効果発現のポイント		
事業内容の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり	検討事項の内容	
	<input type="checkbox"/> 代替案なし	代替案と比較検討していない理由	
	<input type="checkbox"/> 妥当	事業内容の組み合わせの妥当性	
	<input type="checkbox"/> 代替	特に、事業の必要性を検討するために用いた主な指標(1)との関係から説明	

国への補助事業の申請に際して、国から費用便益分析の実施を要求される事業箇所の場合、「分析対象」にチェック

「便益」「費用」の算出は、国が補助事業申請に当たって作成している費用便益分析のマニュアルに従う

4. 経済効率面の妥当性

(1) 費用便益分析	便益	<input type="checkbox"/> 分析対象 <input type="checkbox"/> 分析対象外	[現在価値合計] 千円 (主な内訳) 千円 千円 千円
	費用		[現在価値合計] 千円
	分析結果		費用便益比 [純現在価値] 千円
	分析に関する特記事項		
	参考資料名		
経済効率面の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当		(検討事項ありの場合、その内容を記入)

費用便益比が補助採択の値以上であることを確認

において費用便益分析の「分析対象外」にチェックした場合、「分析結果に関する特記事項」欄に該当しない理由を記入

図表 2 2 個別事業妥当性評価の評価ステップ（情報基盤用：3）

〔ステップ5〕	
環境的側面の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・「(1)環境への影響」については、まず「環境影響評価法」及び「公有水面埋立法」に基づく環境影響評価の対象事業となっているかどうか確認し、対象となっている場合は、「環境影響評価の対象事業である」にチェックするとともに、以下の項目に係る評価結果を、該当欄に簡潔に整理する。 ・環境影響評価の対象となっていない事業については、「環境影響評価の対象事業でない」にチェックするとともに、環境への影響事項の有無を判断し、該当欄にチェックする。環境への影響事項がある場合は、その影響内容を「生活環境への影響」、「生態系への影響」、「その他環境への影響」の3つの視点から整理し、該当欄に記入する。 ・影響事項を記入した項目については、その対処方法を「(2)対処方法」欄に、「工法・施工方法等による配慮」と「その他の方法による配慮」に分けて記入する。 ・以上を踏まえ、適切な対処方法が講じられていると判断される場合に、「妥当」欄にチェックする。
▼	
〔ステップ6〕	
県が実施することの妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・「(1)事業形態」欄に、「他の事業主体との共同事業」であるか「県の単独事業」であるかをチェックし、「他の事業主体との共同事業」である場合は県の役割を記入する。この場合、以下の項目については、県の役割部分について整理する。 共同事業とは、いずれかの事業の進捗が遅れても効果の発現が期待できなくなる相手方の事業を指す ・「(2)県の実施する理由」については、「法令等で定められている」、「効果の及ぶ範囲からみて県が実施するのが妥当」、「その他」から該当する理由をチェック（複数可）する。 ・「法令等で定められている」にチェックした場合は、法令名と法令の趣旨（県が実施する旨）を整理する。 ・「効果の及ぶ範囲からみて県が実施するのが妥当」にチェックした場合は、効果の内容を説明するとともに、当該効果の及ぶ概ねの地理的範囲を記入する。 ・「その他」にチェックした場合は、上記以外の理由を具体的に記入する。 ・以上を踏まえ、県の実施する理由を明確に説明できると判断される場合に、「妥当」欄にチェックする。
▼	
〔ステップ7〕	
計画の熟度	<ul style="list-style-type: none"> ・「(1)地元協力」は、「協力あり」、「協力なし」の該当するほうにチェックし、「協力あり」をチェックした場合には、その地元協力の内容を記入する。 ・「(2)地元調整の状況」は、自然公園、文化財、公団、他部門の法令等に係る調整の必要性の有無をチェックし、調整の必要性があるとした場合はその内容を記入する。 ・以上を踏まえ、円滑に事業に着手できる準備が整っていると判断される場合に、「妥当」欄にチェックする。
▼	
〔ステップ8〕	
実施妥当性の総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・以上の全ての項目について「妥当」と判断できる場合に、「妥当」欄にチェックし、総合所見を記入する。 ・「妥当」と判断できない項目がある場合でも、原則として、着手するまでに解決できる見込みである場合には、「妥当（条件付き）」欄にチェックするとともに、求められている条件を整理し、総合所見を記入する。 ・以上の他は、「再検討」欄にチェックし、検討事項を整理する。

〔帳票〕様式 1：個別事業妥当性評価（個票）（情報基盤用：3）

〔ステップ 5：環境的側面の妥当性〕

「環境影響評価法」及び「公有水面埋立法」に基づく環境影響評価の対象事業の場合チェック

5. 環境的側面の妥当性

		生活環境への影響	生態系への影響	その他環境への影響
(1) 環境への影響	<input checked="" type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業である	(環境影響評価の対象事業、又は対象事業でなくても影響のある場合は、懸念される影響を記入)		
	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業でない <input type="checkbox"/> 影響事項あり <input type="checkbox"/> 影響事項なし			
(2) 対処方法	工法・施工方法等による配慮	(上記影響への工法・施工方法による工夫を記入)		
	その他の方法による配慮	(上記影響へのその他の方法による工夫を記入)		
環境的側面の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)		

影響事項を記入した項目については、その対処方法を「(2)対処方法」欄に、「工法・施工方法等による配慮」と「その他の方法による配慮」に分けて記入

6. 県が実施することの妥当性

		県が実施する理由
(1) 事業形態	<input type="checkbox"/> 他の事業主体との共同事業	(他の事業主体との共同事業の場合、県の役割を記入)
	<input type="checkbox"/> 県の単独事業	
(2) 県の実施することの理由	<input type="checkbox"/> 法令等で定められている	(法令名と法令の趣旨を記入)
	<input type="checkbox"/> 効果の及ぶ地理的範囲からみて県が実施するのが妥当	(効果の内容及ぶ当該効果の概ねの地理的範囲を記入)
	<input type="checkbox"/> その他	(上記以外の理由を記入)
県が実施することの妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)

7. 計画の熟度

(1) 地元協力	<input type="checkbox"/> 協力あり	(地元協力の内容等を記入)
	<input type="checkbox"/> 協力なし	
(2) 事業調整の状況	<input type="checkbox"/> 事業調整の必要あり	(事業調整の状況を記入(自然公園、文化財、公図、他部門の法令等に係る調整))
	<input type="checkbox"/> 事業調整の必要なし	
熟度の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)

8. 実施妥当性の総合評価

	判定	検討事項又は条件
評価結果	<input type="checkbox"/> 再検討 <input type="checkbox"/> 妥当(条件付き) <input type="checkbox"/> 妥当	
総合所見		

〔帳票〕様式1：個別事業妥当性評価（個票）（情報基盤用：3）

〔ステップ6：県が実施することの妥当性〕

5. 環境的側面の妥当性

		生活環境への影響	生態系への影響	その他環境への影響
(1) 環境への影響	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業である	(環境影響評価の対象事業。又は対象事業でなくても影響のある場合は、懸念される影響を記入)		
	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業でない			
(2) 対処方法	<input type="checkbox"/> 影響事項あり	(上記影響への工法・施工方法による工夫を記入)		
	<input type="checkbox"/> 影響事項なし			
(2) 対処方法	工法・施工方法等による配慮	(上記影響へのその他の方法による工夫を記入)		
	その他の方法による配慮			
環境的側面の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり	(検討事項ありの場合、その内容を記入)		
	<input type="checkbox"/> 妥当			

6. 県が実施することの妥当性

		県が実施する理由
(1) 事業形態	<input type="checkbox"/> 他の事業主体との共同事業	(他の事業主体との共同事業の場合、県の役割を記入)
	<input type="checkbox"/> 県の単独事業	
(2) 県の実施することの理由	<input type="checkbox"/> 法令等で定められている	(法令名と法令の趣旨を記入)
	<input type="checkbox"/> 効果の及ぶ地理的範囲からみて県が実施するのが妥当	(効果の内容及ぶ当該効果の概ねの地理的範囲を記入)
	<input type="checkbox"/> その他	(その他の理由を記入)
	<input type="checkbox"/> 検討事項あり	(検討事項ありの場合、その内容を記入)
県が実施することの妥当性	<input type="checkbox"/> 妥当	

共同事業とは、いずれかの事業の進捗が遅れても、効果の発現が期待できなくなる事業群を指し、この場合は県の役割を記入

該当する理由をチェック（複数可）

7. 計画の熟度

(1) 地元協力	<input type="checkbox"/> 協力あり	(地元協力の内容等を記入)
	<input type="checkbox"/> 協力なし	
(2) 事業調整の状況	<input type="checkbox"/> 事業調整の必要あり	(事業調整の状況を記入(自然公園、文化財、公園、他部門の法令等に係る調整))
	<input type="checkbox"/> 事業調整の必要なし	
熟度の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり	(検討事項ありの場合、その内容を記入)
	<input type="checkbox"/> 妥当	

8. 実施妥当性の総合評価

評価結果	判定	検討事項又は条件
	<input type="checkbox"/> 再検討	
	<input type="checkbox"/> 妥当(条件付き)	
	<input type="checkbox"/> 妥当	
総合所見		

〔帳票〕様式 1：個別事業妥当性評価（個票）（情報基盤用：3）

〔ステップ 7：計画の熟度〕

5. 環境的側面の妥当性

		生活環境への影響	生態系への影響	その他環境への影響
(1) 環境への影響	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業である	(環境影響評価の対象事業、又は対象事業でなくても影響のある場合は、懸念される影響を記入)		
	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業でない <input type="checkbox"/> 影響事項あり <input type="checkbox"/> 影響事項なし			
(2) 対処方法	工法・施工方法等による配慮	(上記影響への工法・施工方法による工夫を記入)		
	その他の方法による配慮	(上記影響へのその他の方法による工夫を記入)		
環境的側面の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)		

6. 県が実施することの妥当性

		県が実施する理由
(1) 事業形態	<input type="checkbox"/> 他の事業主体との共同事業	(他の事業主体との共同事業の場合、県の役割を記入)
	<input type="checkbox"/> 県の単独事業	
(2) 県の実施することの理由	<input type="checkbox"/> 法令等で定められている	(法令名と法令の趣旨を記入)
	<input type="checkbox"/> 効果の及ぶ地理的範囲からみて県が実施するのが妥当	(効果の内容及ぶ当該効果の概ねの地理的範囲を記入)
	<input type="checkbox"/> その他	(上記以外の理由を記入)
県が実施することの妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)

自然公園、文化財、公園、他部門の法令等に係る調整必要性があるとした場合は、その内容を記入

7. 計画の熟度

(1) 地元協力	<input type="checkbox"/> 協力あり	(地元協力の内容等を記入)
	<input type="checkbox"/> 協力なし	
(2) 事業調整の状況	<input type="checkbox"/> 事業調整の必要あり	(事業調整の状況を記入(自然公園、文化財、公園、他部門の法令等に係る調整))
	<input type="checkbox"/> 事業調整の必要なし	
熟度の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)

8. 実施妥当性の総合評価

		判定	検討事項又は条件
評価結果	<input type="checkbox"/> 再検討		
	<input type="checkbox"/> 妥当(条件付き)		
	<input type="checkbox"/> 妥当		
総合所見			

〔 帳票 〕 様式 1 : 個別事業妥当性評価 (個票) (情報基盤用 : 3)

〔 ステップ 8 : 実施妥当性の総合評価 〕

5. 環境的側面の妥当性

		生活環境への影響	生態系への影響	その他環境への影響
(1) 環境への影響	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業である	(環境影響評価の対象事業、又は対象事業でなくても影響のある場合は、懸念される影響を記入)		
	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業でない <input type="checkbox"/> 影響事項あり <input type="checkbox"/> 影響事項なし			
(2) 対処方法	工法・施工方法等による配慮	(上記影響への工法・施工方法による工夫を記入)		
	その他の方法による配慮	(上記影響へのその他の方法による工夫を記入)		
環境的側面の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)		

6. 県が実施することの妥当性

		県が実施する理由
(1) 事業形態	<input type="checkbox"/> 他の事業主体との共同事業	(他の事業主体との共同事業の場合、県の役割を記入)
	<input type="checkbox"/> 県の単独事業	
(2) 県の実施することの理由	<input type="checkbox"/> 法令等で定められている	(法令名と法令の趣旨を記入)
	<input type="checkbox"/> 効果の及ぶ地理的範囲からみて県が実施するのが妥当	(効果の内容及ぶ当該効果の概ねの地理的範囲を記入)
	<input type="checkbox"/> その他	(上記以外の理由を記入)
県が実施することの妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)

7. 計画の熟度

(1) 地元協力	<input type="checkbox"/> 協力あり	(地元協力の内容等を記入)
	<input type="checkbox"/> 協力なし	
(2) 事業調整の状況	<input type="checkbox"/> 事業調整の必要あり	(事業調整の状況を記入(自然公園、文化財、公園、他部門の法令等に係る調整))
	<input type="checkbox"/> 事業調整の必要なし	
熟度の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)

8. 実施妥当性の総合評価

		判定	検討事項又は条件
評価結果	<input type="checkbox"/> 再検討 <input type="checkbox"/> 妥当(条件付き) <input type="checkbox"/> 妥当		
総合所見			

「妥当」と判断できない項目がある場合でも、着手するまでに解決できる見込みである場合には、「妥当(条件付き)」欄にチェック

維持更新事業を対象とした個別事業妥当性評価

維持更新事業を対象とした個別事業妥当性評価では、以下の図表に示すステップに従い、順に評価を行う。

図表 2 3 個別事業妥当性評価の評価ステップ（維持更新用：1）

〔ステップ1〕	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none">・評価対象事業の狙いを「(7)事業の狙い」欄に記入する。・当該事業箇所の必要性を検討するために用いた指標及びその指標値（指標値がない場合は現象）を、「(8)事業の必要性を検討するために用いた主な指標」欄に記入する。
▼	
〔ステップ2〕	
維持更新事業の必要性	<p>〔(1)維持更新の対象〕</p> <ul style="list-style-type: none">・「(1)維持更新の対象」欄に、「主な施設」、「他の施設」を整理する。 <p>〔(2)求められているサービス水準〕</p> <ul style="list-style-type: none">・「サービス水準の内容」欄に求められているサービス水準の「機能」、「規模」等を整理するとともに、「当サービス水準の必要性を示す資料」欄に該当する資料名を記載する。 <p>〔(3)維持更新の理由〕</p> <ul style="list-style-type: none">・「(3)維持更新の理由」については、「老朽化」、「機能の陳腐化」、「規模の不具合」、「その他」から該当する理由をチェック（複数可）する。・「老朽化」にチェックした場合は、「現況施設の供用年」、「経過年数」、「老朽化の状態」について整理する。・「機能の陳腐化」、「規模の不具合」、「その他」にチェックした場合は、求められている水準と現状のギャップについて整理する。 <p>〔(4)事業を実施しない場合の影響と対応〕</p> <ul style="list-style-type: none">・「事業を実施しない場合の影響」欄に、事業を実施しない場合に県民の生活・活動に及ぼす影響について整理する。・「上記影響への対応」欄において、「事業を実施しない場合の影響」への対応方策の有無をチェックする。「対応方策あり」の場合、県民の生活・活動に及ぼす影響に対応するための方策について具体的に説明する。「対応方策なし」の場合、対応方策のない理由について説明する。・「着手の先送り」欄において、事業の着手を先送りすることの可否をチェックする。「先送り可」の場合、どのような状態になるまで先送りが可能かについて説明する。「先送り不可」の場合、先送りできない理由について説明する。・以上を踏まえ、維持更新事業の必要性について具体的な説明ができていると判断される場合に、必要欄にチェックする。
▼	

〔帳票〕様式1：個別事業妥当性評価（個票）（維持更新用：1）

〔ステップ1：事業の概要〕

1.事業の概要

(1) 地区・箇所・路線名		(7) 事業の狙い		事業の必要性を検討するために用いた指標を記入
(2) 施工場所				
(3) 事業名				
(4) 担当部課				
(5) 総事業費		事業の必要性を検討するために用いた主な指標(1)	(指標名)	
(6) 事業期間			(指標値、現象)	

2.維持更新事業の必要性

(1) 維持更新の対象	主な施設 他の施設			指標値、現象については可能な限り定量的表現で記入
(2) 求められているサービス水準	サービス水準の内容	(機能) (規模) (その他の水準)		
	当サービス水準の必要性を示す資料			
(3) 維持更新の理由	<input type="checkbox"/> 老朽化	(現況施設供用年) (経過年数)	老朽化の状況	
	<input type="checkbox"/> 機能の陳腐化	(求められている機能と現状とのギャップについて説明)		
	<input type="checkbox"/> 規模の不具合	(求められている規模と現状とのギャップについて説明)		
	<input type="checkbox"/> その他	(その他求められている水準と現状とのギャップを説明)		
(4) 維持更新しない場合の影響と対応	事業を実施しない場合の影響		(維持更新しない場合に県民の生活・活動に及ぼす影響について説明)	
	上記影響への対応	<input type="checkbox"/> 対応方策あり	(県民の生活・活動に及ぼす影響に対応するための方策を具体的に説明)	
		<input type="checkbox"/> 対応方策なし	(対応方策のない理由を説明)	
	着手の先送り	<input type="checkbox"/> 可	(どのような状態になるまで先送りが可能なのか、その状態を説明)	
<input type="checkbox"/> 不可		(先送りにできない理由を具体的に説明)		
維持更新事業の必要性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 必要	(維持更新事業以外の対応方策がある場合は、当該方策と比較した場合の当該事業の利点を説明)		

〔帳票〕様式1：個別事業妥当性評価（個票）（維持更新用：1）

〔ステップ2：維持更新事業の必要性〕

1. 事業の概要

(1) 地区・箇所・路線名		(7) 事業の狙い	
(2) 施工場所			
(3) 事業名			
(4) 担当部課			
(5) 総事業費		事業の必要性を検討する (8) ために用いた主な指標(1)	[指標名]
(6) 事業期間			[指標値、現象]

2. 維持更新事業の必要性

(1) 維持更新の対象	主な施設		
	他の施設		
(2) 求められているサービス水準	サービス水準の内容	[機能] [規模] [その他の水準]	
	当サービス水準の必要資料	求められている機能の水準と現状のギャップを説明	
	<input type="checkbox"/> 老朽化 <input type="checkbox"/> 機能の陳腐化 <input type="checkbox"/> 規模の <input type="checkbox"/> その他	(現況施設供用年数) [老朽化の状況] 求められている機能と現状とのギャップについて説明) (求められている規模と現状とのギャップについて説明) (その他求められている水準と現状とのギャップを説明)	
(3) 維持更新の理由	事業を実施しない場合の影響	(維持更新しない場合に県民の生活・活動に及ぼす影響について説明)	
(4) 維持更新しない場合の影響と対応	上記影響への対応	<input type="checkbox"/> 対応策あり <input type="checkbox"/> 対応策なし	(県民の生活・活動に及ぼす影響に対応するための方策を具体的に説明) (対応策のない理由を説明)
	着手の先送りの可能性をチェック	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	(どのような状態になるまで先送りが可能なのか、その状態を説明) (先送りできない理由を具体的に説明)
	維持更新事業の必要性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 必要	(維持更新事業以外の対応策がある場合は、当該方策と比較した場合の当該事業の利点を説明)

事業を実施しない場合の影響への対応方策の有無をチェック

チェックの上、求められているサービス水準の比較項目を

着手の先送りの可能性をチェック

図表 2 4 個別事業妥当性評価の評価ステップ（維持更新用：2）

〔ステップ3〕

事業内容の
妥当性

- 〔(1)事業内容〕
 - ・「(1)事業内容」欄に、「事業内容の組み合わせ（工種・工法レベル）」、「主要な事業内容の規模」を整理する。
- 〔(2)事業の狙いへの効果〕
 - ・「事業の狙いへの効果」欄に「1.(8)事業の必要性を検討するために用いた主な指標」などを参考に、事業の狙いに対する効果の大きさを整理するとともに、「効果の発現のポイント」欄に、当該効果が発現する理由を簡潔に説明する。
- 〔(3)その他の主な効果〕
 - ・「3.(2)事業の狙いへの貢献」で取り上げた以外の効果のうち、主な効果について一つ選択し、効果の名称と効果発現のポイント（当該効果が発現する理由）を簡潔に説明する。
- 〔代替案との比較〕
 - ・評価対象事業の事業計画策定時点に代替案との比較検討を行っている場合は、その主要な代替案について、当該事業案との違いが明確に分かるように、(1)から(3)までを整理する。
 - ・工種・工法レベルの代替案が良い。
- 〔事業内容の妥当性〕
 - ・代替案がある場合は、「事業内容の組み合わせ」、「主要な事業内容の規模」のうち、当該事業案と代替案と異なる部分について、「(2)事業の狙いへの効果」、「(3)その他の主な効果」の視点から当該事業案が効果的効率的であることを説明する。
 - ・但し、「主要な事業内容の規模」については、代替案との違いがなくても、「事業の概要」の「(8)事業の必要性を検討するために用いた主な指標」との関係からその妥当性を説明する。
 - ・代替案がない場合は、代替案がない理由を説明する。
 - ・以上について具体的な説明ができていると判断される場合に、妥当欄にチェックする。

〔ステップ4〕

経済効率面
の妥当性

- ・経済効率面の妥当性の検討については、国への補助事業の申請に際して、国から費用便益分析の実施を要求される事業箇所を対象とし、該当する場合は「便益」欄の「分析対象」欄にチェックする。該当しない場合は、「分析対象外」欄にチェックし、「分析結果に関する特記事項」欄に該当しない理由を記入する。
- ・「便益」「費用」の算出は、国が補助事業申請に当たって作成している費用便益分析のマニュアルに従う。
- ・なお、費用便益分析の結果に特記事項がある場合は、「分析結果に関する特記事項」欄にその内容を記入する。
- ・「参考資料名」欄には、用いた費用便益分析の方法の分かる資料の名称を記入する。
- ・費用便益比が補助採択の値以上の場合に、「妥当」欄にチェックする。

〔帳票〕様式1：個別事業妥当性評価（個票）（維持更新用：2）

〔ステップ3：事業内容の妥当性〕

3.事業内容の妥当性

		代替案との比較	
		当該事業案	主な代替案
(1) 事業内容	事業内容の組み合わせ (工種・工法レベル)	[主な事業内容] [他の事業内容]	[主な事業内容] [他の事業内容]
	主要な事業内容の規模		
事業の狙いへの貢献度 (2)	事業の狙いへの効果	[指標名] [効果の大きさ]	[指標名] [効果の大きさ]
	効果発現のポイント		
その他の主な効果 (3)	その他の主な効果		
	効果発現のポイント		

効果が発現する理由を記入

工種・工法レベル代替案を記入
当該事業案との違いが明確に分かるように整理

当該事業案と代替案と異なる部分について、「(2)事業の狙いへの貢献度」、「(3)その他の主な効果」の視点から当該事業案が効果的効率的であることを説明
但し、「主な事業内容の規模」は必ず記入

「主な事業内容の規模」については、「1.事業の概要」の「(9)事業の必要性を検討するために用いた主な指標」との関係からその妥当性を説明

事業内容の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり	検討事項の内容	
	<input type="checkbox"/> 代替案なし	代替案と比較検討していない理由	
	<input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 代替案あり	事業内容の組み合わせの妥当性 主な事業内容の規模の妥当性	(特に、事業の必要性を検討するために用いた主な指標(1)との関係から説明)

(1) 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 分析対象	[主な内訳]	千円
	<input type="checkbox"/> 分析対象外		千円
	費用	[現在価値合計]	千円
	分析結果	[費用便益比]	(純現在価値) 千円
	分析に関する特記事項		
参考資料名			
経済効率面の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)	

〔帳票〕様式 1：個別事業妥当性評価（個票）（維持更新用：2）

〔ステップ 4：経済効率面の妥当性〕

3. 事業内容の妥当性

		代替案との比較	
		当該事業案	主な代替案
(1) 事業内容	事業内容の組み合わせ (工種・工法レベル)	(主な事業内容) (他の事業内容)	(主な事業内容) (他の事業内容)
	主要な事業内容の規模		
事業の狙いへの貢献度 (2)	事業の狙いへの効果	(指標名) (効果の大きさ)	(指標名) (効果の大きさ)
	効果発現のポイント		
その他の主な効果 (3)	その他の主な効果		
	効果発現のポイント		
事業内容の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり	検討事項の内容	
	<input type="checkbox"/> 代替案なし	代替案と比較検討していない理由	
	<input type="checkbox"/> 妥当	事業内容の組み合わせの妥当性	
	<input type="checkbox"/> 代替案あり	必要性を検討するために用いた主な指標(1)との関係から説明)	

国への補助事業の申請に際して、国から費用便益分析の実施を要求される事業箇所の場合、「分析対象」にチェック

「便益」「費用」の算出は、国が補助事業申請に当たって作成している費用便益分析のマニュアルに従う

4. 経済効率面の妥当性

(1) 費用便益分析	便益	<input type="checkbox"/> 分析対象	(現在価値合計) 千円
		<input type="checkbox"/> 分析対象外	(主な内訳) 千円
	費用	(現在価値合計) 千円	
	分析結果	費用便益比 (純現在価値) 千円	
	分析に関する特記事項		
	参考資料名		
	<input type="checkbox"/> 検討	(検討事項ありの場合、その内容を記入)	

費用便益比が補助採択の値以上であることを確認

において費用便益分析の「分析対象外」にチェックした場合、「分析結果に関する特記事項」欄に該当しない理由を記入

〔帳票〕様式1：個別事業妥当性評価（個票）（維持更新用：3）

〔ステップ5：環境的側面の妥当性〕

「環境影響評価法」及び「公有水面埋立法」に基づく環境影響評価の対象事業の場合チェック

5. 環境的側面の妥当性

		生活環境への影響	生態系への影響	その他環境への影響
(1) 環境への影響	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業である	(環境影響評価の対象事業、又は対象事業でなくても影響のある場合は、懸念される影響を記入)		
	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業でない <input type="checkbox"/> 影響事項あり <input type="checkbox"/> 影響事項なし			
(2) 対処方法	工法・施工方法等による配慮	(上記影響への工法・施工方法による工夫を記入)		
	その他の方法による配慮	(上記影響へのその他の方法による工夫を記入)		
環境的側面の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)		

影響事項を記入した項目については、その対処方法を「(2)対処方法」欄に、「工法・施工方法等による配慮」と「その他の方法による配慮」に分けて記入

6. 県が実施することの妥当性

		県が実施する理由
(1) 事業形態	<input type="checkbox"/> 他の事業主体との共同事業 <input type="checkbox"/> 県の単独事業	(他の事業主体との共同事業の場合、県の役割を記入)
(2) 県の実施することの理由	<input type="checkbox"/> 法令等で定められている	(法令名と法令の趣旨を記入)
	<input type="checkbox"/> 効果の及ぶ地理的範囲からみて県が実施するのが妥当	(効果の内容及ぶ当該効果の概ねの地理的範囲を記入)
	<input type="checkbox"/> その他	(上記以外の理由を記入)
県が実施することの妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)

7. 計画の熟度

(1) 地元協力	<input type="checkbox"/> 協力あり <input type="checkbox"/> 協力なし	(地元協力の内容等を記入)
(2) 事業調整の状況	<input type="checkbox"/> 事業調整の必要あり <input type="checkbox"/> 事業調整の必要なし	(事業調整の状況を記入(自然公園、文化財、公園、他部門の法令等に係る調整))
熟度の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)

8. 実施妥当性の総合評価

	判定	検討事項又は条件
評価結果	<input type="checkbox"/> 再検討 <input type="checkbox"/> 妥当(条件付き) <input type="checkbox"/> 妥当	
総合所見		

〔帳票〕様式1：個別事業妥当性評価（個票）（維持更新用：3）

〔ステップ6：県が実施することの妥当性〕

5. 環境的側面の妥当性

		生活環境への影響	生態系への影響	その他環境への影響
(1) 環境への影響	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業である	(環境影響評価の対象事業、又は対象事業でなくても影響のある場合は、懸念される影響を記入)		
	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業でない			
(2) 対処方法	<input type="checkbox"/> 影響事項あり	(上記影響への工法・施工方法による工夫を記入)		
	<input type="checkbox"/> 影響事項なし			
(2) 対処方法	工法・施工方法等による配慮	(上記影響へのその他の方法による工夫を記入)		
	その他の方法による配慮			
環境的側面の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり	(検討事項ありの場合、その内容を記入)		
	<input type="checkbox"/> 妥当			

6. 県が実施することの妥当性

		県が実施する理由
(1) 事業形態	<input type="checkbox"/> 他の事業主体との共同事業	(他の事業主体との共同事業の場合、県の役割を記入)
	<input type="checkbox"/> 県の単独事業	
(2) 県の実施することの理由	<input type="checkbox"/> 法令等で定められている	(法令名と法令の趣旨を記入)
	<input type="checkbox"/> 効果の及ぶ地理的範囲からみて県が実施するのが妥当	(効果の内容及ぶ当該効果の概ねの地理的範囲を記入)
	<input type="checkbox"/> その他	(理由を記入)
	<input type="checkbox"/> 検討事項あり	(検討事項ありの場合、その内容を記入)
県が実施することの妥当性	<input type="checkbox"/> 妥当	

共同事業とは、いずれかの事業の進捗が遅れても、効果の発現が期待できなくなる事業群を指し、この場合は県の役割を記入

該当する理由をチェック（複数可）

7. 計画の熟度

(1) 地元協力	<input type="checkbox"/> 協力あり <input type="checkbox"/> 協力なし	(地元協力の内容等を記入)
(2) 事業調整の状況	<input type="checkbox"/> 事業調整の必要あり <input type="checkbox"/> 事業調整の必要なし	(事業調整の状況を記入（自然公園、文化財、公園、他部門の法令等に係る調整）)
熟度の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)

8. 実施妥当性の総合評価

判定	検討事項又は条件
評価結果	<input type="checkbox"/> 再検討 <input type="checkbox"/> 妥当（条件付き） <input type="checkbox"/> 妥当
総合所見	

〔帳票〕様式 1：個別事業妥当性評価（個票）（維持更新用：3）

〔ステップ7：計画の熟度〕

5. 環境的側面の妥当性

		生活環境への影響	生態系への影響	その他環境への影響
(1) 環境への影響	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業である	(環境影響評価の対象事業、又は対象事業でなくても影響のある場合は、懸念される影響を記入)		
	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業でない <input type="checkbox"/> 影響事項あり <input type="checkbox"/> 影響事項なし			
(2) 対処方法	工法・施工方法等による配慮	(上記影響への工法・施工方法による工夫を記入)		
	その他の方法による配慮	(上記影響へのその他の方法による工夫を記入)		
環境的側面の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)		

6. 県が実施することの妥当性

		県が実施する理由
(1) 事業形態	<input type="checkbox"/> 他の事業主体との共同事業	(他の事業主体との共同事業の場合、県の役割を記入)
	<input type="checkbox"/> 県の単独事業	
(2) 県の実施することの理由	<input type="checkbox"/> 法令等で定められている	(法令名と法令の趣旨を記入)
	<input type="checkbox"/> 効果の及ぶ地理的範囲からみて県が実施するのが妥当	(効果の内容及ぶ当該効果の概ねの地理的範囲を記入)
	<input type="checkbox"/> その他	(上記以外の理由を記入)
県が実施することの妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)

自然公園、文化財、公図、他部門の法令等に係る調整必要性があるとした場合は、その内容を記入

7. 計画の熟度

(1) 地元協力	<input type="checkbox"/> 協力あり	(地元協力の内容等を記入)
	<input type="checkbox"/> 協力なし	
(2) 事業調整の状況	<input type="checkbox"/> 事業調整の必要あり	(事業調整の状況を記入(自然公園、文化財、公図、他部門の法令等に係る調整))
	<input type="checkbox"/> 事業調整の必要なし	
熟度の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)

8. 実施妥当性の総合評価

	判定	検討事項又は条件
評価結果	<input type="checkbox"/> 再検討 <input type="checkbox"/> 妥当(条件付き) <input type="checkbox"/> 妥当	
総合所見		

〔帳票〕様式1：個別事業妥当性評価（個票）（維持更新用：3）

〔ステップ8：実施妥当性の総合評価〕

5. 環境的側面の妥当性

		生活環境への影響	生態系への影響	その他環境への影響
(1) 環境への影響	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業である	(環境影響評価の対象事業、又は対象事業でなくても影響のある場合は、懸念される影響を記入)		
	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業でない <input type="checkbox"/> 影響事項あり <input type="checkbox"/> 影響事項なし			
(2) 対処方法	工法・施工方法等による配慮	(上記影響への工法・施工方法による工夫を記入)		
	その他の方法による配慮	(上記影響へのその他の方法による工夫を記入)		
環境的側面の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)		

6. 県が実施することの妥当性

		県が実施する理由
(1) 事業形態	<input type="checkbox"/> 他の事業主体との共同事業	(他の事業主体との共同事業の場合、県の役割を記入)
	<input type="checkbox"/> 県の単独事業	
(2) 県の実施することの理由	<input type="checkbox"/> 法令等で定められている	(法令名と法令の趣旨を記入)
	<input type="checkbox"/> 効果の及ぶ地理的範囲からみて県が実施するのが妥当	(効果の内容及ぶ当該効果の概ねの地理的範囲を記入)
	<input type="checkbox"/> その他	(上記以外の理由を記入)
県が実施することの妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)

7. 計画の熟度

(1) 地元協力	<input type="checkbox"/> 協力あり	(地元協力の内容等を記入)
	<input type="checkbox"/> 協力なし	
(2) 事業調整の状況	<input type="checkbox"/> 事業調整の必要あり	(事業調整の状況を記入(自然公園、文化財、公図、他部門の法令等に係る調整))
	<input type="checkbox"/> 事業調整の必要なし	
熟度の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)

8. 実施妥当性の総合評価

		判定	検討事項又は条件
評価結果	<input type="checkbox"/> 再検討 <input type="checkbox"/> 妥当(条件付き) <input type="checkbox"/> 妥当		
総合所見			

「妥当」と判断できない項目がある場合でも、着手するまでに解決できる見込みである場合には、「妥当(条件付き)」欄にチェック

高齢者優良賃貸住宅事業を対象とした個別事業妥当性評価

高齢者優良賃貸住宅事業を対象とした個別事業妥当性評価では、以下の図表に示すステップに従い、順に評価を行う。

図表 2 5 個別事業妥当性評価の評価ステップ（高齢者優良賃貸住宅用：1）

〔ステップ1〕	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none">・評価対象事業の狙いを「(8)事業の狙い」欄に記入する。・当該事業箇所の必要性を検討するために用いた指標及びその指標値（指標値がない場合は現象）を、「(9)事業の必要性を検討するために用いた主な指標」欄に記入する。
▼	
〔ステップ2〕	
高齢者優良賃貸住宅事業の必要性	<p>〔(1)求められているサービス水準〕</p> <ul style="list-style-type: none">・比較項目毎にチェックボックスにチェックをし、「求められている水準」欄に当該情報基盤に求められているサービス水準を、「現状」欄に現状のサービス水準を整理するとともに、「当該事業の貢献」欄に当該事業による効果の大きさと当該効果が発現する理由を簡潔に説明する。 <p>〔(2)事業を実施しない場合の影響と対応〕</p> <ul style="list-style-type: none">・「事業を実施しない場合の影響」欄に、事業を実施しない場合に県民の生活・活動に及ぼす影響について整理する。・「上記影響への対応」欄において、「事業を実施しない場合の影響」への対応方策の有無をチェックする。「対応方策あり」の場合、県民の生活・活動に及ぼす影響に対応するための方策について具体的に説明する。「対応方策なし」の場合、対応方策のない理由について説明する。・「着手の先送り」欄において、事業の着手を先送りすることの可否をチェックする。「先送り可」の場合、どのような状態になるまで先送りが可能かについて説明する。「先送り不可」の場合、先送りできない理由について説明する。・以上を踏まえ、高齢者優良賃貸住宅事業の必要性について具体的な説明ができていないと判断される場合に、必要欄にチェックする。
▼	

〔帳票〕様式1：個別事業妥当性評価（個票）（高齢者優良賃貸住宅用：1）

〔ステップ1：事業の概要〕

1. 事業の概要

(1) 地区・箇所・路線名	-	(7) 対象地域	
(2) 施工場所	-	(8) 事業の狙い	
(3) 事業名			
(4) 担当部課		事業の必要性を検討するために用いた主な指標 (1)	[指標名]
(5) 総事業費			[指標値、現象]
(6) 事業期間			

事業の必要性を検討するために用いた指標を記入

指標値、現象については可能な限り定量的表現で記入

2. 高齢者優良賃貸住宅事業の必要性

	比較項目	求められている水準	現状	当該事業
求められているサービス水準 (1)	<input type="checkbox"/> 戸数			(効果の大きさ) (理由)
	<input type="checkbox"/> その他のサービス水準 (専用居住面積、バリアフリー等)	サービス項目		(効果の大きさ) (理由)
		サービス項目		(効果の大きさ) (理由)
		サービス項目		(効果の大きさ) (理由)
事業を実施しない場合の影響と対応 (2)	事業を実施しない場合の影響		(実施しない場合に県民の生活・活動に及ぼす影響について説明)	
	上記影響への対応	<input type="checkbox"/> 対応方策あり	(県民の生活・活動に及ぼす影響に対応するための方策を具体的に説明)	
		<input type="checkbox"/> 対応方策なし	(対応方策のない理由を説明)	
	着手の先送り	<input type="checkbox"/> 可	(どのような状態になるまで先送りが可能なのか、その状態を説明)	
<input type="checkbox"/> 不可		(先送りができない理由を具体的に説明)		
高齢者賃貸住宅事業の必要性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 必要	(高齢者優良賃貸住宅以外の対応方策がある場合は、当該方策と比較した場合の当該事業の利点を説明)		

〔帳票〕様式1：個別事業妥当性評価（個票）（高齢者優良賃貸住宅用：1）

〔ステップ2：高齢者優良賃貸住宅事業の必要性〕

1. 事業の概要

(1) 地区・箇所・路線名		(7) 対象地域	
(2) 施工場所		(8) 事業の狙い	
(3) 事業名		(9) 事業の必要性を検討するために用いた主な指標 (1)	指標名
(4) 担当部課			指標値・現象
(5) 総事業費			
(6) 事業期間			

2. 高齢者優良賃貸住宅事業の必要性

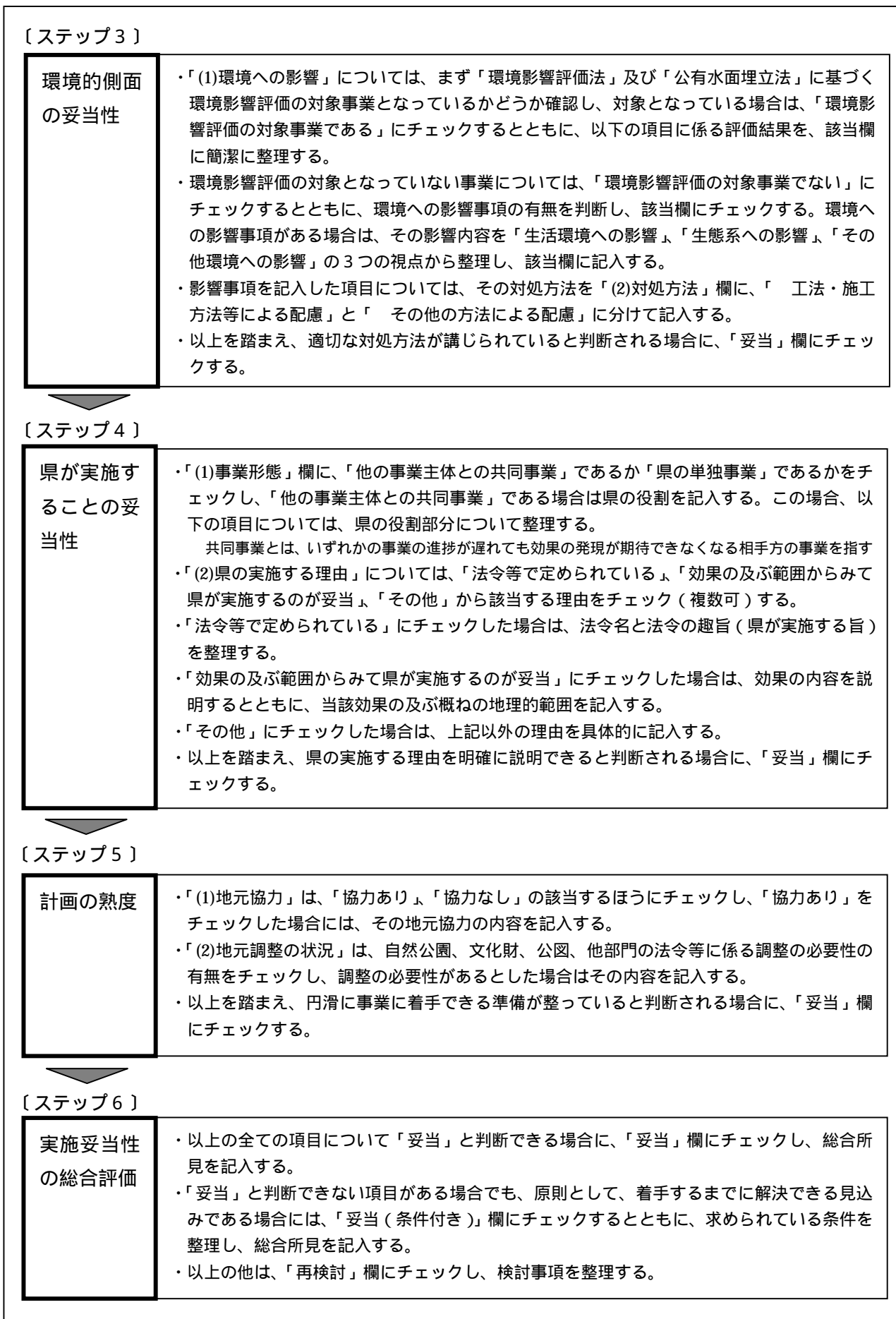
比較項目	求められている水準	現状	当該事業の貢献
<input type="checkbox"/> 戸数			{効果の大きさ} {理由}
求められているサービス水準 (1)	サービス項目		{効果の大きさ} {理由}
	その他のサービス水準 <input type="checkbox"/> 専用居住面積、バリアフリー等		{効果の大きさ} {理由}
比較項目			{効果の大きさ} {理由}
(実施しない場合に県民の生活・活動に及ぼす影響について説明)			
事業を実施しない場合の影響			
	<input type="checkbox"/> 対応策あり	(県民の生活・活動に及ぼす影響に対応するための)	求められている水準と現状のギャップに対する、当該事業の貢献度（効果の大きさ）とその理由を記載
上記影響への対応			
事業を実施しない場合の影響と対応 (2)	<input type="checkbox"/> 対応策なし	(対応策のない理由を説明)	
	<input type="checkbox"/> 可	(どのような状態になるまで先送りが可能なのか、その状態を説明)	
着手の先送りの可能性をチェック			
	<input type="checkbox"/> 不可	(先送りできない理由を具体的に説明)	
高齢者賃貸住宅事業の必要性			
	<input type="checkbox"/> 検討事項あり	(高齢者優良賃貸住宅以外の対応策がある場合は、当該方策と比較した場合の当該事業の利点を説明)	
	<input type="checkbox"/> 必要		

事業を実施しない場合の影響への対応策の有無をチェック

チェックの上、求められているサービス水準の比較項目を記入

着手の先送りの可能性をチェック

図表 2 6 個別事業妥当性評価の評価ステップ（高齢者優良賃貸住宅用：2）



〔帳票〕様式 1：個別事業妥当性評価（個票）（高齢者優良賃貸住宅用：2）

〔ステップ 3：環境的側面の妥当性〕

「環境影響評価法」及び「公有水面埋立法」に基づく環境影響評価の対象事業の場合チェック

3. 環境的側面の妥当性

		生活環境への影響	生態系への影響	その他環境への影響
(1) 環境への影響	<input checked="" type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業である <input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業でない	環境影響評価の対象事業、又は対象事業でなくても影響のある場合は、懸念される影響を記入)		
	<input type="checkbox"/> 影響事項あり <input type="checkbox"/> 影響事項なし			
(2) 対処方法	工法・施工方法等による配慮	(上記影響への工法・施工方法による工夫を記入)		
	その他の方法による配慮	(上記影響へのその他の方法による工夫を記入)		
環境的側面の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)		

影響事項を記入した項目については、その対処方法を「(2)対処方法」欄に、「工法・施工方法等による配慮」と「その他の方法による配慮」に分けて記入

4. 県が実施することの妥当性

		県が実施する理由
(1) 事業形態	<input type="checkbox"/> 他の事業主体との共同事業 <input type="checkbox"/> 県の単独事業	(他の事業主体との共同事業の場合、県の役割を記入)
(2) 県の実施することの理由	<input type="checkbox"/> 法令等で定められている	(法令名と法令の趣旨を記入)
	<input type="checkbox"/> 効果の及ぶ地理的範囲からみて県が実施するのが妥当	(効果の内容及ぶ当該効果の概ねの地理的範囲を記入)
	<input type="checkbox"/> その他	(上記以外の理由を記入)
県が実施することの妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)

5. 計画の熟度

(1) 地元協力	<input type="checkbox"/> 協力あり <input type="checkbox"/> 協力なし	(地元協力の内容等を記入)
(2) 事業調整の状況	<input type="checkbox"/> 事業調整の必要あり <input type="checkbox"/> 事業調整の必要なし	(事業調整の状況を記入(自然公園、文化財、公団、他部門の法令等に係る調整))
熟度の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)

6. 実施妥当性の総合評価

	判定	検討事項又は条件
評価結果	<input type="checkbox"/> 再検討 <input type="checkbox"/> 妥当(条件付き) <input type="checkbox"/> 妥当	
総合所見		

〔帳票〕様式 1：個別事業妥当性評価（個票）（高齢者優良賃貸住宅用：2）

〔ステップ 4：県が実施することの妥当性〕

3. 環境的側面の妥当性

		生活環境への影響	生態系への影響	その他環境への影響
(1) 環境への影響	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業である <input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業でない <input type="checkbox"/> 影響事項あり <input type="checkbox"/> 影響事項なし	環境影響評価の対象事業、又は対象事業でなくても影響のある場合は、懸念される影響を記入)		
(2) 対処方法	工法・施工方法等による配慮	(上記影響への工法・施工方法による工夫を記入)		
	その他の方法による配慮	(上記影響へのその他の方法による工夫を記入)		
環境的側面の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)		

4. 県が実施することの妥当性

		県が実施する理由
(1) 事業形態	<input type="checkbox"/> 他の事業主体との共同事業 <input type="checkbox"/> 県の単独事業	(他の事業主体との共同事業の場合、県の役割を記入)
(2) 県の実施することの理由	<input type="checkbox"/> 法令等で定められている	(法令名と法令の趣旨を記入)
	<input type="checkbox"/> 効果の及ぶ地理的範囲からみて県が実施するのが妥当	(効果の内容及ぶ当該効果の概ねの地理的範囲を記入)
	<input type="checkbox"/> その他	(理由を記入)
県が実施することの妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)

共同事業とは、いずれかの事業の進捗が遅れても、効果の発現が期待できなくなる事業群を指し、この場合は県の役割を記入

該当する理由をチェック（複数可）

5. 計画の熟度

(1) 地元協力	<input type="checkbox"/> 協力あり <input type="checkbox"/> 協力なし	(地元協力の内容等を記入)
(2) 事業調整の状況	<input type="checkbox"/> 事業調整の必要あり <input type="checkbox"/> 事業調整の必要なし	(事業調整の状況を記入(自然公園、文化財、公団、他部門の法令等に係る調整))
熟度の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)

6. 実施妥当性の総合評価

評価結果	判定	検討事項又は条件
	<input type="checkbox"/> 再検討 <input type="checkbox"/> 妥当(条件付き) <input type="checkbox"/> 妥当	
総合所見		

〔帳票〕様式 1：個別事業妥当性評価（個票）（高齢者優良賃貸住宅用：2）

〔ステップ5：計画の熟度〕

3. 環境的側面の妥当性

		生活環境への影響	生態系への影響	その他環境への影響
(1) 環境への影響	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業である	(環境影響評価の対象事業、又は対象事業でなくても影響のある場合は、懸念される影響を記入)		
	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業でない <input type="checkbox"/> 影響事項あり <input type="checkbox"/> 影響事項なし			
(2) 対処方法	工法・施工方法等による配慮	(上記影響への工法・施工方法による工夫を記入)		
	その他の方法による配慮	(上記影響へのその他の方法による工夫を記入)		
環境的側面の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)		

4. 県が実施することの妥当性

		県が実施する理由
(1) 事業形態	<input type="checkbox"/> 他の事業主体との共同事業	(他の事業主体との共同事業の場合、県の役割を記入)
	<input type="checkbox"/> 県の単独事業	
(2) 県の実施することの理由	<input type="checkbox"/> 法令等で定められている	(法令名と法令の趣旨を記入)
	<input type="checkbox"/> 効果の及ぶ地理的範囲からみて県が実施するのが妥当	(効果の内容及ぶ当該効果の概ねの地理的範囲を記入)
	<input type="checkbox"/> その他	(上記以外の理由を記入)
県が実施することの妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)

自然公園、文化財、公図、他部門の法令等に係る調整必要性があるとした場合は、その内容を記入

5. 計画の熟度

(1) 地元協力	<input type="checkbox"/> 協力あり	(地元協力の内容等を記入)
	<input type="checkbox"/> 協力なし	
(2) 事業調整の状況	<input type="checkbox"/> 事業調整の必要あり	(事業調整の状況を記入(自然公園、文化財、公図、他部門の法令等に係る調整))
	<input type="checkbox"/> 事業調整の必要なし	
熟度の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)

6. 実施妥当性の総合評価

	判定	検討事項又は条件
評価結果	<input type="checkbox"/> 再検討 <input type="checkbox"/> 妥当(条件付き) <input type="checkbox"/> 妥当	
総合所見		

〔帳票〕様式 1：個別事業妥当性評価（個票）（高齢者優良賃貸住宅用：2）

〔ステップ6：実施妥当性の総合評価〕

3. 環境的側面の妥当性

		生活環境への影響	生態系への影響	その他環境への影響
(1) 環境への影響	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業である	(環境影響評価の対象事業、又は対象事業でなくても影響のある場合は、懸念される影響を記入)		
	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業でない <input type="checkbox"/> 影響事項あり <input type="checkbox"/> 影響事項なし			
(2) 対処方法	工法・施工方法等による配慮	(上記影響への工法・施工方法による工夫を記入)		
	その他の方法による配慮	(上記影響へのその他の方法による工夫を記入)		
環境的側面の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)		

4. 県が実施することの妥当性

		県が実施する理由
(1) 事業形態	<input type="checkbox"/> 他の事業主体との共同事業	(他の事業主体との共同事業の場合、県の役割を記入)
	<input type="checkbox"/> 県の単独事業	
(2) 県の実施することの理由	<input type="checkbox"/> 法令等で定められている	(法令名と法令の趣旨を記入)
	<input type="checkbox"/> 効果の及ぶ地理的範囲からみて県が実施するのが妥当	(効果の内容及ぶ当該効果の概ねの地理的範囲を記入)
	<input type="checkbox"/> その他	(上記以外の理由を記入)
県が実施することの妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)

5. 計画の熟度

(1) 地元協力	<input type="checkbox"/> 協力あり <input type="checkbox"/> 協力なし	(地元協力の内容等を記入)
(2) 事業調整の状況	<input type="checkbox"/> 事業調整の必要あり <input type="checkbox"/> 事業調整の必要なし	(事業調整の状況を記入(自然公園、文化財、公園、他部門の法令等に係る調整))
熟度の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり <input type="checkbox"/> 妥当	(検討事項ありの場合、その内容を記入)

6. 実施妥当性の総合評価

		判定	検討事項又は条件
評価結果	<input type="checkbox"/> 再検討 <input type="checkbox"/> 妥当(条件付き) <input type="checkbox"/> 妥当		
総合所見			「妥当」と判断できない項目がある場合でも、着手するまでに解決できる見込みである場合には、「妥当(条件付き)」欄にチェック

図表 2 8 事業箇所間優先度評価の評価項目と評価内容

評価項目	評価内容																													
<p>客観的指標 による施策 目標への貢 献度</p>	<p>〔評価内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 客観的指標による施策目標への貢献度は、施策目標実現に向けての貢献度の高い事業箇所を把握するための評価項目であり、施策目標毎に客観的な貢献度指標を設定し、指標値によって優先的に実施すべき事業箇所を把握する。 <p>〔評価基準〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 設定した貢献度指標の評価対象事業及び継続事業の中央値（指標が1つの場合は1 / 3分位点、2 / 3分位点）をもって基準値とする。 貢献度指標の値が基準値以上（又は以下）となっている事業箇所を貢献度が大きいと認識し、貢献度指標が複数ある場合は、その組み合わせによって貢献度の大きさを認識する。 <p>客観的指標による施策目標への貢献度 評価イメージ</p>																													
<p>副次的効果 の度合い</p>	<p>〔評価内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 副次的効果の度合いは、施策目標以外の副次的な効果を対象に、その効果の大きさを把握するための評価項目である。 副次的効果項目を設定し、各項目毎に定性的に評価することによって評点で効果の大きさ表現する。同じ施策目標下の事業箇所間で評点の高い事業箇所ほど優先的に実施すべきものとして捉える。 <p>〔評価基準〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業箇所毎に、設定している副次的効果項目への該当の有無を、理由を付して整理し、該当する場合に「1点」を配点することによって合計得点を算定する。 評価対象事業を対象に、合計得点の中央値を算出し、基準値とする。 <p>副次的効果の度合い 評価イメージ</p> <table border="1" data-bbox="667 1675 1152 2033"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象事業箇所</th> <th colspan="2">副次的効果ランクの評価</th> </tr> <tr> <th>副次的効果 ランク</th> <th>評点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業箇所1</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>事業箇所2</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>事業箇所3</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>事業箇所4</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>事業箇所5</td> <td>1</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>事業箇所6</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>事業箇所7</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基準値</td> <td>5.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業箇所 1～7 の評点の中央値</p> <p>評点が基準値 (中央値) 以上 の場合ランク 1</p>	評価対象事業箇所	副次的効果ランクの評価		副次的効果 ランク	評点	事業箇所1	2	1	事業箇所2	2	4	事業箇所3	1	8	事業箇所4	1	6	事業箇所5	1	7	事業箇所6	1	5	事業箇所7	2	4		基準値	5.0
評価対象事業箇所	副次的効果ランクの評価																													
	副次的効果 ランク	評点																												
事業箇所1	2	1																												
事業箇所2	2	4																												
事業箇所3	1	8																												
事業箇所4	1	6																												
事業箇所5	1	7																												
事業箇所6	1	5																												
事業箇所7	2	4																												
	基準値	5.0																												

3. 客観的指標による施策目標への貢献度の把握

(1) 貢献度指標の設定

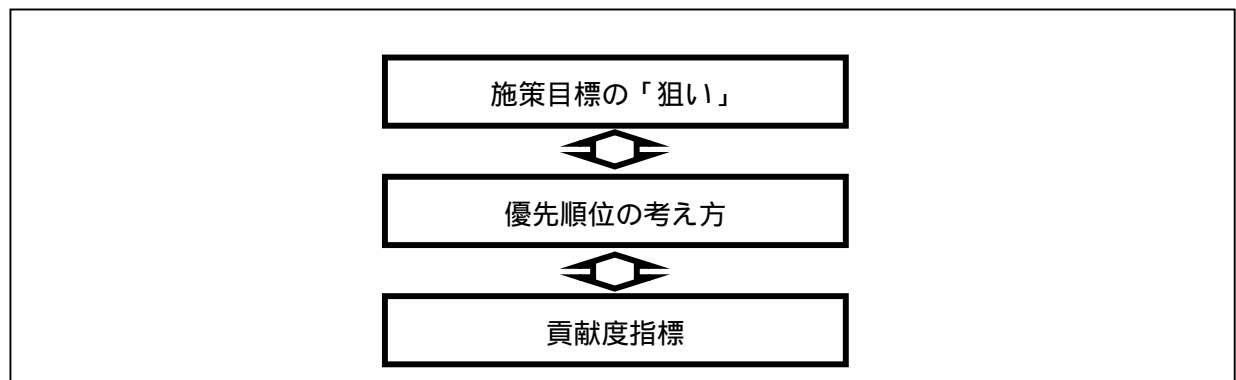
客観的指標による施策目標への貢献度を評価するため、次の考え方に従い、施策目標毎に、貢献度の大きさを表現する客観的な指標（貢献度指標）を設定した。

図表 2 9 貢献度指標設定の考え方

当該指標の指標値を変化させることが、施策目標の「狙い」に貢献することを直接的に説明できる指標であること
 （一つの指標で表現できない場合は、複数の指標を設定）
 他の事業箇所と比較可能なデータを収集できること
 （統計データ又は当該事業箇所の事業計画策定時に把握しているデータ）

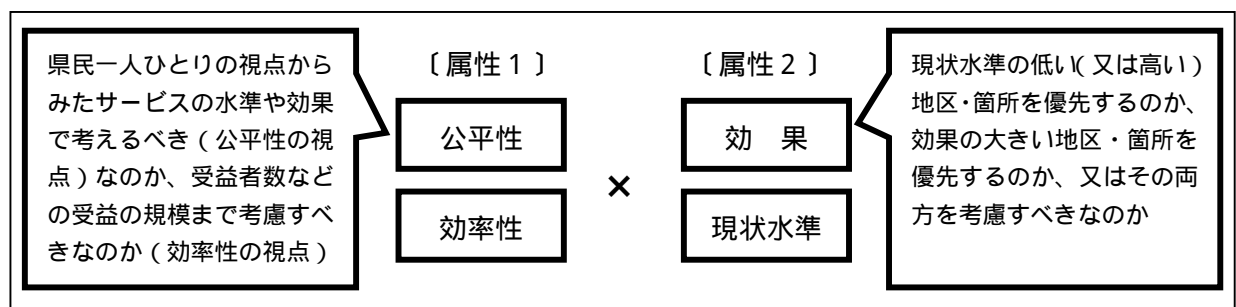
なお、貢献度指標の設定に当たっては、施策目標の「狙い」と貢献度指標との関係を説明できるように、その間に「優先順位の考え方」を整理している。

図表 3 0 施策目標の「狙い」、優先順位の考え方、貢献度指標の関係



また、貢献度指標の設定や貢献度指標の組み合わせに当たっては、施策目標の「狙い」との関係から、次に示す2つの指標の属性について検討し、指標及びその組み合わせの性格付けを行った。

図表 3 1 施策目標の「狙い」、優先順位の考え方、貢献度指標の関係

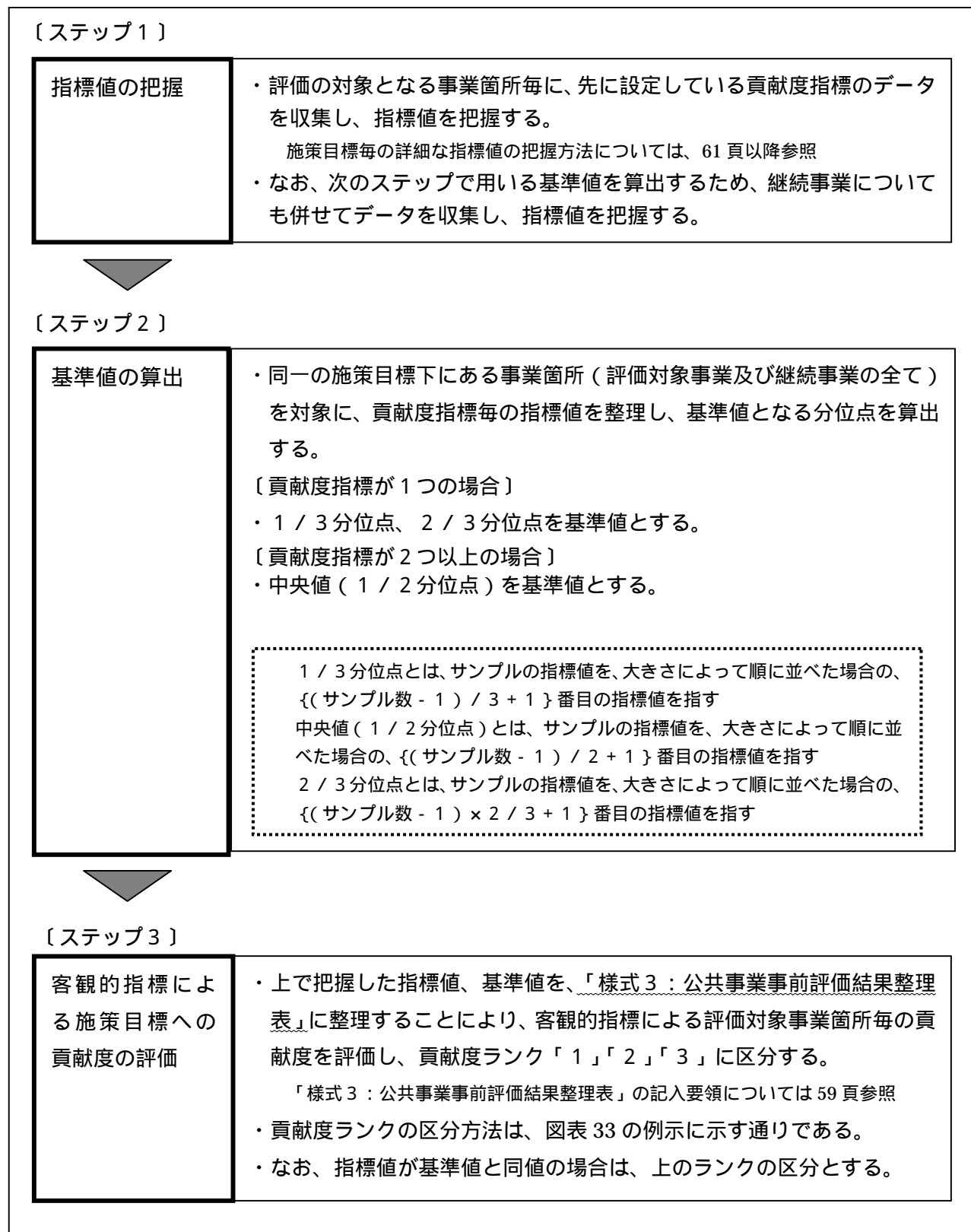


(2)客観的指標による施策目標への貢献度の評価ステップ

客観的指標による施策目標への貢献度の評価については、設定した貢献度指標を用い、評価対象事業箇所の指標値を算出することによって、貢献度ランク「1」「2」「3」に区分する。

具体的には、次の手順による。

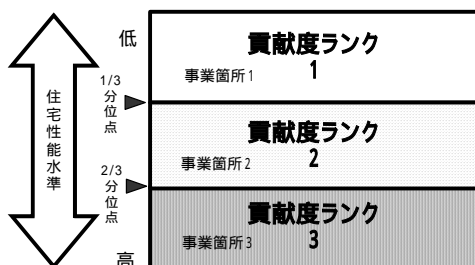
図表 3 2 施策目標への貢献度の評価ステップ



図表 3 3 貢献度ランクの設定方法（例示）

〔貢献度指標が1つの場合〕

施策目標：「県営住宅の安全性・居住性の向上」

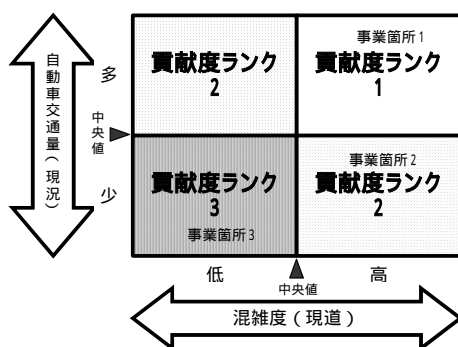


指標 1：住宅性能水準（評点）

建物の老朽化など、住宅性能水準の著しいものから優先的に事業を行う。

〔指標の数が2つの場合〕

施策目標：「市街地における道路の渋滞の緩和」



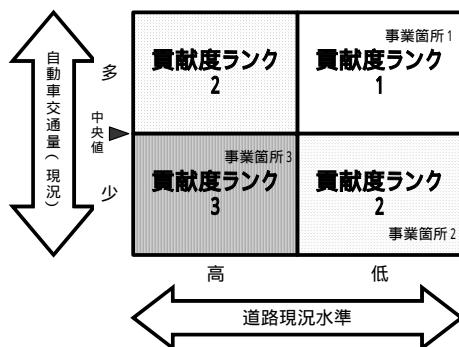
指標 1：混雑度（現道）

指標 2：自動車交通量（現況）

現道の混雑度が高く、交通量が多い区間ほど優先する。

〔指標の数が3つの場合〕

施策目標：「日常生活の道路交通の利便性向上」

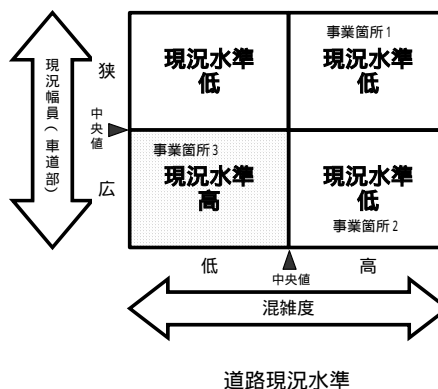


現況の幅員が狭いか混雑度が高く、交通量が多い区間ほど優先する。

指標 1：現況交通量（現況）

指標 2：現況幅員（車道部）

指標 3：混雑度



(4) 施策目標毎の貢献度指標値の把握方法

施策目標毎に、貢献度指標値の把握方法を整理する。

まず、施策目標毎に設定した貢献度指標について、指標値を求めるための指標式・算出方法を整理する。評点法の場合は、評価基準と配点を整理した評点リストを整理する。

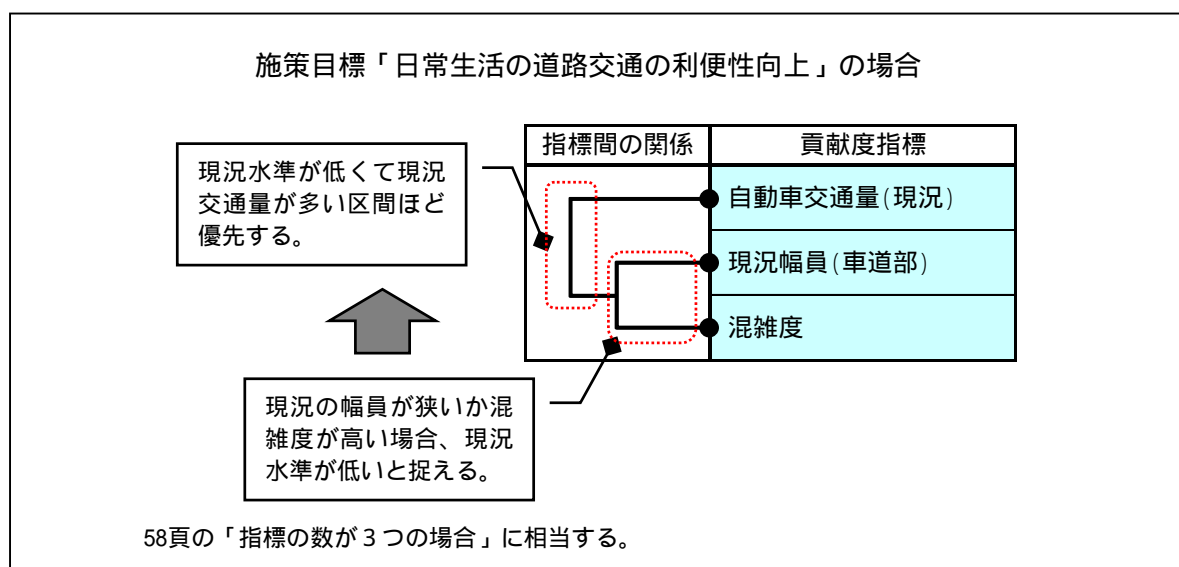
つづいて、指標値の算出に必要なデータの定義・出典等を整理する。このうち、データの定義では、専門用語や馴染みがないなど、県民にとって特に分かりにくいと判断される指標やデータ等について、分かりやすい表現で記載する。

以上の貢献度指標値の把握方法の整理に当たり、指標値算出において恣意性がないこと、指標値の再現性が確保されることを念頭に置くとともに、県民の視点で分かりやすい表現に努める。

なお、指標数が3つの場合、各指標間の関係は、「指標間の関係」にある階層図をもとに以下のように捉える。

施策目標「日常生活の道路交通の利便性向上」の場合を例に挙げると（下図表）まず、下層に位置する2指標：「現況幅員（車道部）」と「混雑度」をもとに、現況水準を把握する。ここでは、他の地区・箇所との比較でいずれかが中央値以上であれば、「現況水準が低い」と評価する。続いて、先に得られた現況水準の結果と上位に位置する指標：「自動車交通量（現況）」の2軸評価により、貢献度ランクを求める。

図表 3 4 指標数が3つの場合における指標間の関係（例示）



施策目標名		(1) 日常生活の道路交通の利便性向上					
担当	部	県土整備部	施策目標の狙い	日常生活の利便性を向上させるため、生活圏中心都市へのアクセス性や隣接市町村間、市町村内地域間のアクセス性の向上を図る。			
	局	道路局					
	課	道路政策課、道路建設課	優先順位の考え方	現況の幅員が狭いか混雑度が高くて現況交通量が多い区間ほど優先する。			
指標間の関係		貢献度指標		視 点			
				公平性	効率性	現状水準	効果
		●自動車交通量（現況）					
		●現況幅員（車道部）					
		●混雑度					
貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等				
自動車交通量（現況）	対象区間の自動車交通量（現況）（台/日）	自動車交通量（現況）（台/日） 対象区間における平日の24時間自動車交通量（台/日）	道路交通情勢調査（道路交通センサス）				
貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等				
現況幅員（車道部）	対象区間の現況幅員（車道部）（m）	現況幅員（車道部）（m） 対象区間の車道部現況幅員の最小値（m）	和歌山県道路台帳				
貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等				
混雑度	対象区間の混雑度 混雑度=交通量 / 交通容量	混雑度 交通量 / 交通容量 交通量：対象区間における平日の自動車交通量（台/日） 交通容量：対象区間の交通容量（台/日）	道路交通情勢調査（道路交通センサス）				

施策目標名 (2) 県営住宅の安全性・居住性の向上

担当	部	県土整備部	施策目標の狙い	既存県営住宅の建て替えや改善を効率的に進めることにより、県営住宅の安全性及び居住性を向上させる。
	局	都市住宅局		
	課	住宅環境課	優先順位の考え方	
指標間の関係		貢献度指標		視 点
				公平性 効率性 現状水準 効果
(1軸評価)	住宅性能水準			

貢献度指標	指標式・算出方法				定義	データの出典等	
住宅性能水準	以下の評価基準に基づいた評点の合計値による				経過年数	現状調査	
	評価項目	評価対象	評価指標	評点基準	配点		
	1. 経過年数	建替	老朽度 (経過年数/耐用年数 = A)	A > 0.7	3点	整備水準	計画
				A > 0.6	2点		
				A > 0.5	1点		
		全面改善	残存年数 (耐用年数 - 経過年数 = B)	B < 35	3点		
				35 ≤ B < 40	2点		
				40 ≤ B < 45	1点		
	個別改善	修繕周期 (修繕周期 - 経過年数 = C)	C < 0	3点			
			0 ≤ C < 1	2点			
			1 ≤ C < 5	1点			
	2. 整備水準	建替・改善工事	住戸水準 (住戸規模)	60㎡以上	2点	維持保全	現状調査
				40㎡以上 ~ 60㎡未満	1点		
			住戸内水準	浴室設置 (高齢者対応型) を行う場合	2点		
				浴室設置 (高齢者対応型以外) を行う場合	1点		
				住戸内段差の解消及び手すり設置を行う場合	1点		
				3力所給湯設置を行う場合	1点		
			共用部水準	共用階段手すり設置を行う場合	1点		
			共同施設水準	EV設置を行う場合	2点		
			共同施設水準	駐車場整備を行う場合	1点		
共同施設水準			スロープ設置を行う場合	1点			
その他の水準	トイレの水洗化等上記以外の居住性の向上を行う場合	2点					
3. 維持保全	個別改善	外壁の劣化状況	コンクリートの剥落、鉄筋の露出がある	3点	その他の必要性	現状調査	
			表面保護層の浮き (モルタル、タイル等) が外壁全面にわたって存在する	2点			
			表面保護層の浮き (モルタル、タイル等) が外壁に局部的に存在する	1点			
			クラックが外壁全面にわたって存在する	2点			
		クラックが外壁に局部的に存在する	1点				
		表面保護層の劣化が著しい (塗装等)	1点				
		防水・屋根の劣化状況	漏水の恐れがある劣化が生じている	2点			
		その他	保護層等に劣化が生じている	1点			
その他	耐震性の向上を行う	2点					
4. その他の必要性	建替・改善工事	その他の特別な理由 法律等の規制 改善の緊急性	地元要望などその他特別な理由による改善性の必要のある場合	3点			
			法律等の規制により改善の必要のある場合	5点			
			事故の回避や、入居者生活にとって改善の緊急性が高い場合	5点			
注：各評価項目の評価基準に該当しない場合の配点は0点とする。							

施策目標名		(3) 海や川で自然と親しむことのできる環境の創出					
担当	部	県土整備部		施策目標の狙い	海水浴場や港湾・海岸・河川での緑地空間を整備することによって、より多くの県民が利用することのできる水辺の環境を創出する。		
	局	港湾空港振興局、河川・下水道局					
	課	振興課、管理整備課、漁港課、河川課		優先順位の考え方	面積当たり想定利用者数が多く、周辺地域の常住・昼間人口の多い地区・箇所ほど優先する。		
指標間の関係		貢献度指標		視 点			
				公平性	効率性	現状水準	効果
		● 面積当たり想定利用者数					
		● 周辺地域の常住・昼間人口					
貢献度指標	指標式・算出方法	定義		データの出典等			
面積当たり想定利用者数	想定利用者数 / 利用面積 (人/m ²)	想定利用者数 (人)		計画			
		対象地区・箇所の想定年間利用者数 (人)					
		利用面積 (m ²)		計画			
		対象地区・箇所の利用面積 (m ²)					
貢献度指標	指標式・算出方法	定義		データの出典等			
周辺地域の常住・昼間人口	周辺地域の常住人口 + 昼間人口 (人) 周辺地域の常住人口 (人) = 周辺地域の常住人口密度 (人/km ²) × 面積 (km ²) 周辺地域の昼間人口 (人) = 周辺地域の昼間人口密度 (人/km ²) × 面積 (km ²)	常住人口 (人)		国勢調査報告			
		調査時に調査の地域に常住している人口 (人)					
		昼間人口 (人)		国勢調査報告			
		常住人口から流出入口を差し引き、流入人口を加え、さらに15歳未満通学者を含めた人口 (人)					
		周辺地域		現状調査			
		対象地区・箇所の周辺地域 (半径 1 km 以内)					

施策目標名	(4) プレジャーボート等の適正な収容
-------	---------------------

担当	部	県土整備部	施策目標の狙い	小型船舶の係留施設を整備することにより、増大するプレジャーボートを適正に収容する。		
	局	港湾空港振興局、河川・下水道局				
	課	振興課、管理整備課、漁港課、河川課	優先順位の考え方	プレジャーボート係留施設充足率が低く、想定利用者数の多い地区・箇所ほど優先する。		
指標間の関係	貢献度指標			視 点		
				公平性	効率性	現状水準
●		プレジャーボート係留施設充足率				
●		想定利用者数				

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
プレジャーボート係留施設充足率	係留可能隻数 / プレジャーボート数 (%)	係留可能隻数 (隻)	現状調査
		対象事業 (地区・箇所) 周辺において、係留可能なプレジャーボートの数 (隻)	
		プレジャーボート数 (隻)	現状調査
		対象地区・箇所周辺におけるプレジャーボートの数 (隻) プレジャーボート：レジャーに用いられるエンジン付きの船舶	

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
想定利用者数	想定利用者数 (人) 収容可能なプレジャーボート隻数から、1日あたり最大利用者数を算出	想定利用者数 (人)	計画

施策目標名	(5) 落石・落橋防止による道路交通の危険性の軽減
-------	---------------------------

担当	部	県土整備部	施策目標の狙い	道路への落石等による被害を防止し、橋梁の安全性を高めることにより、住民の安全な道路交通環境を確保する。			
	局	道路局					
	課	道路政策課、道路保全課	優先順位の考え方	危険度が高いか自動車交通量が多く、路線の重要度が高い箇所を優先する。			
指標間の関係	貢献度指標			視 点			
				公平性	効率性	現状水準	効果
	●	路線の重要度					
	●	危険度					
	●	自動車交通量（現況）					

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等																																		
路線の重要度	<p>以下の評価基準に基づいた評点の合計値による（但し、最高点は5点とする）</p> <p>a. 対象路線が第1次緊急輸送道路である場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 第1次緊急輸送道路の指定</td> <td>第1次緊急輸送道路である</td> <td>5点</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 対象路線が第2次緊急輸送道路である場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 第2次緊急輸送道路の指定</td> <td>第2次緊急輸送道路</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 路線の重要度</td> <td>学校・病院・停車場線等の公共的施設に通じる迂回路がない（2km以内）</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>バス路線である</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>災害履歴もしくは管理瑕疵がある</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">観光を支援する道路である</td> <td></td> <td>1点</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 対象路線が第1次緊急輸送道路・第2次緊急輸送道路以外の道路の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1. 路線の重要度</td> <td>学校・病院・停車場線等の公共的施設に通じる迂回路がない（2km以内）</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>バス路線である</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>災害履歴もしくは管理瑕疵がある</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>観光を支援する道路である</td> <td>1点</td> </tr> </tbody> </table>	評価指標	評価基準	配点	1. 第1次緊急輸送道路の指定	第1次緊急輸送道路である	5点	評価指標	評価基準	配点	1. 第2次緊急輸送道路の指定	第2次緊急輸送道路	3点	2. 路線の重要度	学校・病院・停車場線等の公共的施設に通じる迂回路がない（2km以内）	1点	バス路線である	1点	災害履歴もしくは管理瑕疵がある	1点	観光を支援する道路である		1点	評価指標	評価基準	配点	1. 路線の重要度	学校・病院・停車場線等の公共的施設に通じる迂回路がない（2km以内）	1点	バス路線である	1点	災害履歴もしくは管理瑕疵がある	1点	観光を支援する道路である	1点	<p>第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路</p> <p>路線の重要度</p>	<p>平成14年度和歌山県地域防災計画</p> <p>現状調査、計画</p>
評価指標	評価基準	配点																																			
1. 第1次緊急輸送道路の指定	第1次緊急輸送道路である	5点																																			
評価指標	評価基準	配点																																			
1. 第2次緊急輸送道路の指定	第2次緊急輸送道路	3点																																			
2. 路線の重要度	学校・病院・停車場線等の公共的施設に通じる迂回路がない（2km以内）	1点																																			
	バス路線である	1点																																			
	災害履歴もしくは管理瑕疵がある	1点																																			
観光を支援する道路である		1点																																			
	評価指標	評価基準	配点																																		
1. 路線の重要度	学校・病院・停車場線等の公共的施設に通じる迂回路がない（2km以内）	1点																																			
	バス路線である	1点																																			
	災害履歴もしくは管理瑕疵がある	1点																																			
	観光を支援する道路である	1点																																			

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
危険度	法面対策箇所もしくは昭和54年以前の基準で設計された橋梁である場合は危険度ランク「大」に、該当しない場合は危険度ランク「小」とする。	<p>法面の評価</p> <p>橋梁の設計基準</p>	<p>防災点検結果</p> <p>橋梁台帳</p>

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
自動車交通量（現況）	自動車交通量（現況）（台/日）	<p>自動車交通量（現況）（台/日）</p> <p>対象区間における平日の24時間自動車交通量（台/日）</p>	<p>道路交通情勢調査（道路交通センサス）</p>

施策目標名	(6) 歩道設置や交差点改良等による交通事故の減少
-------	---------------------------

担当	部	県土整備部	施策目標の狙い	安全な歩行空間の形成や円滑な交通を確保することにより、交通事故を減少させる。			
	局	道路局					
	課	道路政策課、道路保全課	優先順位の考え方		未改良であるか通学路の指定がされており、事故率が高い箇所を優先する。		
指標間の関係	貢献度指標			視 点			
				公平性	効率性	現状水準	効果
	●	距離あたり事故発生件数（事故率）					
	●	改良済					
	●	通学路					

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
距離あたり事故発生件数（事故率）	H12～14年の年平均発生件数/当該センサス区間長（件/年・km）	H12～14年の年平均発生件数（件/年）	発生交通事故調査（毎年実施）
		当該センサス区間内における交通事故件数（件/年）	
		区間延長（km）	道路交通情勢調査（道路交通センサス）
		現況の対象区間延長（km）	

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
改良済	道路構造令における種級分相当の整備がなされている場合は改良済に、整備がなされていない場合は未改良とする。	改良済	道路構造令の解説と運用（平成16年2月 社団法人 日本道路協会）
		道路構造令における種級分相当の整備がなされている	

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
通学路	通学路に指定されている場合は通学路ありに、該当しない場合は通学路なしとする。	通学路	特定安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定（道路の指定調書）
		交通安全施設等整備事業の推進に関する法律	

施策目標名		(7) 河川における洪水被害等からの人命・財産の保全					
担当	部	県土整備部	施策目標の狙い	浸水被害の懸念される河川において改修事業等を実施することにより、洪水又は高潮による被害を軽減させる。			
	局	河川・下水道局		優先順位の考え方	浸水実績が多いか河川の治水安全度（現況流下能力）が低く、想定氾濫区域内資産額が大きい地区・箇所ほど優先する。		
	課	河川課					
指標間の関係		貢献度指標		視 点			
				公平性	効率性	現状水準	効果
		● 想定氾濫区域内資産額					
		● 浸水実績（過去20年間）					
		● 河川治水安全度（現況流下能力）					
貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等				
想定氾濫区域内資産額	治水経済調査マニュアル（建設省河川局）に基づき想定氾濫区域内の資産額を算出	想定氾濫区域	河川計画資料 現状調査				
		資産額（億円）					
		家屋、家庭用品、事業所償却・在庫資産、農漁家償却・在庫資産、農作物の資産額（億円）	河川計画資料 現状調査				
貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等				
浸水実績（過去20年間）	過去20年程度の浸水実績により判定	浸水実績（回/年）	水害統計調査結果等				
		水害統計調査等による浸水実績回数					
貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等				
河川治水安全度（現況流下能力）	河川治水安全度（現況流下能力）	河川治水安全度（現況流下能力）	確率年 確率年による。 例えば3年に1回の確率で発生する洪水規模に対して、安全性が確保されている場合、1/3とする。 分母の値が大きいほど安全度が高いと捉えられる。				
			河川計画資料 河川現況調査資料他				

施策目標名	(8) 河川における渇水被害の軽減
-------	-------------------

担当	部	県土整備部	施策目標の狙い	飲料用水、かんがい用水、工業用水等に利用される河川において、ダム等の貯留施設等を整備し、安定した水資源を確保することによって、渇水被害を軽減する。			
	局	河川・下水道局					
	課	河川課	優先順位の考え方		水利使用量が多く、現況利水安全度が低い地区・箇所ほど優先する。		
指標間の関係	貢献度指標			視 点			
				公平性	効率性	現状水準	効果
		● 水利使用量（評価対象河川）					
		● 現況利水安全度					

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
水利使用量（評価対象河川）	水利使用許可量 + 慣行水利使用量により、河川全体の水利使用量（ m^3/s ）を算出	水利使用許可量（ m^3/s ）	水利使用許可台帳
		河川法 2 3 条の許可を受けている水の使用量	
		慣行水利使用量（ m^3/s ）	慣行水利調査資料
		河川法 9 8 条により届出られている水の使用量	

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
現況利水安全度	当該河川の水利使用に対する利水安全度で判断	現況利水安全度	流量観測資料他
		確率年による。 例えば 3 年に 1 回の確率で発生する渇水規模に対して、河川正常流量が確保されている場合、 $1/3$ とする。 分母の値が大きいほど安全度が高いと捉えられる。	

施策目標名	(9) 土砂災害からの人命・財産の保全
-------	---------------------

担当	部	県土整備部	施策目標の狙い	砂防及び地すべり・がけ崩れ対策を実施することにより、台風や集中豪雨さらに地震などによる土砂災害から、県民の生命・財産を保全する。			
	局	河川・下水道局					
	課	砂防課	優先順位の考え方		災害発生危険度が大きく、保全対象の重要度が高い地区・箇所ほど優先する。		
指標間の関係	貢献度指標			視 点			
				公平性	効率性	現状水準	効果
		危険度					
		保全対象の重要度					

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
危険度	砂防及び急傾斜事業については、国土交通省の危険箇所調査結果に基づき、国土交通省と県独自の評価方法を組み合わせたもの。地すべりについては、国土交通省の評価方法を活用。 別紙の評価基準に基づいた評点の合計値による 別紙9-1-1～9-4参照	危険度	危険箇所調査結果及び現地調査

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
保全対象の重要度	別紙の砂防課の施策テーマに該当する場合は重要度「高」に、該当しない場合は重要度「低」とする。 別紙9-5参照	保全対象の重要度	土石流危険渓流カルテ、斜面カルテ、及び現場調査

(9) 土砂災害からの人命・財産の保全

別紙9-1-1

災害発生危険度（土石流危険渓流）

土石流危険渓流調査及び土石流危険渓流カルテを活用

危険度の判定ステップ

ステップ1：

要因A（発生流域面積及び渓床勾配）及び要因B（渓床堆積物の平均厚さ）により、土石流危険渓流の危険度を判定。危険度分類Aと判定される場合、渓流の危険度ランクをAとする。

調査要因別危険度分類		
危険度分類	要因A (発生流域面積及び渓床勾配)	要因B (渓床堆積物の平均厚さ)
A	a ₁	a又はb
	a ₂	a
B	a ₁	c
	a ₂	b又はc
	b	a又はb
C	b	c
D	c	-

A:非常に危険な渓流

B:やや危険な渓流

C:危険な渓流

D:危険性のある渓流

〔各要因別の危険度分類表〕

要因A(発生流域面積及び渓床勾配)による危険度分類

危険度分類	渓床勾配	発生流域面積
a ₁	15°以上を有する	5ha以上
a ₂	15°以上を有する	5ha未満
b	10°～15°を有する	-
c	10°以下	-

要因B(渓床堆積物の平均厚さ)による危険度分類

危険度分類	渓床勾配10°以上での各断面の最深堆積土砂厚の平均値
a	2m以上 もしくは 多い
b	0.3m以上2m未満 もしくは 中
c	0.3m未満 もしくは 少ない



ステップ2：

全対象渓流に対し、別紙9-1-2の評価基準に基づいた評点を算定。評点の合計が16点以上であれば、ステップ1で危険度がB～Dと判定された渓流でも危険度ランクをAとする。

(9) 土砂災害からの人命・財産の保全

別紙9-1-2

災害発生危険度（土石流危険渓流）

評価指標	評点基準	配点
1.発生流域面積（渓床勾配15度以上）	5ha以上	3点
	5ha未満	1点
2.平均渓床勾配	15度以上	3点
	11～14度	2点
	10度以下	1点
3.地すべり危険箇所の存在	有り	2点
	無し	0点
4.南海地震時の想定震度	6弱以上	1点
	5強未満	0点
5.地質条件	表土層が発達している地域	1点
	崩積土地帯	2点
	風化岩地帯	2点
	火山岩屑地帯	2点
	火山灰地帯	1点
	破碎帯	2点
	第三紀層	1点
	その他	0点
6.渓床堆積物の平均厚さ	2.0m以上	3点
	0.3～2.0m	1点
	0.3m未満	0点
7.渓床堆積物の流動履歴	有り	3点
	無し	0点
8.大規模崩壊（1ヶ所1,000m ² 以上）の履歴	有り	2点
	無し	0点
9.常時湧水	有り	2点
	無し	0点
10.斜面の地被状況	10%以上	3点
11.新しい亀裂・滑落崖	有り	5点
	無し	0点
12.過去の災害履歴	過去3年以内に発生	3点
	過去10年以内に発生	1点
	その他	0点
13.砂防設備・治山施設の整備状況	砂防・治山施設無し	3点
	砂防・治山施設有り・満砂	2点
	治山施設有り・未満砂	1点
	砂防設備有り・未満砂	1点
	その他	0点
合計得点		点
16点以上であれば渓流の危険度ランクをAとしている。		

(9) 土砂災害からの人命・財産の保全
別紙9-2
災害発生危険度（水系砂防実施箇所）

評価指標		評点基準	配点
項目	評価		
1. 地質条件	極めて不良	主な地質が花崗岩・第三紀層・第四紀層・破砕帯であり、かつ地すべり地形が流域内に存在するもの	3
	不良	主な地質が花崗岩・第三紀層・第四紀層・破砕帯であるもの	1
	その他	上記以外の地質	0
2. 荒廃状況	極めて不良	流域の荒廃率が10%以上	3
	不良	流域の荒廃率が5%以上10%未満	2
	その他	流域の荒廃率が5%未満	1
3. 溪流状況	堆積が著しい	山腹からの崩壊土砂により、渓床の土砂堆積が著しい	3
	侵食が著しい	渓床および渓岸の侵食による土砂流出が著しい	3
4. 植生状況	極めて不良	山腹に特禿地が存在する、または流域内に倒木が多数存在する	3
	不良	間伐がされていない放置林、単層林で下層植生が未成育	1
5. 下流への影響	河床上昇	人家密集地域における土砂堆積が著しく、河積の1割以上が、埋塞している。	3
	河床低下	人家密集地域における河床低下により、構造物が洗掘され基礎が現れている	3
6. 災害発生状況		過去3年以内に災害が発生	3
		過去10年以内に災害が発生	2
		その他	1
合計点			点
判定区分		12点以上	ランク A
		7点以上～12点未満	ランク B
		7点未満	ランク C

(9) 土砂災害からの人命・財産の保全

別紙9-3

災害発生危険度（地すべり危険箇所判定表）

地すべり危険箇所及び斜面カルテを活用

評価指標	評点基準	配点	
1.地すべり兆候	斜面に連続する亀裂、隆起や陥没、あるいは斜面安定工に異常・変状が見られる。路面に隆起、亀裂等の異常が認められる。	20	
	小崩壊や斜面に部分的な地形の異常・変状などが認められる。	10	
	兆候なし	0	
2.地すべり地形	滑落崖、丘状地形、緩傾斜地、等高線の乱れ、河川などへの押し出し等の地すべり地形が認められる。	明瞭	10
		やや明瞭	6
		不明瞭	2
3.地質等			
地質構造等	断層・破碎帯	5	
	火山変質帯・温泉余土	5	
	流れ盤	4	
	受け盤	2	
	貫入岩またはキャップロック構造の周辺斜面	1	
	その他	0	
年代及び岩質	中・古生層（結晶片岩、堆積岩）	2	
	第三紀層（堆積岩）	2	
	緑色岩・蛇紋岩の分布地域	2	
	第四紀層（堆積岩）	1	
	その他（火山岩、深成岩等）	0	
常時湧水	あり	3	
	なし	0	
4.地すべり履歴	過去の災害、地すべりの記録や確かな伝承等	あり	20
		なし	0
合計点		点	
判定区分	40点以上	ランク A	
	20点以上～40点未満	ランク B	
	20点未満	ランク C	

「平成11年版 地すべり対策事業の手引き」p.92-135を参照

(9) 土砂災害からの人命・財産の保全

別紙9-4

災害発生危険度（急傾斜地崩壊危険箇所）

（国土交通省「急傾斜地崩壊危険箇所点検要領」結果に従う）

別紙9-4 1/3

評価指標			評価基準		配点	最高点
斜面崩壊要因	細分	危険度	具体化基準			
1. 地形要因						
傾斜度	非常に急	大	60度以上		1.0	1.0
	急		50度～59度		0.8	
	普通		40度～49度		0.6	
	緩い		35度～39度		0.3	
	非常に緩い	小	30度～34度		0.0	
高さ	非常に高い	大	50m以上		4.0	4.0
	高い		35m～49m		3.0	
	普通		20m～34m		2.0	
	低い		10m～19m		1.0	
	非常に低い	小	5m～9m		0.0	
斜面方位	南向き	大	南向き		0.5	0.5
	南東向き		南東向き		0.5	
	南西向き		南西向き		0.3	
	西向き		西向き		0.3	
	東向き		東向き		0.1	
	北西向き		北西向き		0.1	
	北東向き		北東向き		0.0	
	北向き	小	北向き		0.0	
斜面形状	凸形谷型	大	凸形谷型		0.5	0.5
	凹形谷型		凹形谷型		0.5	
	直線谷型		直線谷型		0.4	
	凹形直線		凹形直線		0.4	
	直線直線		直線直線		0.3	
	凸形尾根型		凸形尾根型		0.3	
	凸形直線		凸形直線		0.2	
	直線尾根型		直線尾根型		0.2	
	凹形尾根型	小	凹形尾根型		0.0	
横断形状	オーバーハングがある	大	オーバーハングがある		3.0	3.0
	オーバーハングなし	小	オーバーハングなし		0.0	
遷急線	非常に明瞭	大	非常に明瞭		1.0	1.0
	明瞭		明瞭		0.5	
	遷急線なし	小	遷急線なし		0.0	

「平成10年版 かけ崩れ対策の手引き」p.63-81を参照

評価指標			評価基準		配点	最高点
斜面崩壊要因	細分	危険度	具体化基準			
2.地質土質要因						
表土の厚さ	非常に厚い	大	3m以上	1.0	1.0	
	厚い		2m～3m未満	0.7		
	普通		1m～2m未満	0.4		
	薄い		0.5m～1m未満	0.1		
	非常に薄い	小	0.5m未満	0.0		
地盤状況	崩積土	大	崩積土	0.5	0.5	
	火山碎屑物		火山碎屑物	0.4		
	強風化岩		強風化岩	0.3		
	段丘堆積物		段丘堆積物	0.2		
	軟岩		軟岩	0.1		
	硬岩	小	硬岩	0.0		
岩盤斜面の亀裂間隔	亀裂が極度に多い	大	10cm以下	0.5	0.5	
	亀裂が多い		10cm～30cm	0.3		
	亀裂がやや少ない		30cm～50cm	0.1		
	亀裂が少ない	小	50cm以上	0.0		
開口亀裂の規模	開口亀裂大	大	開口亀裂大	1.0	1.0	
	開口亀裂小		開口亀裂小	0.5		
	開口亀裂なし	小	開口亀裂なし	0.0		
斜面と不連続面の傾斜関係	Aタイプ	大	Aタイプ	1.0	1.0	
	Bタイプ		Bタイプ	0.8		
	Cタイプ		Cタイプ	0.6		
	Dタイプ		Dタイプ	0.4		
	Eタイプ		Eタイプ	0.0		
	Fタイプ		Fタイプ	0.0		
	Gタイプ	小	Gタイプ	0.0		
断層・破砕帯の有無	明瞭な断層・破砕帯あり	大	明瞭な断層・破砕帯あり	0.5	0.5	
	明瞭な断層・破砕帯なし	小	明瞭な断層・破砕帯なし	0.0		
斜面の風化状況	完全に風化し土壌化している	大	完全に風化し土壌化している	0.5	0.5	
	風化作用を受け一部は粘土化している		風化作用を受け一部は粘土化している	0.4		
	岩質はわずかに風化変質している		岩質はわずかに風化変質している	0.3		
	岩質は非常に堅硬でかつ新鮮である		岩質は非常に堅硬でかつ新鮮である	0.0		
	岩質は非常に堅硬で全く風化していない	小	岩質は非常に堅硬で全く風化していない	0.0		

評価指標			評価基準		配点	最高点
斜面崩壊要因	細分	危険度	具体化基準			
3. 環境要因						
植生の種類	裸地	大	裸地	0.5	0.5	
	草地		草地	0.4		
	竹林		竹林	0.3		
	針葉樹		針葉樹	0.2		
	広葉樹		広葉樹	0.1		
	針広混交	針広混交	0.0			
樹木の樹齢	10年未満	大	10年未満	1.0	1.0	
	10年～20年		10年～20年	0.8		
	20年～30年		20年～30年	0.6		
	30年～40年		30年～40年	0.4		
	40年～50年		40年～50年	0.2		
	50年以上	50年以上	0.0			
伐採根の状況	伐採根のある斜面	大	伐採根のある斜面	1.0	1.0	
	伐採根のない斜面	小	伐採根のない斜面	0.0		
調査斜面崩壊履歴	新しい崩壊地がある（過去3年間に崩壊が発生）	大	新しい崩壊地がある	3.0	3.0	
	古い崩壊地がある		古い崩壊地がある	2.0		
	崩壊地が認められない	小	崩壊地が認められない	0.0		
調査斜面の既往崩壊位置	下部斜面の崩壊	大	下部斜面の崩壊	0.5	0.5	
	中部斜面の崩壊		中部斜面の崩壊	0.3		
	上部斜面の崩壊		上部斜面の崩壊	0.1		
	斜面全体の崩壊	小	斜面全体の崩壊	0.0		
隣接斜面崩壊履歴	新しい崩壊地がある（過去3年間に崩壊が発生）	大	新しい崩壊地がある	1.0	1.0	
	古い崩壊地がある		古い崩壊地がある	0.5		
	崩壊地が認められない	小	崩壊地が認められない	0.0		
隣接斜面の既往崩壊位置	隣接する斜面の下部	大	隣接する斜面の下部	0.5	0.5	
	隣接する斜面の中部		隣接する斜面の中部	0.3		
	隣接する斜面の上部		隣接する斜面の上部	0.1		
	隣接する斜面全体	小	隣接する斜面全体	0.0		
湧水	湧水が常時ある	大	湧水が常時ある	1.0	1.0	
	降雨時に湧水がある		降雨時に湧水がある	0.7		
	斜面が常時ジメジメしている		斜面が常時ジメジメしている	0.4		
	斜面は乾燥している	小	斜面は乾燥している	0.0		
斜面上部の土地利用	道路	大	道路	0.5	0.5	
	水路		水路	0.4		
	池沼		池沼	0.3		
	家屋		家屋	0.2		
	農地		農地	0.1		
	山林	小	山林	0.0		
対策工	対策工に異常あり	大	対策工に異常あり	1.0	1.0	
	対策工に異常なし	小	対策工に異常なし	0.5		
斜面崩壊の兆候	過去1年以内に兆候あり	大	過去1年以内に兆候あり	5.0	5.0	
	過去3年間に兆候あり		過去3年間に兆候あり	3.0		
	兆候なし	小	兆候なし	0.0		
合計点						点
危険度			15点以上		a	
			11点以上15点未満		b	
			11点未満		c	

(9) 土砂災害からの人命・財産の保全

別紙9-5

施策テーマ一覧

砂防事業における施策

1. 緊急土砂災害対策

過去10年間に土石流及び土砂流により災害が発生した溪流、又は不安定な土砂が渓床に堆積し災害が発生する恐れのある溪流については緊急に事業を実施する。

2. 重要災害弱者対策

土石流氾濫区域内に災害時に自力での避難が困難である災害弱者施設が24時間収容されている施設がある溪流については、人命保護の観点より優先的に事業を実施する。

3. 基幹道路保全対策

本県にとって大動脈である高速道路及び国道42号線の迂回路の無い区間（白浜～新宮間）を保全することにより、土石流による経済上の損失を防ぐとともに道路沿いの集落を保全する。

4. 緊急輸送路保全対策

地震に伴う津波により国道42号線が分断された際の紀南地方への唯一の物資輸送路となる国道311号線及び168号線を保全することにより、地震災害時の物資輸送路を確保するとともに、道路沿いの集落を地震時の直接及び二次災害である土石流より保全する。

5. 避難路重点化対策

地震に伴う津波等からの避難路を保全することにより、地震時における地域住民の避難に資する。

6. 中山間地における地域防災拠点保全対策

地域における避難場所を保全することにより、災害時における防災拠点を確保し地域住民の避難に資する。

7. 人家資産集中地域における河床上昇対策

都市計画区域内の人家密集地域における河床上昇が著しい溪流において砂防事業を実施し土砂の生産流出抑制を行なうことにより洪水被害を軽減する。

施策1及び2については、施策の性格上、他の施策よりも優先度が高いものとする。

地すべり対策事業における施策

1. 緊急土砂災害対策

地すべりにより災害が発生した、又は地すべりによる災害が発生する恐れがあり緊急に対策する必要がある箇所について、事業を実施する。

2. 地すべり災害重点対策

災害関連緊急地すべり対策事業実施箇所を事業実施後5年間で概成させるために事業費の集中投資を行なう。

3. 重要災害弱者対策

災害時に自力での避難が困難である災害弱者施設が24時間収容されている施設がある地すべり箇所については、人命保護の観点より優先的に事業を実施する。

4. 治水上重大な影響のある地すべり対策

地すべり活動により一級河川紀ノ川、熊野川及び二級河川有田川、富田川に直接重大な影響をおよぼす恐れのある地すべり危険箇所については、優先的に事業を実施する。

施策1及び2については、施策の性格上、他の施策よりも優先度が高いものとする。

急傾斜地崩壊対策事業における施策

1. 緊急土砂災害対策

過去10年間にがけ崩れにより災害が発生した箇所については緊急に事業を実施する。

2. 重要災害弱者対策

災害時に自力での避難が困難である災害弱者施設が24時間収容されている施設がある箇所については、人命保護の観点より優先的に事業を実施する。

3. 東南海・南海地震対策

特定利用斜面保全事業を活用により海岸沿いの急斜面下の人家密集地域をがけ崩れ災害から保全するとともに、地震に伴う津波に対する避難場所の創出支援を行なう。

4. 避難路保全対策の重点化

地震により引き起こされるがけ崩れ災害から人命を保護するとともに、併せて地震に伴う津波等からの避難路の保全を行なう。

5. 中山間地域の危険箇所集中地域におけるがけ崩れ対策

危険区域内戸数率（換算人家戸数／市町村人家戸数）が25%以上の中山間部の市町村においてがけ崩れ対策を重点的に実施することにより人命を保護する。

6. 人口密集地域における緩衝樹林帯の整備

都市計画区域におけるがけ崩れ対策として緩衝樹林帯を整備し人命の保護と併せて環境の保全を図る。

施策1及び2については、施策の性格上、他の施策よりも優先度が高いものとする。

施策目標名	(10) 高潮・津波からの人命・財産の保全
-------	-----------------------

担当	部	県土整備部	施策目標の狙い	海岸保全施設を整備することにより、台風等による高潮や今後予想される東南海・南海地震等の津波被害から、県民の生命・財産を保全する。			
	局	港湾空港振興局					
	課	振興課、管理整備課、漁港課	優先順位の考え方		危険度が高く、守るべき資産の大きい地区・箇所ほど優先する。		
指標間の関係		貢献度指標		視 点			
				公平性	効率性	現状水準	効果
●		危険度					
●		資産の大きさ					

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等													
危険度	過去の災害実績について、以下の項目に基づいた別紙評価基準の評定の合計値による	危険度	現状調査 (沿岸市町アンケートによる)													
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">評価項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1. 人家の浸水</td></tr> <tr><td>2. 道路の通行止め</td></tr> <tr><td>3. ライフラインの寸断</td></tr> <tr><td>4. 官公署、学校、医療機関への被害</td></tr> <tr><td>5. 飛石による人家等への被害</td></tr> <tr><td>6. 海岸保全施設背後への越波、飛石、飛沫</td></tr> <tr><td>7. その他の被害</td></tr> <tr><td>8. 海浜地の侵食</td></tr> <tr><td>9. 海岸保全施設の被災</td></tr> <tr><td>10. 地元の高い要望、早急な対策の必要性</td></tr> <tr><td>11. 計画波高に対する天端高不足量</td></tr> <tr><td>12. 災害発生の危険性</td></tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">各項目の評価基準、配点は別紙10-1参照</p>	評価項目	1. 人家の浸水	2. 道路の通行止め	3. ライフラインの寸断	4. 官公署、学校、医療機関への被害	5. 飛石による人家等への被害	6. 海岸保全施設背後への越波、飛石、飛沫	7. その他の被害	8. 海浜地の侵食	9. 海岸保全施設の被災	10. 地元の高い要望、早急な対策の必要性	11. 計画波高に対する天端高不足量	12. 災害発生の危険性		
評価項目																
1. 人家の浸水																
2. 道路の通行止め																
3. ライフラインの寸断																
4. 官公署、学校、医療機関への被害																
5. 飛石による人家等への被害																
6. 海岸保全施設背後への越波、飛石、飛沫																
7. その他の被害																
8. 海浜地の侵食																
9. 海岸保全施設の被災																
10. 地元の高い要望、早急な対策の必要性																
11. 計画波高に対する天端高不足量																
12. 災害発生の危険性																

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
資産の大きさ	背後地の土地利用状況と浸水区域内の公共施設の有無・箇所数等より、別紙の評価基準に基づいた評定の合計値により評価する	資産の大きさ	現状調査
	別紙10-2参照		

(10) 高潮・津波からの人命・財産の保全
別紙10- 1
危険度

評価指標	評点基準	配点
1. 人家の浸水 (市町災害アンケート結果に基づき、過去の被害実績を評価)	過去10年以上前に発生	2
	過去10年間で10回未満発生	5
	過去10年間で10～20回未満発生	10
	過去10年間で20回以上発生	15
2. 道路の通行止め (市町災害アンケート結果に基づき、過去の被害実績を評価)	過去10年以上前に発生	2
	過去10年間で10回未満発生	5
	過去10年間で10～20回未満発生	10
	過去10年間で20回以上発生	15
3. ライフラインの寸断 (市町災害アンケート結果に基づき、過去の被害実績を評価)	過去10年以上前に発生	2
	過去10年間で10回未満発生	5
	過去10年間で10～20回未満発生	10
	過去10年間で20回以上発生	15
4. 官公署、学校、医療機関への被害 (市町災害アンケート結果に基づき、過去の被害実績を評価)	過去10年以上前に発生	2
	過去10年間で10回未満発生	5
	過去10年間で10～20回未満発生	10
	過去10年間で20回以上発生	15
5. 飛石による人家等への被害 (市町災害アンケート結果に基づき、過去の被害実績を評価)	過去10年以上前に発生	2
	過去10年間で10回未満発生	5
	過去10年間で10～20回未満発生	10
	過去10年間で20回以上発生	15
6. 海岸保全施設背後への越波、飛石、飛沫 (市町災害アンケート結果に基づき、過去の被害実績を評価)	過去10年以上前に発生	2
	過去10年間で10回未満発生	5
	過去10年間で10～20回未満発生	10
	過去10年間で20回以上発生	15
7. その他の被害 (市町災害アンケート結果に基づき、過去の被害実績を評価)	過去10年以上前に発生	2
	過去10年間で10回未満発生	5
	過去10年間で10～20回未満発生	10
	過去10年間で20回以上発生	15
8. 海浜地の侵食 (市町災害アンケート結果に基づき、過去の被害実績を評価)	なし	0
	あり	5
9. 海岸保全施設の被災 (市町災害アンケート結果に基づき、過去の被害実績を評価)	なし	0
	あり	5
10. 地元の強い要望、早急な対策の必要性	(MAX15点を付与)	0～15
11. 計画波高に対する天端高不足量	0m	0
	1.5m未満	6
	1.5m以上2.5m未満	8
	2.5m以上	10
12. 災害発生の危険性	遮蔽域・港内	0
	外洋に直面	5

(10) 高潮・津波からの人命・財産の保全

別紙10-2

資産の大きさ

評価指標	評点基準	配点
1. 背後地の土地利用	荒地	0
	農地	1
	商工業地	2
	住宅地	3
2. 浸水区域内の重要な公共施設		
道路	なし	0
	生活道路	1
	県道	2
	国道	3
鉄道等	なし	0
	鉄道	2
	幹線鉄道	3
学校等	0箇所	0
	1箇所	2
	2箇所	4
	3箇所以上	6
官公署	0箇所	0
	1箇所	2
	2箇所	4
	3箇所以上	6
医療機関、老人ホーム、身障者施設等	0箇所	0
	1箇所	2
	2箇所	4
	3箇所以上	6
基幹産業施設（工場、温泉街等）	0箇所	0
	1箇所	1
	2箇所	2
	3箇所以上	3
ライフライン（電気、ガス、水道）	0箇所	0
	1箇所	1
	2箇所	2
	3箇所以上	3
住宅数（戸）	0	0
	1～50	2
	51～100	4
	101～500	6
	501～1000	8
	1000以上	10
避難指定地	なし	0
	あり	5

施策目標名	(11) 自然災害からの農村の保全
-------	-------------------

担当	部	農林水産部	施策目標の狙い	農地の地すべり防止や農地海岸、ため池、堰など農業用施設を整備することにより、自然災害から農地や家屋・道路などの県民の生命・財産を保全する。			
	局	農業政策局					
	課	農村計画課、農地整備課	優先順位の考え方		被害想定額が大きくて危険度の高い地区を優先する。		
指標間の関係	貢献度指標			視 点			
				公平性	効率性	現状水準	効果
		●被害想定額					
		●危険度					

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
被害想定額	被害想定額（億円） 対象施設が決壊等した場合を想定して算出する。 農作物の被害額は、最大被害となる作季で算出し、 農地、農業施設、家屋、公共施設等については、 これらの原形復旧に要する経費で算出する。	被害総定額（億円） 被害が1度発生した場合に想定される被害額	計画

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等												
危険度	以下の評価基準に基づいた評点の合計値による <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業種類</th> <th>評点基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地すべり等防止事業</td> <td>法律に基づき、危険が明らかに迫っている</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>海岸、河川応急対策事業等</td> <td>法律や制度に基づき、危険が予見できる</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>ため池等整備</td> <td>危険が予見できるもの</td> <td>1点</td> </tr> </tbody> </table>	対象事業種類	評点基準	配点	地すべり等防止事業	法律に基づき、危険が明らかに迫っている	3点	海岸、河川応急対策事業等	法律や制度に基づき、危険が予見できる	2点	ため池等整備	危険が予見できるもの	1点	危険度	現状調査
対象事業種類	評点基準	配点													
地すべり等防止事業	法律に基づき、危険が明らかに迫っている	3点													
海岸、河川応急対策事業等	法律や制度に基づき、危険が予見できる	2点													
ため池等整備	危険が予見できるもの	1点													

施策目標名	(12) 森林の保全による山地災害の防止・水資源の確保
-------	-----------------------------

担当	部	農林水産部	施策目標の狙い	森林内の崩壊地の復旧や森林の整備により、山地災害から県民の生命・財産を保全するとともに、水資源を確保するなど、生活環境を保全する。			
	局	緑の雇用推進局					
	課	森林整備課	優先順位の考え方		緊急性と必要性が高い地区・箇所ほど優先する。		
指標間の関係	貢献度指標			視 点			
				公平性	効率性	現状水準	効果
		● 緊急性					
		● 必要性					

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
緊急性	採点表により現状の荒廃度、災害発生の危険度等から点数化、以下の評価基準に基づいた評点の合計値による 別紙12-1参照	緊急性	林野庁「予防治山事業の採点表」等を参考に策定

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
必要性	採点表により保全される人家、施設、森林等を評価、別紙の評価基準に基づいた評点の合計値による 別紙12-2参照	必要性	林野庁「予防治山事業の採点表」等を参考に策定

(12) 森林の保全による山地災害の防止・水資源の確保

別紙12-1

緊急性の評価（該当する1種類の大区別の点数+共通）

別紙12-1 1/2

大区分	小区分	内容	点数
山腹工	荒廃状況	崩壊地・明瞭な亀裂・陥没・異常な地下水の湧水・著しい溪岸浸食がある	5
		亀裂・陥没・溪岸浸食がみられる	3
		亀裂・陥没・溪岸浸食の危険性がある	1
	森林の状況	無立木地（崩壊地含む）・草生地	5
		幼齢林・老齢疎林	3
		その他荒廃森林	1
	斜面の最大傾斜	61%以上	5
		51%以上～61%未満	3
		41%以上～51%未満	1
溪間工 溪間+山腹	発生源の状況 上記の山腹工の評価を使用	10点以上	5
		5点以上	3
		5点未満	1
	荒廃発生直下の溪床勾配	14度以上	5
		9度以上～14度未満	3
		9度未満	1
	平均溪床勾配	11度以上	5
		5度以上～11度未満	3
		5度未満	1
落石対策	荒廃状況	非常に危険な転石・顕著な岩盤剥離がみられる	5
		転石・岩盤剥離がある	3
		落石・岩盤剥離の兆候が見られる	1
	森林の状況	無立木地（崩壊地含む）・草生地	5
		幼齢林・老齢疎林	3
		その他荒廃森林	1
	斜面の最大傾斜	61%以上	5
		51%以上～61%未満	3
		41%以上～51%未満	1

大区分	小区分	内容	点数
水源関係	荒廃状況	山地荒廃率（森林整備分のぞく）1.00%以上	5
		山地荒廃率（森林整備分のぞく）0.50%以上	3
		山地荒廃率（森林整備分のぞく）0.50%以下	1
	森林の状況	森林整備が必要な森林が20%以上	5
		森林整備が必要な森林が10%以上	3
		森林整備が必要な森林が10%未満	1
	水源の重要性	ダム上流等の重要な水源地域である	5
		生活用水等の重要な水源地域である	3
		農業用水等の水源地域である	1
環境保全 保安林	荒廃状況 山腹工もしくは溪間工の評価 を使用	10点以上	5
		5点以上	3
		5点未満	1
	森林の状況	森林整備が必要な森林が20%以上	5
		森林整備が必要な森林が10%以上	3
		森林整備が必要な森林が10%未満	1
	立地条件等	市街地周辺又は付近に観光施設があり、イベント等の積極的な利活用が見込まれるもの	5
		自然観察や森林浴など多くの人の憩いの場となるもの	3
		周辺住民の憩いの場となるもの	1
地すべり	地すべり状況	移動している	5
		過去に移動した（10年程度前まで）	3
		過去に移動した（上記以前）	1
	森林の状況	立木の傾倒等の異常が著しい	5
		立木の傾倒等の異常がある	3
		立木の傾倒等のおそれがある	1
	滑落崖・亀裂・陥没&隆起	3種類見られる	5
		2種類見られる	3
		1種類見られる	1
共通	災害履歴	保全対象に直接被害のあった災害が発生したことがある	5
		土石流・土砂の流出・干害・濁水等があった	3
	間伐の推進	本数調整伐の計画がある	5
	山地災害危険地区の整備推進	山地災害危険地区の整備の計画がある（森林整備のぞく）	5

施行地が複数ある場合には、事業執行がメインとなる箇所を判断
 保全対象については費用対効果の数量と一致させる
 保全される森林の面積については費用対効果の算出方法を準用

(12) 森林の保全による山地災害の防止・水資源の確保
 別紙12-2
 必要性の評価（全事業共通）

大区分	小区分	内容	点数
保全対象	保全対象の位置	保全対象が間近（100m以内程度）	5
		保全対象に影響が及ぶ（2000m程度以内）	3
		保全対象に土石流等発生時に影響が及ぶおそれがある（2000m程度以上）	1
	保全される森林面積	保全される森林面積が30ha以上	5
		保全される森林面積が10ha以上	3
		保全される森林面積が10ha未満	1
	保全対象の種類	人家20戸以上又は給水対象100戸以上もしくは国・県道・鉄道	5
		人家20戸未満又は給水対象50戸以上もしくは市町村道	3
		給水対象30戸以上又は林道	1
	公共施設	災害弱者関連施設あり	5
		公共施設（学校・公官署・病院等、多数の利用者が見込まれる施設）	3
		公共施設（上記以外）あり	1

施行地が複数ある場合には、事業執行がメインとなる箇所での判断
 保全対象については費用対効果の数量と一致させる
 保全される森林の面積については費用対効果の算出方法を準用

施策目標名	(13) 道路の沿道環境の改善
-------	-----------------

担当	部	県土整備部	施策目標の狙い	舗装、照明、側溝等の道路施設を更新することにより、快適・安全な沿道環境に改善する。			
	局	道路局					
	課	道路政策課、道路保全課	優先順位の考え方	利用度が高いか自動車交通量が多くて、整備水準が低い箇所を優先する。			
指標間の関係	貢献度指標			視 点			
				公平性	効率性	現状水準	効果
	●	整備水準					
	●	利用度					
	●	自動車交通量（現況）					

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等												
整備水準	以下の評価基準に基づいた評点の合計値による a. 環境センサスで基準値を超過している場合 <table border="1"> <tr><th>評価基準</th><th>配点</th></tr> <tr><td>環境センサスにおける基準値を超過</td><td>3点</td></tr> </table> b. 環境センサスで基準値を超過していない場合 <table border="1"> <tr><th>評価基準</th><th>配点</th></tr> <tr><td>路肩が狭い（1m未満）（代替歩道）</td><td>1点</td></tr> <tr><td>構造物の破損がある</td><td>1点</td></tr> <tr><td>側溝及び既設蓋がない</td><td>1点</td></tr> </table>	評価基準	配点	環境センサスにおける基準値を超過	3点	評価基準	配点	路肩が狭い（1m未満）（代替歩道）	1点	構造物の破損がある	1点	側溝及び既設蓋がない	1点	環境センサスの基準値	道路環境センサス（平成9年12月）
		評価基準	配点												
環境センサスにおける基準値を超過	3点														
評価基準	配点														
路肩が狭い（1m未満）（代替歩道）	1点														
構造物の破損がある	1点														
側溝及び既設蓋がない	1点														
騒音規制法第17条第1項	環境白書（和歌山県）平成15年版														

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等						
利用度	以下の評価基準に基づいた評点の合計値による <table border="1"> <tr><th>評点基準</th><th>配点</th></tr> <tr><td>通学路</td><td>1点</td></tr> <tr><td>人家連担</td><td>1点</td></tr> </table>	評点基準	配点	通学路	1点	人家連担	1点	通学路	現状調査 特定安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定（道路の指定調書）
		評点基準	配点						
通学路	1点								
人家連担	1点								
交通安全施設等整備事業の推進に関する法律	人家連担								
		人家が2戸以上連なっている	現状調査 言葉の意味より						

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
自動車交通量（現況）	自動車交通量（現況）（台/日）	自動車交通量（現況）（台/日）	道路交通情勢調査（道路交通センサス）
		対象区間における平日の24時間自動車交通量（台/日）	

施策目標名		(14) 河川の水環境の改善					
担当	部	県土整備部	施策目標の狙い	生活排水や工業排水等により水質が著しく悪化した河川において、汚泥の除去や浄化用水の導水により水質改善を図り、沿川の生活環境を改善させる。			
	局	河川・下水道局		優先順位の考え方	影響人口が多く、河川水質の悪い地区・箇所ほど優先する。		
	課	河川課					
指標間の関係		貢献度指標		視 点			
				公平性	効率性	現状水準	効果
		● 影響人口					
		● 河川水質 (B O D)					
貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等				
影響人口	河川沿川人口 (人)	河川沿川人口 対象地域内の常住人口 (人) 常住人口：調査時に調査の地域に 常住している人口 対象範囲 ：対象河川の所在している市町村 の人口密度 × 河川延長 × 標準幅 標準幅は河川から両側500mとする	国勢調査報告				
河川水質 (B O D)	当該河川における近年の B O D 測定値 (mg/l) 当該水域の水質を代表する環境基準点における B O D 測定値 (mg/l) によって評価する 但し、事業区間に複数の環境基準点がある場合、B O D 測定値の大きい方を採用する。	河川水質 (B O D) (mg/l) 生物化学的酸素要求量 (B O D は Biochemical Oxygen Demand の略)。 水中の好気性微生物の増減や呼吸作用 によって消費される酸素の量	和歌山県環境白書 現状調査				

施策目標名	(15) 道路整備による県外との連携・交流の促進
-------	--------------------------

担当	部	県土整備部	施策目標の狙い	大阪府との連携を強化すると共に、関西国際空港へのアクセス性や、関西・中部都市圏へ直結する高速道路へのアクセス性の向上を図る。			
	局	道路局					
	課	道路政策課、道路建設課	優先順位の考え方	現況の幅員が狭いか混雑度が高くて時間短縮率が大きい区間ほど優先する。			
指標間の関係		貢献度指標		視 点			
				公平性	効率性	現状水準	効 果
		●自動車交通量（現況）×時間短縮率					
		●現況幅員（車道部）					
		●混雑度（現道）					

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
自動車交通量（現況）×時間短縮率	$\frac{\text{自動車交通量（現況）（台/日）} \times (\text{現在の所用時間（分）} - \text{整備後の所用時間（分）})}{\text{現在の所用時間（分）}}$ $\frac{\text{現在の所要時間（分）}}{\text{対象区間の現在の区間延長（m）} / \text{現況の走行速度（km/h）}}$ $\frac{\text{整備後の所要時間（分）}}{\text{対象区間の整備後の区間延長（m）} / \text{設計速度（km/h）}}$	自動車交通量（現況）（台/日）	自動車交通量（現況）
		対象区間における平日の24時間自動車交通量（台/日） 現況で路線のないものは計画交通量を適用	平成11年度道路交通情勢調査（道路交通センサス）計画
		現況の走行速度（km/h） ピーク時旅行速度もしくは、以下の基準による 幅員3m以下は10km/h 幅員4m以下は20km/h 幅員5m以下は30km/h 幅員5m超は40km/h	道路交通情勢調査（道路交通センサス）現状調査
		設計速度（km/h）	計画

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
現況幅員（車道部）	対象区間の現況幅員（車道部）（m）	現況幅員（車道部）	
		対象区間の車道部現況幅員の最小値（m）	和歌山県道路台帳

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
混雑度（現道）	対象区間の混雑度 $\text{混雑度} = \text{交通量} / \text{交通容量}$	混雑度	
		$\frac{\text{交通量}}{\text{交通容量}}$ 交通量：対象区間における平日の24時間自動車交通量（台/日） 交通容量：対象区間の交通容量（台/日）	道路交通情勢調査（道路交通センサス）

施策目標名	(16) 道路整備による県内主要都市間の連携の促進
-------	---------------------------

担当	部	県土整備部	施策目標の狙い	高度医療サービスを受受するなど、地域間連携や交流を円滑にするため、県内主要都市間や隣接県とのアクセス性の向上を図る。			
	局	道路局					
	課	道路政策課、道路建設課	優先順位の考え方	現況の幅員が狭いか混雑度が高くて時間短縮率が大きい区間ほど優先する。			
指標間の関係		貢献度指標		視 点			
				公平性	効率性	現状水準	効 果
		●自動車交通量（現況）×時間短縮率					
		●現況幅員（車道部）					
		●混雑度（現道）					

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
自動車交通量（現況）×時間短縮率	$\frac{\text{自動車交通量（現況）（台/日）} \times (\text{現在の所用時間（分）} - \text{整備後の所用時間（分）})}{\text{現在の所用時間（分）}}$ <p>現在の所要時間（分） 対象区間の現在の区間延長（m） / 現況の走行速度（km/h）</p> <p>整備後の所要時間（分） 対象区間の整備後の区間延長（m） / 設計速度（km/h）</p>	自動車交通量（現況）（台/日）	自動車交通量（現況）
		対象区間における平日の24時間自動車交通量（台/日） 現況で路線のないものは計画交通量を適用	道路交通情勢調査（道路交通センサス）計画
		現況の走行速度（km/h）	
		ピーク時旅行速度もしくは、以下の基準による 幅員3m以下は10 km/h 幅員4m以下は20 km/h 幅員5m以下は30 km/h 幅員5m超は40 km/h	道路交通情勢調査（道路交通センサス）現状調査
		設計速度（km/h）	計画

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
現況幅員（車道部）	対象区間の現況幅員（車道部）（m）	現況幅員（車道部）（m）	
		対象区間の車道部現況幅員の最小値（m）	和歌山県道路台帳

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
混雑度（現道）	対象区間の混雑度 $\text{混雑度} = \text{交通量} / \text{交通容量}$	混雑度	
		$\frac{\text{交通量}}{\text{交通容量}}$ <p>交通量：対象区間における平日の24時間自動車交通量（台/日） 交通容量：対象区間の交通容量（台/日）</p>	道路交通情勢調査（道路交通センサス）

施策目標名		(17) 市街地における道路の渋滞の緩和					
担当	部	県土整備部	施策目標の狙い	市街地内における道路の4車線整備等により、道路渋滞を緩和する。			
	局	道路局					
	課	道路政策課、道路建設課	優先順位の考え方	現道の混雑度が高く、交通量が多い区間ほど優先する。			
指標間の関係	貢献度指標			視 点			
				公平性	効率性	現状水準	効果
	●	混雑度（現道）					
	●	自動車交通量（現況）					
貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等				
混雑度（現道）	対象区間の混雑度 混雑度=交通量 / 交通容量	混雑度 交通量 / 交通容量 交通量：対象区間における平日の24時間自動車交通量（台/日） 交通容量：対象区間の交通容量（台/日）	道路交通情勢調査（道路交通センサス）				
貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等				
自動車交通量（現況）	対象区間の自動車交通量（現況）（台/日）	自動車交通量（現況）（台/日） 対象区間における平日の24時間自動車交通量（台/日）	道路交通情勢調査（道路交通センサス）				

施策目標名		(18) 市街地道路の狭隘幅員の解消					
担当	部	県土整備部	施策目標の狙い	市街地の道路交通の利便性を向上させるため、街づくりの骨格である駅への結節道路など、市街地内道路における狭隘区間を拡幅する。			
	局	道路局					
	課	道路政策課、道路建設課	優先順位の考え方	道路幅員が狭小で、自動車交通量が多いことから必要性が高く、駅に近い(歩行者が多い)区間ほど優先する。			
指標間の関係	貢献度指標			視 点			
				公平性	効率性	現状水準	効果
	●	道路幅員					
	●	自動車交通量(現況)					
	●	最寄りの駅までの距離					
貢献度指標	指標式・算出方法		定義		データの出典等		
道路幅員	対象区間の道路幅員(m)		道路幅員(m)		和歌山県道路台帳		
			対象区間の道路幅員の最小値(m)				
最寄りの駅までの距離	対象区間から最寄り駅までの最短走行距離(m)		走行距離(m)		現状調査		
			最寄り駅 以下の鉄道の駅で、対象区間からの走行距離が最も短い駅 JR、南海電鉄、紀州鉄道				
貢献度指標	指標式・算出方法		定義		データの出典等		
自動車交通量(現況)	対象区間の自動車交通量(現況)(台/日)		自動車交通量(現況)(台/日)		道路交通情勢調査(道路交通センサス)		
			対象区間における平日の24時間自動車交通量(台/日)				

施策目標名		(19) 農林道整備による農山村地域の交流の促進										
担当	部	県土整備部	施策目標の狙い	道路網が未整備な農山村地域と町・主要道路とのアクセス路を整備することによって、農林産物を通じた人・モノの交流を促進する。								
	局	道路局		優先順位の考え方	市町村間または集落間において連絡性が良くなる道路ほど、地域内で道路ネットワークを形成し地域間交流を補完する道路ほど優先する。							
	課	道路政策課、道路建設課										
指標間の関係		貢献度指標		視 点								
				公平性	効率性	現状水準	効果					
		●市町村間（集落間）連絡										
		●農林道が整備されることにより訪れる当該関係市町村への年間入り込み客数										
		●当該関係市町村の年間農林業生産額										
貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等									
市町村間（集落間）連絡	以下の評価基準に基づいた評点の合計値による <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村間連絡</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>主要道路間連絡</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>集落間連絡</td> <td>1点</td> </tr> </tbody> </table> 市町村間と集落間は重複しない（他は重複あり）	評価基準	配点	市町村間連絡	5点	主要道路間連絡	3点	集落間連絡	1点	市町村間連絡		
		評価基準	配点									
		市町村間連絡	5点									
		主要道路間連絡	3点									
集落間連絡	1点											
当該農林道が複数の市町村間を連絡する	現状調査											
主要道路間連絡												
当該農林道の起終点が国道であり、国道道間のバイパス機能を果たす	現状調査											
集落間連絡												
			現状調査									
貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等									
農林道が整備されることにより訪れる当該関係市町村への年間入り込み客数	農林道が整備されることにより訪れる当該関係市町村への年間入り込み客数（人/年） （入り込み客数：当該関係市町村の全目的別年間観光客の内、キャンプ、花見、観光農園、風景・自然鑑賞に訪れる人々）	年間入り込み客数（人/年）										
			観光客動態調査報告書									
貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等									
当該関係市町村の年間農林業生産額	当該関係市町村の年間農林業生産額（千円） 農業粗生産額+林業粗生産額	農業粗生産額（千円）	生産農業所得統計									
		林業粗生産額（千円）	「世界農林業センサス 林業地域調査報告書」									

施策目標名		(20) 農道整備による農産物の供給体制の強化					
担当	部	県土整備部	施策目標の狙い	農産物の「新鮮で、安く」という県民のニーズに応えるため、農産物の輸送ルートを整備することにより、輸送時間・コストの縮減を図る。			
	局	道路局					
	課	道路政策課、道路建設課	優先順位の考え方	営農地域の核となり、延長当たりの輸送コストの縮減額・鮮度維持効果が高く、優良な農地として整備される見込みの高い農道ほど優先する。			
指標間の関係		貢献度指標		視 点			
				公平性	効率性	現状水準	効果
		● 延長当たりの受益者数					
		● 延長当たりの輸送コスト縮減額					
		● 農産物の鮮度維持					
貢献度指標	指標式・算出方法	定義		データの出典等			
延長当たりの受益者数	受益者数 / 道路延長 (人/m)	受益者数 (人)		事業計画書			
		対象地区・箇所により効果を楽しむ受益者数 (人)					
		道路延長 (m)		事業計画書			
延長当たりの輸送コスト縮減額	農産物輸送コスト縮減額 / 道路延長 (円/m)	農産物輸送コスト縮減額 (円)		事業計画書			
		対象地区・箇所により縮減される輸送コスト (円)					
		道路延長 (m)		事業計画書			
農産物の鮮度維持	荷傷み防止額 / 道路延長 (円/m)	荷傷み防止額 (円)		事業計画書			
		対象地区・箇所により防止される荷傷み額 (円)					
		道路延長 (m)		事業計画書			

施策目標名	(22) 港湾整備による効率的な海上物流の実現
-------	-------------------------

担当	部	県土整備部	施策目標の狙い	港湾施設を建設・改良することにより、物流の効率化を図り、物資輸送のコストを縮減する。			
	局	港湾空港振興局					
	課	振興課、管理整備課、漁港課	優先順位の考え方	航行の安全性が悪く、バース延長当たり取扱貨物量が多い上に、物流コスト縮減に直結する地区・地域ほど優先する。			
指標間の関係	貢献度指標			視 点			
				公平性	効率性	現状水準	効果
		● 物流コスト縮減					
		● 航行の安全性					
		● バース延長当たり取扱貨物量					

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等															
物流コスト縮減	以下の評価基準に基づいた評点の合計値による	能力向上	計画															
		物流にかかる施設整備		計画														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1. 能力向上</td> <td>事業の内容が係留施設等の港湾施設の改良で、直接能力向上を図るもの</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>事業の内容が港湾施設等の改良で能力向上を図るものであるが、防舷材等附帯的な工事内容のものなど間接的なもの</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>整備の内容が維持補修系で、現状能力の維持保全にかかるもの</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 物流にかかる施設整備</td> <td>物流にかかる施設を整備するもの</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>物流には関係のない施設を整備するもの</td> <td>1点</td> </tr> </tbody> </table>	評価指標	評価基準	配点	1. 能力向上	事業の内容が係留施設等の港湾施設の改良で、直接能力向上を図るもの	3点	事業の内容が港湾施設等の改良で能力向上を図るものであるが、防舷材等附帯的な工事内容のものなど間接的なもの	2点	整備の内容が維持補修系で、現状能力の維持保全にかかるもの	1点	2. 物流にかかる施設整備	物流にかかる施設を整備するもの	3点	物流には関係のない施設を整備するもの	1点		
評価指標	評価基準	配点																
1. 能力向上	事業の内容が係留施設等の港湾施設の改良で、直接能力向上を図るもの	3点																
	事業の内容が港湾施設等の改良で能力向上を図るものであるが、防舷材等附帯的な工事内容のものなど間接的なもの	2点																
	整備の内容が維持補修系で、現状能力の維持保全にかかるもの	1点																
2. 物流にかかる施設整備	物流にかかる施設を整備するもの	3点																
	物流には関係のない施設を整備するもの	1点																

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等																	
航行の安全性	以下の評価基準に基づいた評点の合計値による	静穏度向上につながるもの	計画																	
		水深確保につながるもの		計画																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1. 静穏度向上につながるもの</td> <td>事業の内容が外洋からの波の波高を低減させるもの</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>事業の内容が港内の波の波高低減を図るもの</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>波高の低減にはつながらないもの</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 水深確保につながるもの</td> <td>事業の内容が航路及び泊地等の水深確保を図るもの</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>事業の内容が航路や泊地への土砂の流入を防止するもの</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>水深の確保を図らないもの</td> <td>1点</td> </tr> </tbody> </table>	評価指標	評価基準	配点	1. 静穏度向上につながるもの	事業の内容が外洋からの波の波高を低減させるもの	3点	事業の内容が港内の波の波高低減を図るもの	2点	波高の低減にはつながらないもの	1点	2. 水深確保につながるもの	事業の内容が航路及び泊地等の水深確保を図るもの	3点	事業の内容が航路や泊地への土砂の流入を防止するもの	2点	水深の確保を図らないもの	1点		
評価指標	評価基準	配点																		
1. 静穏度向上につながるもの	事業の内容が外洋からの波の波高を低減させるもの	3点																		
	事業の内容が港内の波の波高低減を図るもの	2点																		
	波高の低減にはつながらないもの	1点																		
2. 水深確保につながるもの	事業の内容が航路及び泊地等の水深確保を図るもの	3点																		
	事業の内容が航路や泊地への土砂の流入を防止するもの	2点																		
	水深の確保を図らないもの	1点																		

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
バース延長当たり取扱貨物量	取扱貨物量 / バース延長 (トン/m)	取扱貨物量	港湾統計
		対象港湾の年間取扱貨物量 (トン)	
		バース延長	現状調査
		対象港湾の整備済バース延長 (m)	

施策目標名		(23) 漁港整備による水産物供給環境の充実				
担当	部	県土整備部	施策目標の狙い	安心・安全な水産物の安定的な供給体制を構築するため、漁港の係留施設や流通施設等の充実を図る。		
	局	港湾空港振興局				
	課	振興課、管理整備課、漁港課	優先順位の考え方	安全係船岸充足率や用地充足率が低い地区で、受益者数が多い地区ほど優先する。		
指標間の関係	貢献度指標			視 点		
				公平性	効率性	現状水準
●		受益者数（利用漁船総数）				
●		安全係船岸充足率				
●		用地充足率				
貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等			
受益者数（利用漁船総数）	利用漁船総数（隻）	利用漁船総数（隻）	計画			
		対象地区・箇所を利用する漁船総数（隻）				
貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等			
安全係船岸充足率	$(\text{所要延長} - \text{不足延長}) / \text{所要延長} * 100 (\%)$	安全係船岸	現状調査			
		波浪に対して十分安全に使用可能な係船岸				
		所要延長（m）	現状調査			
		安全係船岸として必要な延長				
不足延長（m）	現状調査					
安全係船岸として不足している延長						
貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等			
用地充足率	現有面積 / 所要面積 * 100 (%)	現有面積（ha）	現状調査			
		現在の用地面積（ha）				
		所要面積（ha）	現状調査			
流通施設整備等のために必要な面積（ha）						

施策目標名	(24) 効率的な農業生産体制の構築
-------	--------------------

担当	部	農林水産部	施策目標の狙い	田や畑の区画整理、用水路、耕作道路等の整備を行うことにより、農地の生産性を向上させる。			
	局	農業政策局					
	課	農村計画課、農地整備課	優先順位の考え方	中核農家数が多くて、受益面積の割合が大きく且つ単位あたりの実効果額が大きい地区を優先する。			
指標間の関係	貢献度指標			視 点			
				公平性	効率性	現状水準	効果
		● 単位受益面積当たり実効果額					
		● 中核農家数（受益者内認定農家数）					
		● 受益面積の割合					

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
単位受益面積当たり実効果額	$(\text{総効果額} - \text{地元負担額}) / \text{受益面積} (10a)$	総効果額（千円）	事業計画書
		対象地区・箇所による効果額の合計値	
		地元負担額（千円）	事業計画書
		対象地区・箇所について、地元が負担する金額	
受益面積（10a）	事業計画書		
		対象地区・箇所による効果を楽しむ地域の面積	

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
中核農家数（受益者内認定農家数）	中核農家数（受益者内認定農家数）（人）	中核農家数（人）	事業計画書、市町村登録数
		受益者のうち、市町村で認定された農家数（人）	

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
受益面積の割合	受益面積 / 採択基準面積（%）	受益面積（10a）	事業計画書
		対象地区・箇所により効果を楽しむ地域の面積	
		採択基準面積（10a）	事業実施要綱
		事業実施要綱に定められるそれぞれの基準面積	

施策目標名	(25) 農村生活環境の向上
-------	----------------

担当	部	農林水産部	施策目標の狙い	農村地域で、農地や簡易水道、交流施設等を整備することによって、自然環境や社会環境など地域固有の立地条件に沿った農地・農村の生活環境の向上を図る。			
	局	農業政策局					
	課	農村計画課、農地整備課	優先順位の考え方	事業区域の所得向上分の大きい地区で関係者数が多い地区を優先する。			
指標間の関係	貢献度指標			視 点			
				公平性	効率性	現状水準	効 果
		● 総受益者数（事業関係者数）					
		● 地域所得増加分					

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
総受益者数（事業関係者数）	総受益者数（事業関係者数）（人）	総受益者数（人）	
		対象地区・箇所の事業関係者数（人）	事業計画書

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
地域所得増加分	農家所得増加分 + 非農家所得増加分（千円）	農家所得（千円）	
		農業所得に農外所得を加えたもの（千円） ・ 農業所得：農家粗収益から農業経営費を差し引いたもの ・ 農外所得：農外収入から農外支出を差し引いたもの	事業計画書
		非農家所得（千円）	
		農家以外の所得（千円）	事業計画書

施策目標名	(26) 漁獲量の維持・増大
-------	----------------

担当	部	農林水産部	施策目標の狙い	和歌山県の沿岸や沖合で魚礁や増殖場等の漁場を整備し、水産資源と漁獲量を維持・増大する。			
	局	水産局					
	課	水産振興課	優先順位の考え方	漁獲量の減少率が大きく、受益者数が多い地区・箇所ほど優先する。			
指標間の関係	貢献度指標			視 点			
				公平性	効率性	現状水準	効果
		● 漁獲量減少率					
		● 受益者数					

貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
漁獲量減少率	$(\text{近年5カ年平均漁獲量} - \text{直近漁獲量}) / \text{近年5カ年平均漁獲量} (\%)$	漁獲量(トン) 漁業経営体が所属する漁業地区に計上する属人統計による漁獲量(トン)	近畿農政局和歌山統計情報事務所「海面漁業生産統計調査」

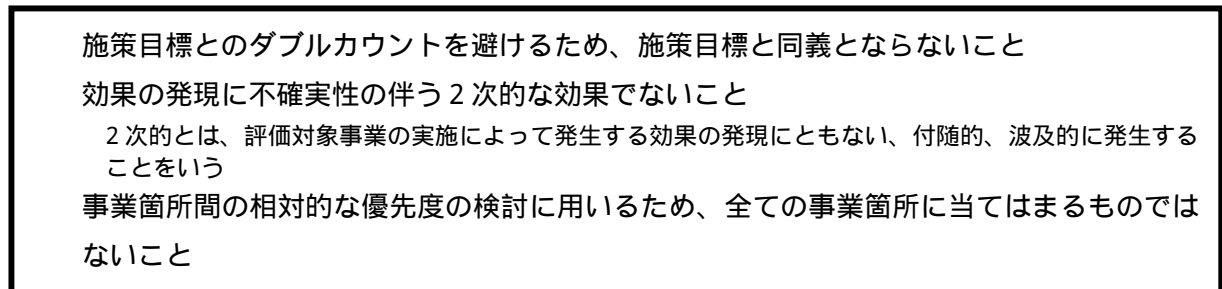
貢献度指標	指標式・算出方法	定義	データの出典等
受益者数	計画年度地区内受益者数(人)	地区内受益者数(人) 対象地区・箇所により効果を受取る、地区内の受益者数(人)	和歌山県漁業の動き

4. 副次的効果の度合いの把握

(1) 副次的効果体系の設定

副次的効果の度合いの評価を行うため、次の考え方に従い、副次的効果体系を整理した。副次的効果は、公共事業に期待される効果のうち、施策目標以外の効果を指す。

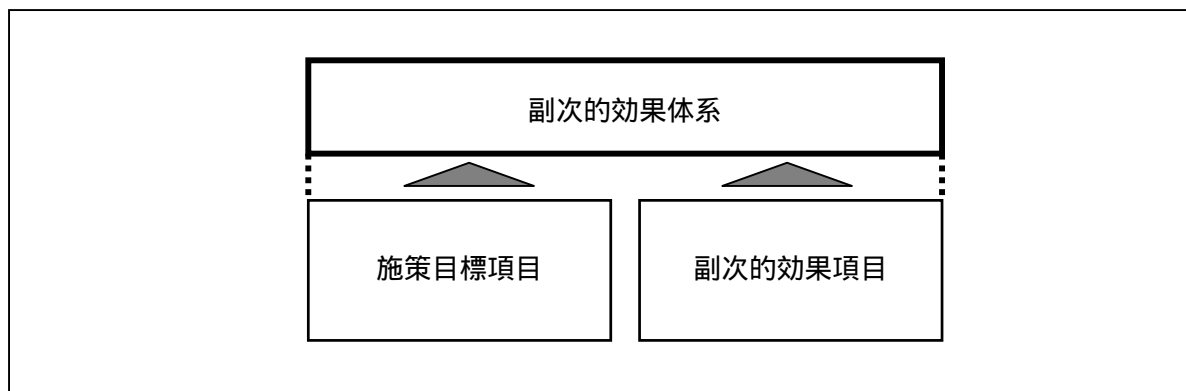
図表 3 5 副次的効果項目設定の考え方



なお、副次的効果として、施策目標項目も副次的効果として見ることができる。例えば、施策目標「(15)道路整備による県外との連携・交流の促進」のもとで優先度を評価している事業箇所が、同時に施策目標「(17)市街地における道路の渋滞の緩和」の効果を持つことが想定される。このような場合、施策目標「(17)市街地における道路の渋滞の緩和」を副次的効果として取り扱う。

従って、副次的効果体系は、施策目標項目とその他の副次的効果項目によって構成する。設定した副次的効果項目は、図表37～38に示す通りである。

図表 3 6 副次的効果体系の構成



図表 3 7 副次的効果体系 (1)

副次的効果体系		暮らし				安全							環境		活力													
		1. 日常生活の道路交通の利便性向上	2. 県営住宅の安全性・居住性の向上	3. 海や川で自然と親しむことのできる環境の創出	4. プレジャーボート等の適正な収容	5. 落石・落橋防止による道路交通の危険性の軽減	6. 歩道設置や交差点改良等による交通事故の減少	7. 河川における洪水被害等からの人命・財産の保全	8. 河川における湧水被害の軽減	9. 土砂災害からの人命・財産の保全	10. 高潮・津波からの人命・財産の保全	11. 自然災害からの農村の保全	12. 森林の保全による山地災害の防止・水資源の確保	13. 道路の沿道環境の改善	14. 河川の水環境の改善	15. 道路整備による県外との連携・交流の促進	16. 道路整備による県内主要都市間の連携の促進	17. 市街地における道路の渋滞の緩和	18. 市街地道路の狭隘幅員の解消	19. 農林道整備による農山村地域の交流の促進	20. 農道整備による農産物の供給体制の強化	21. 森林保全のためのアクセス路確保	22. 港湾整備による効率的な海上物流の実現	23. 漁港整備による水産物供給環境の充実	24. 効率的な農業生産体制の構築	25. 農村生活環境の向上	26. 漁獲量の維持・増大	
施策目標体系	1. 日常生活の道路交通の利便性向上																											
	2. 県営住宅の安全性・居住性の向上																											
	3. 海や川で自然と親しむことのできる環境の創出																											
	4. プレジャーボート等の適正な収容																											
	5. 落石・落橋防止による道路交通の危険性の軽減																											
	6. 歩道設置や交差点改良等による交通事故の減少																											
	7. 河川における洪水被害等からの人命・財産の保全																											
	8. 河川における湧水被害の軽減																											
	9. 土砂災害からの人命・財産の保全																											
	10. 高潮・津波からの人命・財産の保全																											
	11. 自然災害からの農村の保全																											
	12. 森林の保全による山地災害の防止・水資源の確保																											
	13. 道路の沿道環境の改善																											
	14. 河川の水環境の改善																											
	15. 道路整備による県外との連携・交流の促進																											
	16. 道路整備による県内主要都市間の連携の促進																											
	17. 市街地における道路の渋滞の緩和																											
	18. 市街地道路の狭隘幅員の解消																											
	19. 農林道整備による農山村地域の交流の促進																											
	20. 農道整備による農産物の供給体制の強化																											
	21. 森林保全のためのアクセス路確保																											
	22. 港湾整備による効率的な海上物流の実現																											
	23. 漁港整備による水産物供給環境の充実																											
	24. 効率的な農業生産体制の構築																											
	25. 農村生活環境の向上																											
	26. 漁獲量の維持・増大																											

図表 3 8 副次的効果体系 (2)

副次的効果体系	暮らし				安全								環境		活力														
	1. 日常生活の道路交通の利便性向上	2. 県営住宅の安全性・居住性の向上	3. 海や川で自然と親しむことのできる環境の創出	4. プレジャーポイント等の適正な収容	5. 落石・落橋防止による道路交通の危険性の軽減	6. 歩道設置や交差点改良等による交通事故の減少	7. 河川における洪水被害等からの人命・財産の保全	8. 河川における濁水被害の軽減	9. 全土砂災害からの人命・財産の保全	10. 高潮・津波からの人命・財産の保全	11. 自然災害からの農村の保全	12. 森林の保全による山地災害の防止・水資源の確保	13. 道路の沿道環境の改善	14. 河川の水環境の改善	15. 道路整備による県外との連携・交流の促進	16. 道路整備による県内主要都市間の連携の促進	17. 市街地における道路の渋滞の緩和	18. 市街地道路の狭隘幅員の解消	19. 農林道整備による農山村地域の交流の促進	20. 農道整備による農産物の供給体制の強化	21. 森林保全のためのアクセス路確保	22. 港湾整備による効率的な海上物流の実現	23. 漁港整備による水産物供給環境の充実	24. 効率的な農業生産体制の構築	25. 農村生活環境の向上	26. 漁獲量の維持・増大			
副次効果項目	(1) 交流の場の創出																												
	(2) 学習機能の向上																												
	(3) レクリエーション空間の創出																												
	(4) エネルギ-の有効活用																												
	(5) リサイクルの促進																												
	(6) バリアフリー化の推進																												
	(7) 景観の向上																												
	(8) 騒音・振動・飛砂等被害の軽減																												
	(9) 防犯性の向上																												
	(10) 占用工作物の維持・機能向上																												
	(11) 水質の維持・浄化																												
	(12) 地球温暖化の防止																												
	(13) 生態系の保全																												
	(14) 防災機能の強化																												
	(15) 円滑な交通環境の確保																												
	(16) 交通安全の推進																												
	(17) 港湾内事故の減少																												
	(18) 緊急時アクセスの確保																												
	(19) 公共交通機能の確保・保全																												
	(20) 交通結節点へのアクセス向上																												
	(21) 労働の質の向上																												
	(22) 観光拠点・施設へのアクセス確保・保全																												
	(23) 新たな公共用地・宅地の創出																												
	(24) 他事業との相乗効果																												
	(25) 地域振興プロジェクトの支援																												

(2)副次的効果の評価要件の設定

副次的効果の度合いの評価は、定性的な評価によって評点を付していく方法（詳細105頁参照）と
していることから、評価の客観性を確保するため、設定した副次的効果項目毎に効果の有無を把握す
るための評価要件を設定している。

評価要件の設定に当たっては、次の考え方に従っている。

図表 3 9 副次的効果の評価要件設定の考え方

<p>別途設定している貢献度指標と同一又は同義ではないこと</p> <p>事業箇所間の副次的効果の有無に違いが表れる要件であること</p> <p>効果の発現に不確実性の伴う2次的な効果の要件でないこと</p> <p>2次とは、評価対象事業の実施によって発生する効果の発現にともない、付随的、波及的に発生することを指す</p>
--

なお、施策目標項目を副次的効果として用いる場合は、施策目標毎に設定している貢献度指標を用
いて評価することとし、別途評価要件を定めることはしない。

副次的効果項目毎の評価要件は次の通りである。

図表 4 0 副次的効果の評価要件（1）

副次的効果項目	要件番号	評価要件
(1)交流の場の創出		交流施設の維持・整備
		交流施設等へのアクセス路の整備（現道、計画）
(2)学習機能の向上		自然体験や学習活動が実施できる施設の整備
		自然体験、学習活動等施設へのアクセス道の整備
(3)レクリエーション空間の創出		親水公園・緑地、河畔林等の整備
		森林公園・緑地等の整備
		親水性レクリエーション空間、海水浴場の整備
		レクリエーション空間での遊歩道、トイレ、駐車場の整備
(4)エネルギーの有効活用		公園・緑地等へのアクセス路の整備（現道、計画）
		風力・バイオマス等の発電施設の設置
(5)リサイクルの促進		風力・バイオマス等の発電施設へのアクセス道の整備
		間伐材、貝殻等の農林水産品副産物の利用
		糞尿の利用
		建設副産物の減量又は再利用
(6)バリアフリー化の推進		産業副産物の公共工事での利用
		幅広歩道の整備
		歩道の段差・傾斜・勾配の改善
(7)景観の向上		その他バリアフリー化の推進（ ）
		景勝地での景観保全・景観向上
		緑化
		修景工法の採用
		区画形状の整序化
(8)騒音・振動・飛砂等被害の軽減		その他の景観向上策（ ）
		低騒音舗装の施工
		飛砂対策の実施
		その他遮断・緩衝機能の整備（ ）

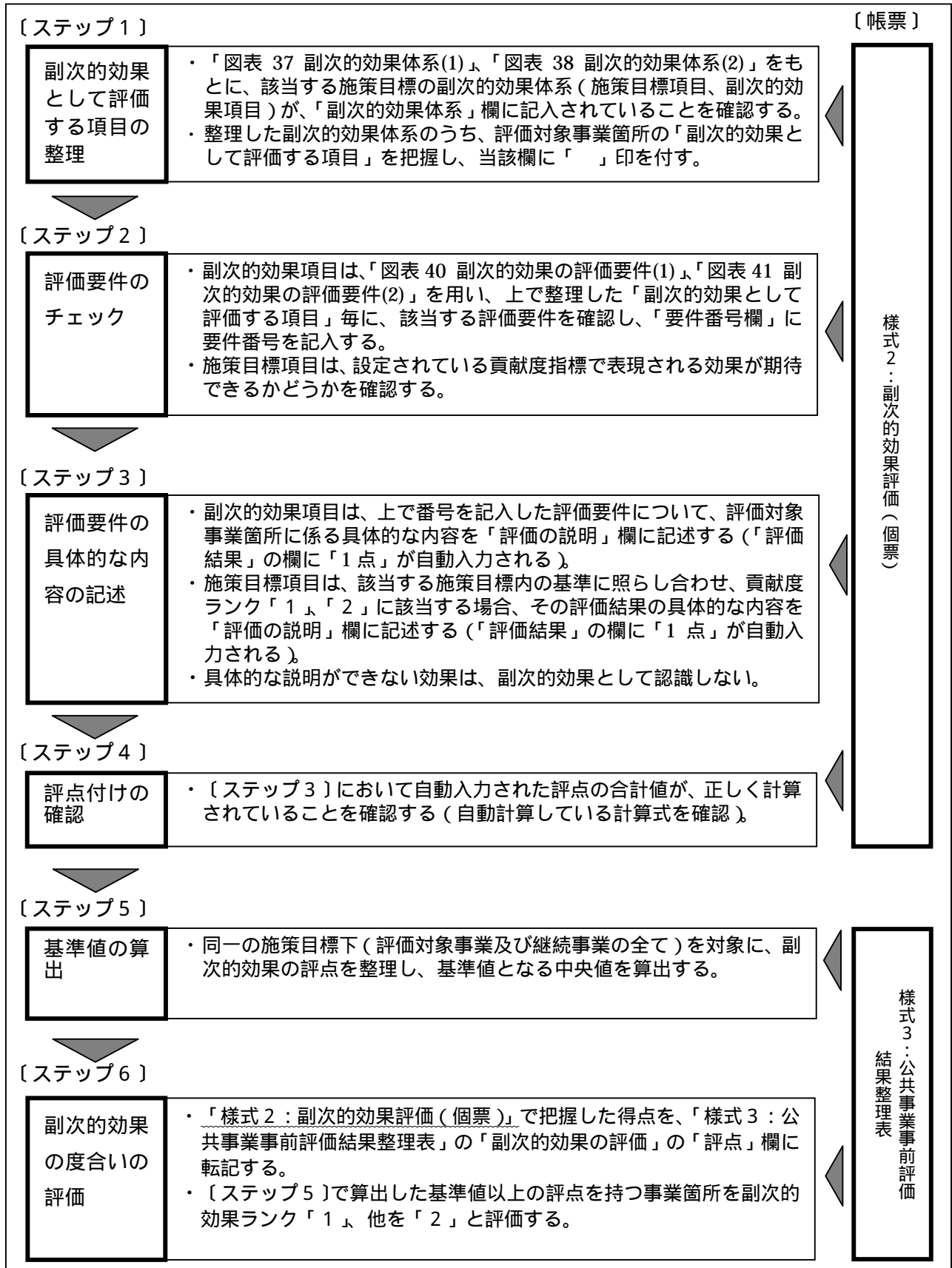
図表 4 1 副次的効果の評価要件 (2)

副次的効果項目	要件番号	評価要件
(9)防犯性の向上		玄関扉等の破壊及びピッキング対策
		死角の少ない配置計画
(10)占用工作物の維持・機能向上		河川等での橋梁、堰等の更新
		道路等での水道、電線等の埋設
(11)水質の維持・浄化		維持用水の確保
		窒素、燐の除去
		バクテリアの繁殖等による有機物の分解
		二枚貝の繁殖等による水質の浄化
		水質浄化施設の設置
(12)地球温暖化の防止		持続可能な森林経営の確保
		崩壊地等や荒廃地の緑化復旧によるCO ₂ 吸収能力向上
		藻場等の創出によるCO ₂ 吸収能力の向上
		植樹・間伐等の実施
		海上輸送へのシフト転換によるCO ₂ 削減
(13)生態系の保全		魚道の設置
		流砂の連続性の確保
		自然林の造成
		その他野生生物生息に対応した機能整備 ()
(14)防災機能の強化		緊急輸送道路 (1 次・2 次) の確保・保全
		緊急物資輸送のための施設整備
		施設の耐震化
		津波被害時における船舶流出対策
		避難地、避難路の確保・保全
		火災時の延焼防止 (河川区域幅 > 3 0 m)
		防火用水の確保・保全
		放置艇対策により河川流水阻害の低減 緊急情報伝達システムの整備・支援
(15)円滑な交通環境の確保		不法駐車の高減
		通行規制の回避
(16)交通安全の推進		「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に基づき指定された道路の整備
		通学路対策
		ドライバーの視認性の向上
(17)港湾内事故の減少		航路等水域施設に近接した放置艇への対策
		荷役時等の安全性向上に向けた対策
		その他海上事故の減少につながる対策 ()
(18)緊急時アクセスの確保		災害等緊急時における幹線道路の代替道路の整備 (地震防災対策アクションプログラムにおける緊急輸送道路の代替輸送道路)
		集落に通じる唯一の道路の整備
(19)公共交通機能の確保・保全		バス路線の確保・保全
(20)交通結節点へのアクセス向上		交通結節点 (駅・空港・港湾) へのアクセス向上 (駅 : 直結、重要港湾に準じる港湾・空港 : 15km圏または30分圏内の改築)
(21)労働環境の質の向上		時間短縮以外の生活や労働の質的向上 ()
(22)観光拠点・施設へのアクセス確保・保全		主要観光施設へのアクセスの確保・保全
		主要観光地、国立・県立自然公園へのアクセスの確保・保全 (観光拠点名 :)
(23)新たな公共用地・宅地の創出		区画成型による保留地の確保
		埋め立て、盛土、切土等による新たな用地の確保
(24)他事業との相乗効果		他の事業と一体的に実施する必要がある箇所 (具体的な連携対象事業名 :)
(25)地域振興プロジェクトの支援		中心市街地活性化関連事業
		シンボル空間関連事業
		緑の雇用事業の支援
		市町村合併支援事業
		地場産品を活用する事業
		その他地域振興プロジェクトの支援 (具体的なプロジェクト名 :)

(3)副次的効果の度合いの評価ステップ

設定した副次的効果体系及び副次的効果の評価要件に従い、事業箇所毎に副次的効果の度合いを評価する。評価の手順は次の通りである。

図表 4 2 副次的効果の度合いの評価ステップ



(4)副次的効果評価（個票）への記入要領

〔ステップ1：副次的効果として評価する項目の整理〕

地区・箇所・路線名	線	副次的効果として評価する項目	要件番号	評価の説明	評価結果	
施工場所	市					
事業名	事業					
施策目標	番号：					
部（建設部）	部					
課	課					
副次的効果の度合い	施策目標項目	5. 落石・滑り止めによる道路交通の危険性の軽減				
		6. 歩道設置や交差点改良等による交通事故の減少		幅広歩道4.5mを採用し、交通事故を抑制する	1	
		7. 市街地における道路の渋滞の緩和		第3次渋滞対策プログラム対象箇所（交差点）であり、道路改築工事により渋滞緩和を図る	1	
	副次的効果項目		(7) 景観の向上			
			(8) 騒音・振動・飛砂等被害の軽減			
			(14) 防災機能の強化		第1次緊急輸送道路に指定されており、道路改築工事により、災害時の緊急物資輸送に係る道路機能を強化する	1
			(16) 交通安全の推進		「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に指定された道路であり、車道の拡幅整備や歩道設置により一般交通及び歩行者の安全性の向上を図る	1
			(18) 緊急時アクセスの確保			
			(19) 公共交通機能の確保		バス路線であり、道路改築工事により、運行の安全性と定時性を確保する	1
			(20) 交通結節点へのアクセス向上		駅へ直結する道路整備である	1
	(22) 観光拠点・施設へのアクセス確保		主要観光地、国立・県立自然公園へ通じる主要道路である	1		
	(24) 他事業との相乗効果					
	(25) 地域振興プロジェクトの支援		住宅宅地開発、企業立地等の計画を支援する道路である	1		
					評点	8

対象事業箇所での副次的効果として評価する項目に をつける

当該施策目標で、副次的効果項目として整理した施策目標名が記入されていることを確認する

当該施策目標で、副次的効果項目として整理した副次的効果名が記入されていることを確認する

〔ステップ2：評価要件のチェック〕

地区・箇所・路線名	線	副次的効果として評価する項目	要件番号	評価の説明	評価結果	
施工場所	市					
事業名	事業					
施策目標	番号：					
部（建設部）	部					
課	課					
副次的効果の度合い	施策目標項目	5. 落石・落橋防止による道路交通の危険性の軽減				
		6. 歩道設置や交差点改良等による交通事故の減少		抑制する	1	
		17. 市街地における道路の渋滞の緩和		（交差点）であり、道路改築工事により渋滞緩和を図る	1	
	副次的効果項目	(7) 景観の向上				
		(8) 騒音・振動・飛砂等被害の軽減				
		(14) 防災機能の強化			第1次緊急輸送道路に指定されており、道路改築工事により、災害時の緊急物資輸送に係る道路機能を強化する	1
		(16) 交通安全の推進			「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に指定された道路であり、車道の拡幅整備や歩道設置により一般交通及び歩行者の安全性の向上を図る	1
		(18) 緊急時アクセスの確保				
		(19) 公共交通機能の確保			バス路線であり、道路改築工事により、運行の安全性と定時性を確保する	1
		(20) 交通結節点へのアクセス向上				1
		(22) 観光拠点・施設へのアクセス確保			へ通じる主要道路である	1
		(24) 他事業との相乗効果				
		(25) 地域振興プロジェクトの支援			を支援する道路である	1
評点					8	

設定されている貢献度指標で表現される効果が期待できるかどうかを確認（記入不要）

副次的効果として評価する項目毎に、該当する評価要件を確認し、要件番号を記入する

